

国史跡福岡城跡 保存管理計画

2012年

福岡市教育委員会

序

福岡城は黒田長政が江戸時代のはじめに築城した城郭で、昭和32年に国史跡に指定され、福岡市を代表する歴史的文化遺産として高く評価されています。石垣の残りが良好で、国の重要文化財に指定された多聞櫓などの建造物も保存されており、また史跡の大半が舞鶴公園として整備され、市街地中心部の広大な緑地、スポーツ・レクリエーション、あるいは憩いの場として市民に親しまれています。

昭和62年末、福岡城跡三ノ丸において、古代日本の外交施設であった鴻臚館の遺構が発見されたことにより、福岡城跡を含めたこのエリアの望ましいあり方について定めた『舞鶴城址将来構想（中間取りまとめ）』が策定されました。その後、この将来構想との整合性を図りながら、福岡城跡全体の保存・整備・活用の方向性を定めた『福岡城跡保存整備基本構想』を平成17年に策定しています。

一方で、福岡城跡には舞鶴公園をはじめ、裁判所や中学校などが史跡地内にあり、これらの維持・管理に際して発生する現状変更等の取り扱いについて基準を定める保存管理計画についても、早期に策定する必要がありました。

福岡市教育委員会では、適切な保存管理計画を策定するため、専門分野の有識者と行政からなる「福岡城跡整備指導委員会」を設置し、文化庁や福岡県にも助言を頂きながら検討を重ね、このたび『史跡福岡城跡保存管理計画』を取りまとめることができました。

策定にあたり、委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた関係機関に厚くお礼を申し上げますとともに、本計画に基づき、福岡城跡がより一層市民に親しまれるよう、史跡の保存や活用に取り組んでまいります。

平成 24 年 3 月16日

福岡市教育委員会
教育長 酒井 龍彦

例 言

1. 本書は、福岡市中央区城内、及び赤坂 1 丁目の一部に位置する国史跡福岡城跡の保存管理計画である。
2. 本書に定める保存管理計画は、福岡市教育委員会が策定した。策定は国庫補助事業として行った。
3. 策定にあたっては、専門分野の有識者及び行政からなる「福岡城跡整備指導委員会」を設置して審議を行い、文化庁記念物課と福岡県教育庁文化財保護課の指導・助言を受けた。
4. 計画策定に関わる事務は、福岡市教育委員会文化財部文化財整備課が行った。
5. 本書の作成にあたり、福岡市博物館より資料の提供を受けた。
6. 福岡城跡に関わる調査及び計画案の作成業務は、(株)中桐造園設計研究所に委託した。
7. 本書にかかる著作権は、福岡市（福岡市中央区天神1-8-1 電話092-711-4783）が保有しており、無断転載はこれを禁ずる。

目 次

I. 保存管理計画策定の目的と背景	1
1. 沿 革	1
2. 目 的	2
3. 策定の体制と経過	2
II. 福岡城跡の概要	5
1. 計画の対象範囲	5
1) 福岡城跡の位置	5
2) 計画の対象範囲	5
2. 福岡城跡の指定の経緯と理由	7
1) 指定の経緯	7
2) 指定面積	7
3) 指定理由	8
4) 指定範囲と土地所有状況	8
3. 福岡城跡の概要	9
1) 古代～中世	9
2) 近 世	9
3) 近代以降	11
4) 史跡指定後の福岡城跡	16
5. 福岡城跡の調査	20
1) 歴史的調査	20
2) 城郭遺構の調査	27
3) 植生の調査	40
4) 社会環境調査	45
6. 福岡城跡の課題のまとめ	55
III. 保存管理	56
1. 基本方針	56
2. 福岡城跡を構成する諸要素	56
1) 城郭としての本質的価値を構成する要素	56
2) 歴史的重層性を構成する要素	57
3) 現代的な利用に関する要素	57
4) 史跡と調和しない、または関連性が低い要素	57

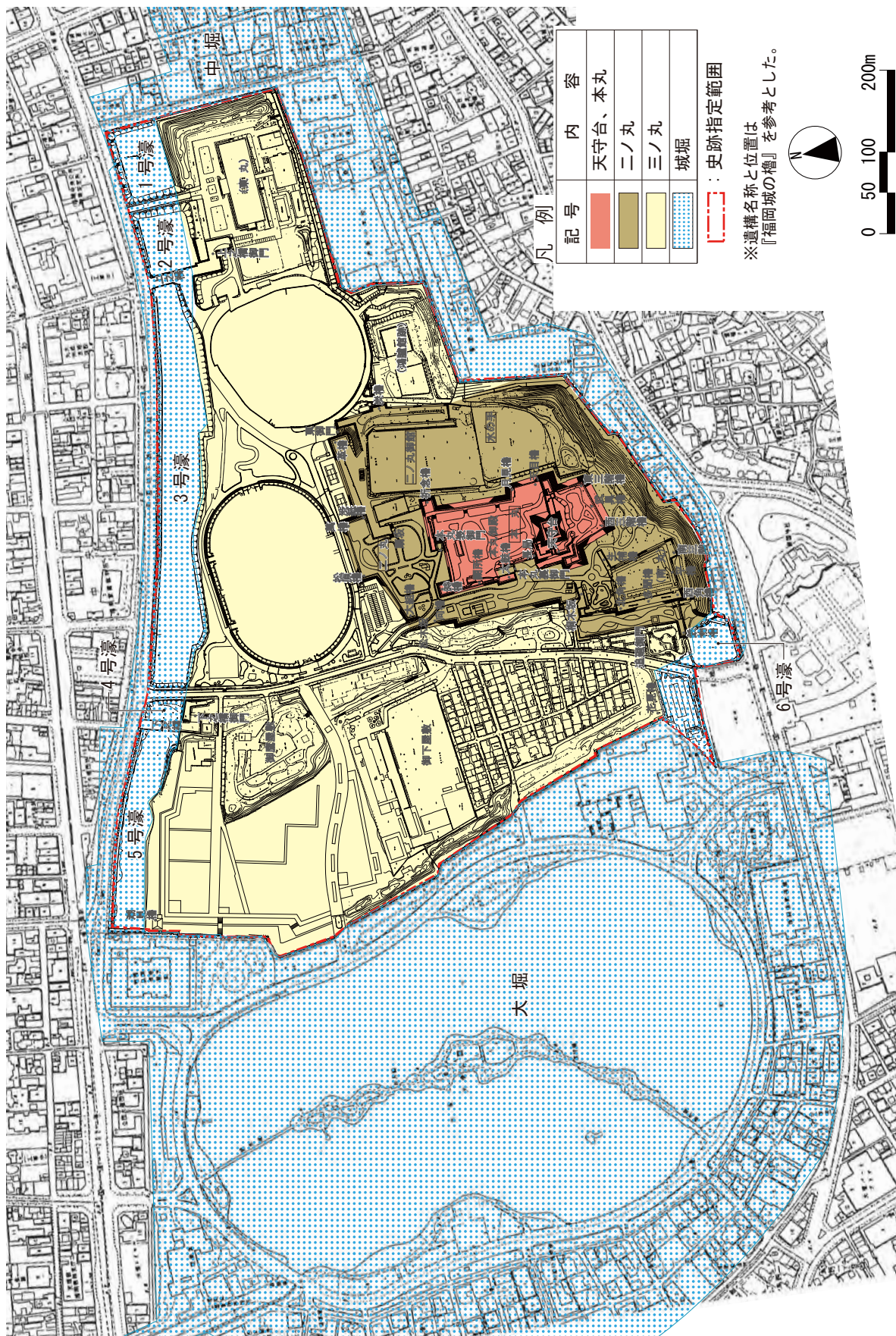
目 次

3. 保存管理の方法	59
1) 地区の設定と基本方針	59
2) 要素ごとの取り扱い方針	59
3) 地区ごとの取り扱い方針	59
4) 現状変更についての留意事項	60
5) 史跡指定地外の遺構について	61
6) 周辺環境について	61
4. 緑の保存管理	62
1) 福岡市の緑地	62
2) 福岡市の緑のまちづくりの方針	62
3) 舞鶴公園（福岡城跡）の緑の方向性	63
5. 現状変更の手続き	65
IV. 整備活用の方方向性	68
1. 整備活用の方理念	68
2. 整備の方方向性	68
3. 福岡城跡の保存整備の方ためのゾーン区分	69
4. 福岡城跡の整備の方についての市民意識	71
V. 管理運営の方方向性	73
1. 管理運営の方方針	73
2. 管理運営の方方法	73
3. 管理運営の方体制	73
4. 市民との連携	74
1) 課題	74
2) 今後の方方向性	74
参 考 資 料	75



※白線は福岡城跡の史跡範囲
黄線は鴻臚館跡の史跡範囲

福岡城跡航空写真（平成7年撮影）



福岡城跡全体図

I. 保存管理計画策定の目的と背景

1. 沿 革

福岡城跡の保存整備に関しては、昭和32年（1957）の国史跡指定を受けて、城内の大半を占めていた病院や学校施設などの城外移転と跡地の整備についての取り組みに始まり、歴史的建造物の移転修復や、石垣等の保存修理などが長年にわたり行われてきた。昭和62年（1987）に平和台野球場内で鴻臚館跡の遺構が発見されたことにより、平成3年（1991）に都市整備局（現住宅都市局）によって『舞鶴城址将来構想（中間取りまとめ）』※1が策定されると、この構想に基づき平和台野球場や城内町住宅等の移転などが進められた。平成12年（2000）に下之橋御門が焼損すると、この再建にあわせて上記の将来構想を踏まえた『福岡城跡保存整備基本構想』※2が教育委員会により平成17年（2005）に策定された。

今回、『福岡城跡保存管理計画』の策定に至ったのは、福岡城跡の史跡指定地の約9割が舞鶴公園と重複し、史跡と公園の管理が異なる部局で行われていること、また、史跡指定地内に裁判所や中学校、個人住宅などが含まれ、管理者が多数にわたることから、福岡城跡を史跡として適切に保存・管理するための共通の方針を明確にする必要があったことによる。

※1『舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ）』（平成3年5月策定）

この構想では、鴻臚館跡と福岡城跡を福岡固有の歴史・文化伝承の場、また緑の国際文化都市を目指す本市の象徴的空間と位置づけ、広大な史跡と緑の空間が市民にうるおいとやすらぎを提供する歴史公園として整備を図り、これを子々孫々まで保存、継承するために、その目的と範囲、現況、基本理念、基本的な考え方、および将来の望ましいあり方について定めている。

※2『福岡城跡保存整備基本構想』（平成17年1月策定）

福岡城跡全体の保存整備や管理運営、活用等の基本的な方向性について定めた構想で、これに基づいて下之橋御門の整備などを実施している。文中の「保存整備等の基本方針」では、史跡指定地の適正な管理・城郭景観保全のため、関係部局が相互に連携、協力しながら「保存管理計画」などを策定し、現状の様々な問題点を抽出した上で、事業計画を立案する必要があることが述べられている。

2. 目 的

福岡城跡を適切に保存し次世代へと確実に継承していくために、史跡の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準を定めることを目的として、保存管理計画を策定する。

具体的な内容は、以下のとおりである。

- ア．史跡の基本情報（概要、来歴、指定経緯、土地利用・所有状況等）を提示する。
- イ．保存管理の基本方針を定める。
- ウ．史跡の本質的価値を明確にする。
- エ．保存管理の方法を定める。
- オ．現状変更等の許可に関する取り扱い基準を定める。
- カ．整備・公開・追加指定等に関する将来像を提示する。
- キ．運営方法及び体制整備の方向性を定める。

なお、福岡城跡は市街地の中心部にあることから、社会状況の変化により史跡の周辺環境が急速に変化していく可能性も考えられる。このため、状況の変化に応じて適切な時期に保存管理計画の見直しを行う。

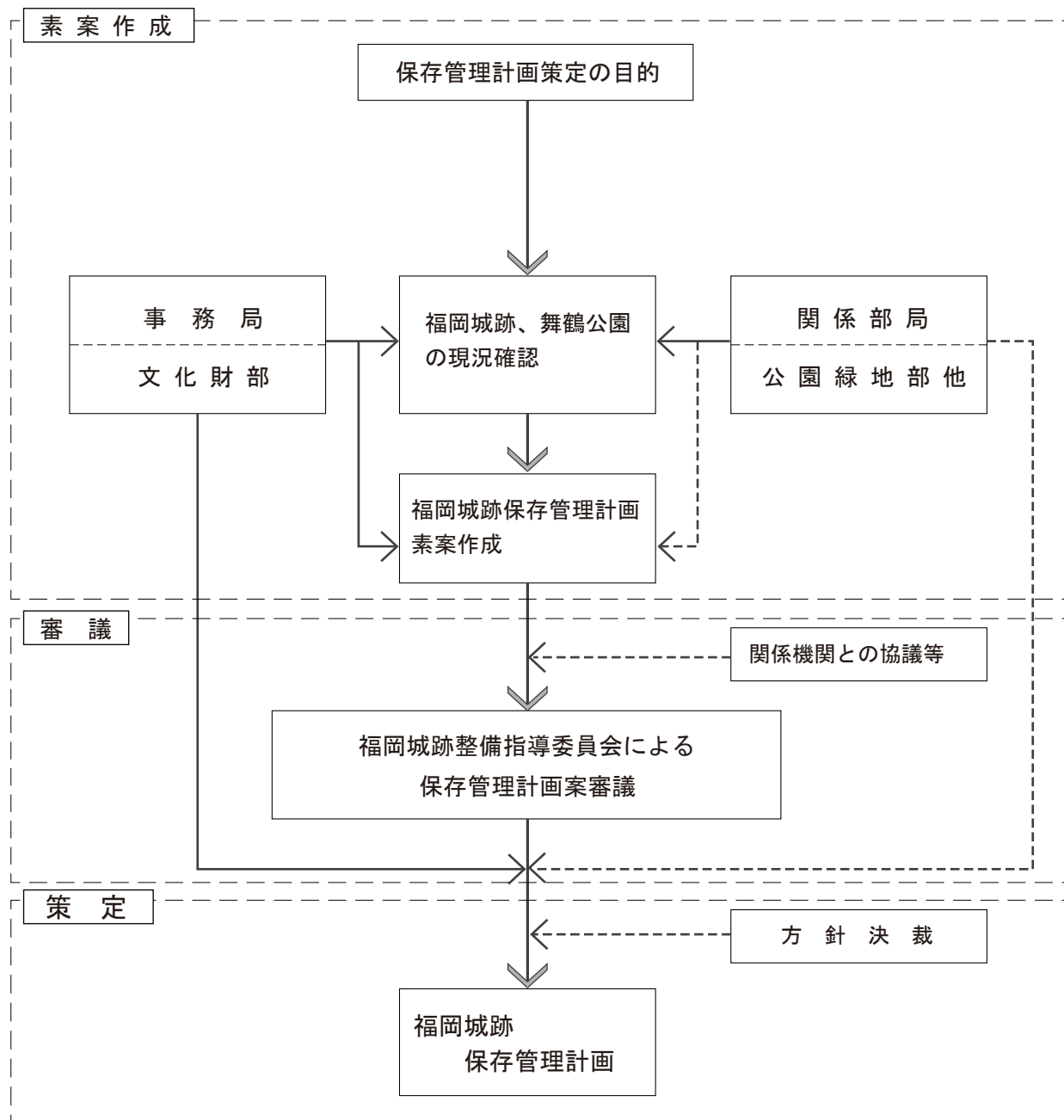
また、今後『整備基本計画』を策定することとしており、『保存管理計画』と合わせて史跡の整備・活用の指針として運用を行っていくものとする。福岡城跡内には二重の国指定を受けた史跡鴻臚館跡があり、今後この整備基本構想や整備基本計画が策定される過程において、福岡城跡の整備基本計画との整合性を図っていくものとする。

3. 策定の体制と経過

福岡城跡は国指定史跡であるとともに、その約9割が昭和35年（1960）都市公園法による総合公園となっており、史跡の保存管理計画策定にあたっては、関係機関との協議に基づく体制で行った。

また、適正な計画立案のため、国史学や考古学、造園学、建築学、土木工学の分野の学識経験者、および関係機関の代表者からなる「福岡城跡整備指導委員会」を設置し、その指導・助言を受けながら策定した。

今回の保存管理計画の策定の手順、および「福岡城跡整備指導委員会」の審議経過については、次頁に示すとおりである。



福岡城跡整備指導委員会の審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	平成22年 12月10日(金)	・「保存管理計画」について ・「国史跡福岡城跡保存管理計画(案)」および策定スケジュールについて ・専門部会の設置について ・報告事項(鴻臚館跡調査における福岡城跡の遺構について、他) ・史跡福岡城跡現地視察
第2回	平成23年 3月30日(水)	・「保存管理計画(案)」について ・報告事項(二ノ丸・三ノ丸の試掘調査について、他)
第3回	平成23年 8月31日(水)	・「保存管理計画(案)」について ・福岡城跡の石垣の現状について ・福岡城跡に関する文献調査について ・報告事項(福岡城跡の確認調査について、他)
第4回	平成24年 2月2日(木)	・「保存管理計画(案)」について ・報告事項(上之橋御門石垣保存修理工事について、他)

「福岡城跡整備指導委員会」の構成

〔委 員〕

（五十音順）

	氏 名	専 門	所 属 ・ 役 職 等
	杉本 正美	造 園 学	九州芸術工科大学 名誉教授
	高瀬 哲郎	考 古 学	元・佐賀県立名護屋城博物館 学芸課長
○	西 和夫	建 築 学	神奈川大学 名誉教授
	西谷 正	考 古 学	九州歴史資料館 館長
	服部 英雄	国 史 学	九州大学大学院 教授
	林 重徳	土 木 工 学	佐賀大学 名誉教授
◎	丸山 雍成	国 史 学	九州大学 名誉教授
	中沢 浩	行 政	福岡市教育委員会 教育次長
	中島 淳一郎(前)		
	馬場 隆	行 政	福岡市住宅都市局 局長
	井上 隆治(前)		
	中島 淳一郎	行 政	福岡市経済振興局 局長
	松本 友行(前)		

※◎印は委員長、○印は副委員長

〔国・福岡県〕

国：山下 信一郎（文化庁記念物課史跡部門）

県：田上 稔 （福岡県教育庁総務部文化財保護課）

今井 涼子 （福岡県教育庁総務部文化財保護課）

〔福岡市〕

＜事務局：福岡市教育委員会＞

酒井 龍彦 山田 裕嗣 （前）（教育長）

藤尾 浩 宮川 秋雄 （前）（文化財部長）

有川 由美 秋吉 誠 （前）（文化財部文化財整備課長）

三木 隆行 （文化財部文化財調査担当課長）

大庭 康時 （文化財部文化財整備課整備第1係長）

吉武 学 （文化財部文化財整備課整備第2係長）

常松 幹雄 （文化財部文化財整備課文化財行政企画担当主査）

中村 啓太郎 （文化財部文化財整備課歴史まちづくり推進事業担当主査）

久住 猛雄 （文化財部文化財整備課整備第2係 文化財主事）

中島 悠葵 （文化財部文化財整備課運用係 事務担当）

Ⅱ．福岡城跡の概要

1. 計画の対象範囲

1) 福岡城跡の位置

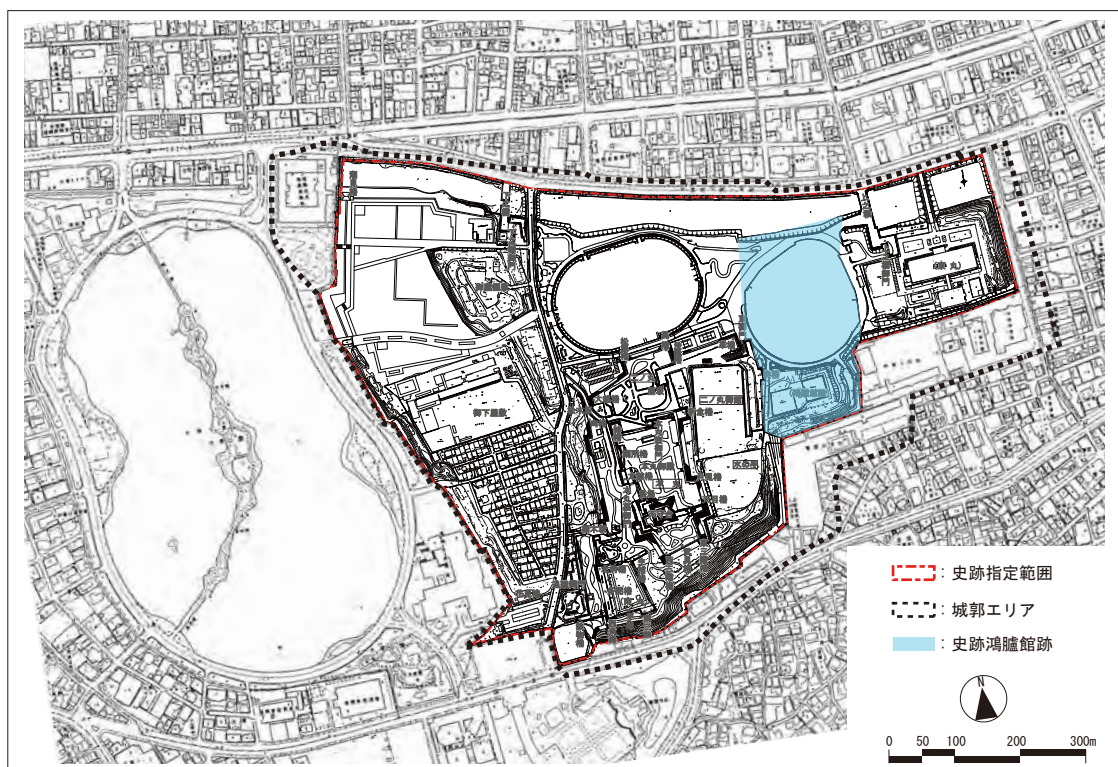
福岡市は福岡県の北西部に位置し、北は博多湾に面し、東は糟屋郡の新宮町・久山町・粕屋町・志免町、南は大野城市・春日市・那珂川町と佐賀県吉野ヶ里町・神埼市・佐賀市に接し、西は福岡県糸島市と接する。

福岡城跡は、油山から北に広がる低丘陵のうち、福崎丘陵の先端に位置し、福岡市中央区のほぼ中心部にある。旧地名は那珂郡警固村福崎である。この丘陵では、古墳時代からの遺構が確認され、古代には筑紫館（後の鴻臚館）が置かれ、新羅・唐・宋からの公使や商人、遣唐使、遣新羅使が滞在した。

2) 計画の対象範囲

この計画の対象とする範囲は、国指定史跡としての福岡城跡の範囲とする。ただし、史跡の保存、あるいは景観保護のため、史跡の周辺環境についても考慮しておくことが必要であり、その概略と将来の方向性については61ページに述べる。

福岡城の範囲は、博多湾、南側丘陵、室見川・御笠川両河川で画された城下町を含めた「惣構え」で示され、博多を含める。城郭の範囲は城堀で囲まれた範囲であり、内堀・大堀とこれに囲まれた内郭を中心とし、これに中堀（紺屋町堀）、肥前堀（佐賀堀）を含む外郭から構成される。このうち史跡として指定された範囲は、本丸・二ノ丸・三ノ丸の内郭と、城堀のうち北側の1～5号濠、南西側の6号濠、および堀外壁石垣展示室のある赤坂一丁目の一部である。



図Ⅱ-1 計画対象範囲図



図 II-2 計画地位置図（衛星写真）

2. 福岡城跡の指定の経緯と理由

福岡城跡は、昭和32年（1957）8月29日に国史跡指定を受けているが、指定の経緯は以下のとおりである。

1) 指定の経緯

①仮指定

官報告示	昭和27年（1952）4月30日	官報第7592号
県公報	昭和27年（1952）3月29日	県教育委員会告示第11号

②指 定

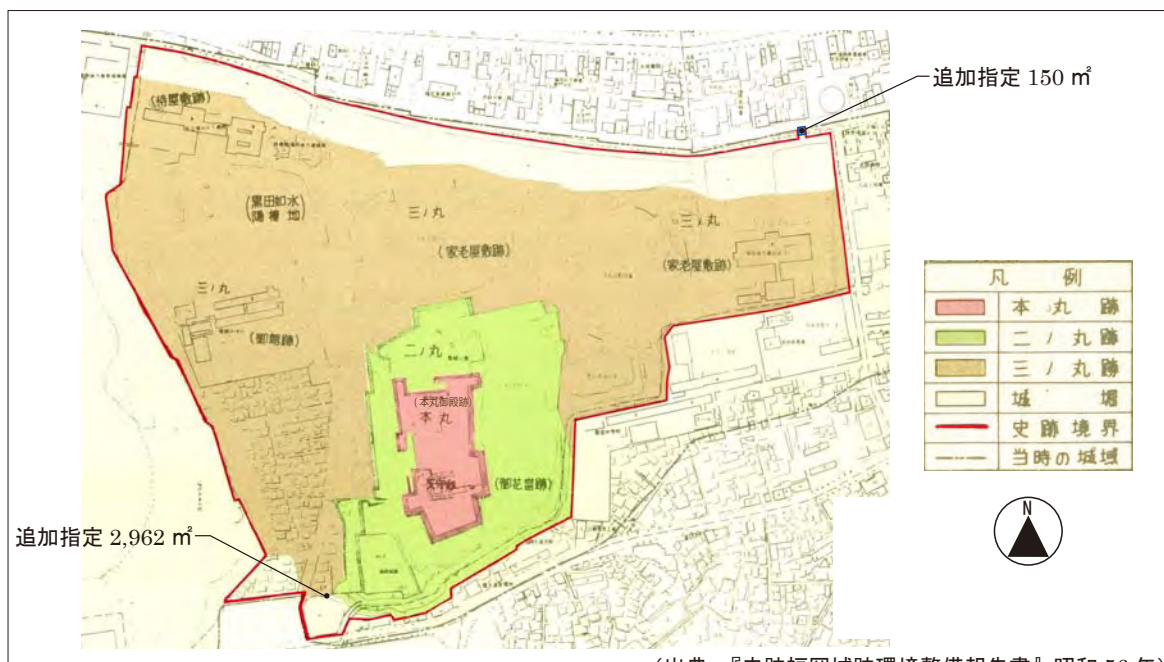
官報告示	昭和32年（1957）8月29日	文化財保護委員会告示第62号
指定面積	477,312.9㎡	

③追加指定

官報告示	昭和57年（1982）10月14日	文部省告示第146号
指定面積	3,112㎡（内堀石垣公開施設150㎡、6号濠2,962㎡）	

2) 指定面積

480,424.90㎡



図Ⅱ-3 指定と追加指定の範囲図

3) 指定理由

福岡城跡の国史跡指定は、次の事項が該当することによる。

「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）」に述べる「史跡 左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの。」のうち、

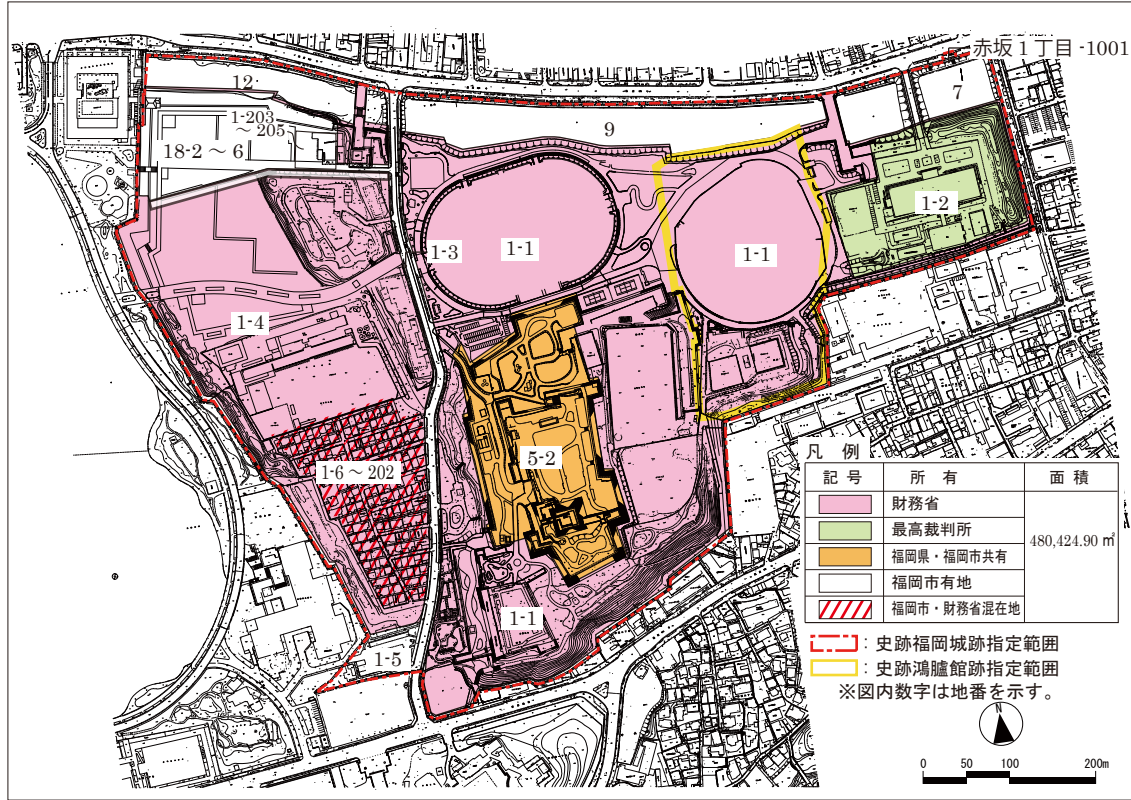
「二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡」であることによる。

さらに、福岡城跡指定時の説明には、次のような内容が示されている。「慶長6年（1601）、黒田長政が福崎の地に築成、改めて福岡と号した。城主黒田氏は、以後歴代相継ぎ、明治維新に至った。城は低い独立の丘陵に拠り、その裾をとり入れ、西南海につづく大堀を天然の要害として築かれたもので、北面を大手とする。丘陵の頂部に本丸を置き、天守台を設け、本丸東に一段低く、東丸・二ノ丸・水の手を配し、さらに一段低く西に三ノ丸、南に南丸、北に北丸を設けた。建物としては、多聞櫓・角櫓が遺存する。」

4) 指定範囲と土地所有状況

福岡城跡の国史跡指定の範囲は、図Ⅱ-3に示すとおりで、指定面積は480,424.90㎡である。土地所有状況については、図Ⅱ-4に示すとおりで、大半は財務省の所有であるが、他に福岡市単独で所有する土地や、福岡県・福岡市共有の土地、最高裁判所が所有する土地がある。

現在の地番では、福岡市中央区城内1-1～205、5-2・7・9・12、18-2～6、及び中央区赤坂1丁目1001にあたる。



図Ⅱ-4 指定地内の土地所有状況

3. 福岡城跡の概要

1) 古代～中世

福岡市域は、古代には東から筑前国糟屋郡、席田郡、那珂郡、早良郡、怡土郡、志摩郡に所属していた。『三国志』「魏書」東夷伝・倭人条などに見られる「奴国」や、『日本書紀』仲哀天皇8年正月21条にみえる「儼県(なのあがた)」など、古くより「な」の音を冠した地名が、福岡市付近につけられたと考えられている。

博多湾には那津・娜大津と呼ばれる古代の外交の窓口になった港が存在し、福岡市の歴史に大きな影響を与えた。宣化天皇元年5月に那津官家が現在の博多区比恵遺跡群に置かれたとする説が有力であるが、また、中央区西公園付近は荒津と呼ばれ、その近くに筑紫館（後の鴻臚館）が置かれて、新羅・唐・宋の公使や商人、遣唐使・遣新羅使などが滞在した。

平安時代後期には、博多の町に外国商人たちが居住し、後に「博多津唐房」と呼ばれるようになる。寛仁3年（1019）の刀伊の入寇の際には、怡土郡から志摩郡を経て早良郡・那珂郡、能古島に至るまで掠奪を受けた。

鎌倉時代の初めにも、博多や今津は引き続き日宋貿易の拠点として栄えたが、2度にわたる蒙古軍の襲来（文永の役・弘安の役）で、博多湾岸が合戦の舞台になっている。この時に築造された石築地の一部が、元寇防塁として国史跡指定を受け、西区今津・今宿・生の松原などに残る。この後、博多に鎮西談義所（後の鎮西探題）が設置され、九州統治の役割を担った。これにより異国防御に専念できる体制が整ったとされる。

2) 近 世

豊臣秀吉による九州平定後（1587）、筑前国には小早川隆景が入国し、博多湾東部に名島城を築城するが、慶長5年（1600）の関が原の戦後、小早川秀秋の移封に伴い、豊前國中津の黒田長政が筑前国15郡、50万余石（後には52万余石）を徳川氏から与えられ、福岡藩初代藩主（1600～1623）となった。長政は当初名島城に入城するが、新たに那珂郡警固村福崎の地に城郭を築くこととし、慶長6年（1601）築城に着手した。新城は、長政自らが設計し、野口佐助一成を普請奉行に命じた。また、城名は黒田氏の故地、備前国邑久郡福岡からとって福岡城とした。

築城は慶長12年（1607）まで7年を要したといわれる。城郭の形式は梯郭式の平山城で、西日本有数の規模を有する。外郭の南側は赤坂山から伸びる丘陵を切断して、堀を設け、北側は潟を埋め立て城下町を形成した。また、城の西側は大きく湾入する草ヶ江の入り江を利用して大堀を造り、東側は那珂川に通じる中堀（紺屋町堀）、そして佐賀藩鍋島氏の助力により掘削された肥前堀を連結した。

なお、福岡城の築城に併行して、藩境の7箇所に支城として七端城 - 若松城（現北九州市若松区）、黒崎城（現北九州市八幡西区）、鷹取城（現直方市）、益富城（大隈城、現嘉麻市）、松尾城（小石原城、現東峰村）、彌長城、麻氏良城（現朝倉市）

を配置し、要衝を固めたが、慶長20年（1615）の一国一城令によって破却された。

城内は天守台を中心とした本丸、二ノ丸、三ノ丸の3郭に分かれ、江戸時代後期には潮見櫓、花見櫓をはじめとする累計47以上を数える多数の櫓が設置され、本丸には本丸御殿を、二ノ丸には二ノ丸御館、南丸を配する。三ノ丸の北面には家老の屋敷が整然と並び、また、下之橋御門の南側には、藩祖黒田孝高（如水）（1604没）の隠居所である御鷹屋敷が構えられていた。大手側の堀には上之橋・下之橋、南西搦手側には追廻橋を設け、城外への通路とした。

城内の様々な構築物は、朽損や火災による焼失、大風による転倒その他の理由によってしばしば建替えが行われた。特に3代藩主光之（1654～1688）の時代には、三ノ丸の御下屋敷が寛文11年（1671）に北側に場所を移し建替えられ、以後、藩主の館および藩政の中心となった。その後、宝暦13年（1763）に焼失したが、翌年規模を縮小し再建された。さらに、7代藩主治之（1769～1781）を江戸から迎えるため、明和6年（1769）に新たに造作された。これらが築城後の最も大きな作事であったと思われる。

城下町には、北側前面の堀端に上中級家臣の侍屋敷が、その外側に建築・武具関係の職人や生活物資を扱う商人が居住した町屋敷が並んだ。南側には、下級武士の屋敷が置かれ、さらに南東郭外の春吉町や西郭外の地行町は足軽町となった。北側の海岸部や東側の那珂川沿い、西側の樋井川沿いなどには、寺院が多く配置され、城下の随所に見られる鉤形や丁字路とともに防御的性格をもったと考えられる。

また、家臣団は黒田氏の入封に従って、商工業者とともに福岡に移住して来たものと考えられ、分限帳の元禄3年（1690）改めでは、福岡の家数1,525軒、人数15,009人（男8,416人・女6,593人）とあるが、家臣は約530人を数え、文化3年（1806）改めでは福岡の士官屋敷838軒・下屋敷24軒、町屋1,629軒・74,770人余となっている。ちなみに、元禄3年（1690）の博多町の家数は3,118軒、人数19,468人（男11,138人・女8,330人）であった。

以後、福岡城は福岡藩の藩庁として機能する。その城域は福岡城下および博多と、その周辺の村々、博多湾沿岸の浦から構成された。

幕命で寛永18年（1641）以来、佐賀藩と隔年交代で行った長崎警備は恒常的な財政負担を強いたが、文化元年（1804）のロシア使節レザノフの長崎来航、同5年のフェートン号事件ではその対応に迫られ、藩財政も急速に悪化した。

幕末期の11代藩主長溥（1834～1869）は、開港論を唱え、洋学の導入も積極的に進めた。政治的には朝幕関係の周旋に努めたが、幕府の嫌疑を恐れ尊攘派を弾圧・一掃したため、幕末・明治維新の政局の対応に遅れをとる結果ともなった。この間、須崎浜をはじめ博多湾沿岸に台場が築造され、その一部が現在も残る。

3) 近代以降

最後の藩主12代長知は、明治2年（1869）の版籍奉還で藩知事に就任した。同4年、廃藩置県で福岡藩は福岡県となり、三ノ丸の御下屋敷は福岡県庁として使用されたが、同9年（1876）県庁の天神町への移転に伴い解体された。同5年（1872）城内は陸軍省の管轄となり、翌年起こった筑前竹槍一揆を契機に同7年（1874）歩兵第11大隊が分遣され、同9年（1876）歩兵第14聯隊第3大隊が管内分営所として設置されて以来、昭和20年（1945）の終戦まで陸軍の駐屯する場所となった。

この間、城内の建物は腐朽著しいものは解体され、兵舎の修繕材料に充てられたり、旧藩主黒田家や同家菩提寺に払い下げとなり、その多くが失われた。

肥前堀は、県庁の天神町移転以後その東端部分が埋め立てられ、残りの部分は明治43年（1910）に開催された第13回九州沖縄8県連合共進会会場地とするために埋め立てられた。中堀の埋め立て時期と理由は明らかでないが、大正2年（1913）から昭和5年（1928）の間に埋め立てられている。大堀は、昭和2年（1927）開催の東亜勧業大博覧会会場地として一部が埋め立てられ、博覧会終了後の昭和4年（1929）に県営大濠公園となった。また、櫓形門以南の那珂川西岸石垣は明治8年（1875）に撤去、同以北の石垣と櫓形門は明治22年（1889）に撤去された。

明治期の福岡は、県庁所在地として行政機能を中心に公共施設、金融機関の支店、学校・新聞社などが建設され、博多部において中世から継承される商業機能と併せて、行政都市・商業都市・消費都市としての発展の道をたどり、明治22年（1889）には市町村制施行により福岡市となった。

戦後、福岡城跡は米軍の駐屯するところとなるが、引き揚げ者住宅（城内町住宅）が昭和21年（1946）に設置され、昭和22年（1947）には市民運動場として、初めて市民に開放された。翌23年（1948）、第3回国民体育大会の主会場として、平和台陸上競技場、舞鶴球技場、（現サッカー・ラグビー場）が整備され、同年11月29日に総合公園舞鶴公園として都市計画決定（平成7年1月4日計画変更）された。昭和25年（1950）に平和台野球場、その後学校、国立中央病院、福岡高等裁判所等が設置されている。

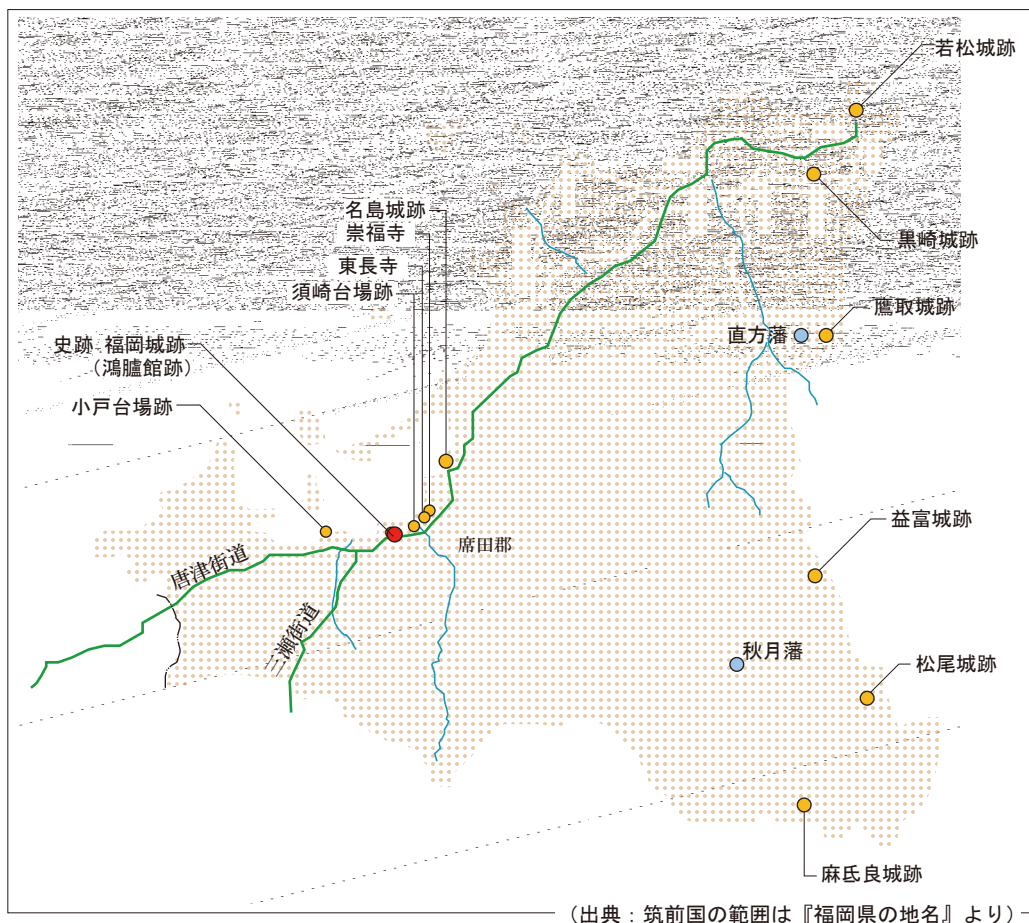
昭和32年（1957）8月29日、福岡城跡は国史跡に指定（477,312.90㎡）され、同57年（1982）10月14日には追加指定（3,112㎡）を受けた。現在、その大半は舞鶴公園（42.4ha）の区域と重複している。同62年（1987）には、平和台野球場の改修工事に伴い、鴻臚館跡の遺構が発見され、平成16年（2004）に国史跡として二重指定（48,027.0㎡）された。

表Ⅱ-1 福岡市のあゆみ (1)

和 暦	西 暦	主 な 出 来 事
弥生時代	57 年	・倭の奴国王後漢に遣使、光武帝より金印を授かる。
弥生時代終末	3 世紀中頃	・『三国志』「魏書」東夷伝・倭人条に2万余戸の「奴国」が記される。
宣化 2 年	536 年	・那の津に官家をつくる。(那津官家：大宰府の前身)
斉明 7 年～天智 2 年	661 年～ 663 年	・娜大津に磐瀬行宮(後に長津宮)が存在か。
持統 2 年	688 年	・新羅の使者を筑紫館にもてなす。(筑紫館の初見)
大同元年	806 年	・空海(弘法大師)が唐より帰朝し、博多に東長寺を開く。
承知 5 年	838 年	・遣唐副使が鴻臚館で唐人と詩を唱和する。(鴻臚館の初見)
延喜 19 年	919 年	・箱崎放生会が始まる。
寛仁 3 年	1019 年	・刀伊の入寇
永承 2 年	1047 年	・鴻臚館が焼亡する。(鴻臚館最後の記事) 前後して博多が国際貿易の拠点となり、後に「博多津唐房」と呼ばれる。
建久 6 年	1195 年	・栄西が博多に日本最初の禅寺聖福寺を開く。
仁治 3 年	1242 年	・宋商人謝国明が承天寺を創建し、弁円(聖一国師)を開山とする。
文永 11 年	1274 年	・元・高麗軍が今津～百道原に上陸し、赤坂・別府で合戦
弘安 4 年	1281 年	・元・高麗軍が再び来襲、博多に迫る。
永享 4 年	1432 年	・博多祇園山笠(12 層)を造り、人形を据えて動かす。
天正 15 年	1587 年	・戦火で荒廃した博多を豊臣秀吉が復興する。(太閤町割)
慶長 5 年	1600 年	・黒田長政が筑前国主となり、名島城に入城する。 ・翌年福岡城の築城に着手。(完成は 1607 年)
慶長 20 年	1615 年	・「一国一城令」により六端城を破却する。
元和 6 年	1620 年	・福岡城の石垣等の資材を大坂城普請に提供。 (『細川忠利書状』による)
寛永 9 年	1632 年	・2 代藩主忠之の時、黒田騒動が起きる。
寛文 11 年	1671 年	・3 代藩主光之、三ノ丸御下屋敷を建て、移り住む。
宝暦 13 年	1763 年	・6 代藩主継高の時、三ノ丸下屋敷の大半を焼失する。
明和 6 年	1769 年	・7 代藩主治之を迎えるにあたり、三ノ丸御下屋敷を建替える。
天明 4 年	1784 年	・志賀島で金印(「漢委奴国王」印)を発見
明治 2 年	1869 年	・12 代藩主長知、版籍奉還を行う。
明治 4 年	1871 年	・廃藩置県により福岡県を置く。[7 月] ・県庁が三ノ丸御下屋敷に置かれる。
明治 9 年	1876 年	・城内が歩兵第 14 聯隊(小倉)管内分遣所となり、第 3 大隊設置

表Ⅱ-1 福岡市のあゆみ(2)

和 暦	西 暦	主 な 出 来 事
明治 22 年	1889 年	・福岡区を福岡市と改め、市制を施行〔4 月〕 ・九州鉄道（今の J R 鹿児島本線）、博多～千歳川が開通〔12 月〕
明治 36 年	1903 年	・京都帝国大学福岡医科大学（現九州大学）開校〔4 月〕
明治 43 年	1910 年	・福博電軌（市内電車）が営業開始〔3 月〕 ・第 13 回九州沖縄 8 県連合共進会を天神で開く。〔3 月〕
大正元年	1912 年	・筑紫郡警固村を編入（初の町村合併）〔10 月〕
昭和 2 年	1927 年	・東亜勸業博覧会を大濠で開く。〔3 月〕
昭和 20 年	1945 年	・福岡大空襲〔6 月〕。米占領軍が旧福岡城内に駐屯する。
昭和 23 年	1948 年	・第 3 回国民体育大会を平和台で開催〔10 月〕 ・旧福岡城内を舞鶴公園として都市計画決定
昭和 32 年	1957 年	・「福岡城跡」として国史跡に指定される。
昭和 35 年	1960 年	・「舞鶴公園」として総合公園が設置される。
昭和 46 年	1971 年	・南丸多聞櫓が国重要文化財に指定される。
昭和 47 年	1972 年	・政令指定都市となり、5 区が誕生〔4 月〕
昭和 50 年	1975 年	・山陽新幹線が開通〔3 月〕 ・市の人口が 100 万人を突破（国勢調査結果）〔10 月〕
昭和 55 年	1980 年	・福岡都市高速道路（香椎～東浜）が開通〔10 月〕
昭和 56 年	1981 年	・地下鉄 1 号線が室見～天神で部分開業〔7 月〕
昭和 57 年	1982 年	・旧西区が城南・早良・西の 3 区に分かれて 7 区制に。〔5 月〕 ・福岡城跡の追加指定が行われる。 ・大正時代に払い下げられていた祈念櫓が再移築される。
昭和 62 年	1987 年	・平和台球場で鴻臚館跡の遺構を発見〔12 月〕
平成元年	1989 年	・アジア太平洋博覧会が開幕〔3 月〕
平成 3 年	1991 年	・崇福寺より潮見櫓・花見櫓の部材を購入する。 ・『舞鶴城址将来構想（中間取りまとめ）』が策定される。
平成 6 年	1994 年	・国立福岡中央病院が解体される。
平成 10 年	1998 年	・平和台野球場が解体される。
平成 12 年	2000 年	・福岡城大手門（現・下之橋御門）が焼損する。
平成 16 年	2004 年	・「鴻臚館跡」が国史跡に指定される。
平成 17 年	2005 年	・『福岡城跡保存整備基本構想』が教育委員会により策定され、翌年（2006）に刊行される。
平成 20 年	2008 年	・下之橋御門の復元整備が竣工する。



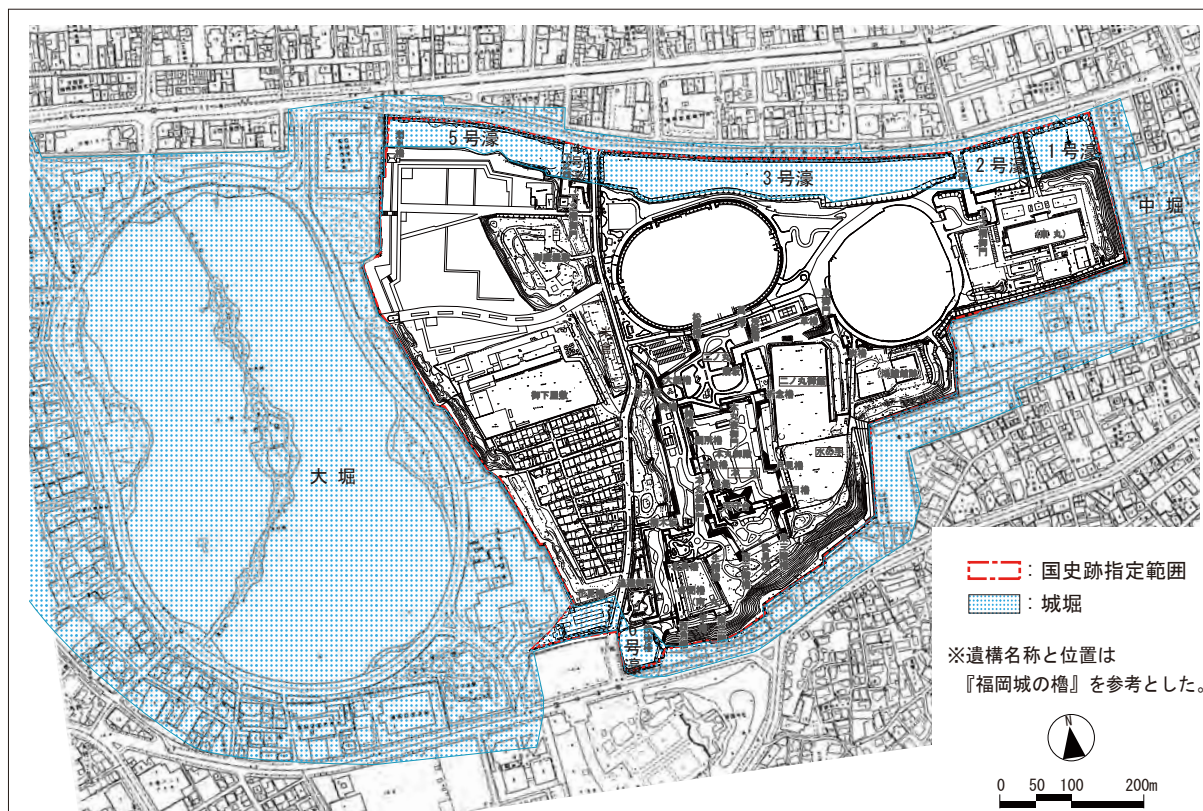
図Ⅱ-5 福岡藩領地図（慶長年間）



図Ⅱ-6 福岡城域の範囲図



図Ⅱ-7 福岡城下図
(出典：「福岡御城下絵図」〈寛政年間（1789～1801）以前〉福岡県立図書館蔵）



図Ⅱ-8 福岡城跡の主要遺構位置図

4) 史跡指定後の福岡城跡

福岡城内の諸施設の移転経緯については表Ⅱ-2に示したとおりであるが、昭和32年（1957）の史跡指定後も、三ノ丸の博多工業高校跡地に舞鶴中学校が設置（昭和35年）され、本丸にあった国立病院が三ノ丸の米軍病院跡地に移る（昭和38年）など、しばらくは施設の城外移転は進んでいない。三ノ丸にあった北九州財務局や福岡国税局、また昭和45年（1970）に南丸の多聞櫓を使用していた西日本短期大学が移転した後、多聞櫓が重要文化財として国指定され、この前後によりやうく施設の城外移転が本格的化する。主な施設では、昭和50年（1975）に福岡大学（～51年）と英数学館が移転、平成3年（1991）策定の『舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ）』に基づき、平成10年（1998）には平和台野球場が取り壊され、平成14年（2002）に公園整備事業に伴い国立福岡中央病院および自衛隊福岡地方連絡部が移転している。城内町住宅についても、公園整備事業により用地取得・移転を進めており、平成23年12月現在、全体の約7割が移転を完了している。

表Ⅱ-2 諸施設の移転経緯（1）

郭	藩政時代	利 用 の 変 遷			整 備		土地所有	管理者
		指定当時 (昭和32年8月29日)	途 中	現状 (平成23年3月末)	年 度	面 積		
三ノ丸	御下屋敷・家老屋敷・馬場	米軍 118 病院跡	国立福岡中央病院 (昭和38年本丸より移転 1.83ha)	西側広場	平成 14 年	1.83ha	福岡市	福岡市 教育委員会 (600㎡)
			自衛隊福岡地方連絡部 (昭和32年0.26ha)			0.26ha		福岡市 住宅都市局
		北九州財務局	公園園地	西側広場	昭和 44 年 ～	—	財務省	福岡市 住宅都市局
		福岡国税局						
		博多工業高校	—	舞鶴中学校 (昭和35年移転)	—	2.14ha	財務省	福岡市 教育委員会
		城内町住宅 (196戸) (昭和21年)	—	取得済み	—	2.64ha	財務省・ 福岡市	個人、 福岡市住宅都市局
				未取得 (H23年12月現在)				
		福岡大学 (体育館)	—	フジ棚	昭和 55 年	約 5,000 ㎡	財務省	福岡市 住宅都市局
	御鷹屋敷	福岡大学 (校舎)	—	ボタン・シャクヤク園	昭和 55 年	約 17,000 ㎡	財務省	福岡市 住宅都市局
	家老屋敷	平和台運動場	—	平和台陸上競技場 (昭和23年)	—	約 21,200 ㎡	財務省	福岡市 住宅都市局
		平和台野球場	—	鴻臚館跡 (発掘中)	—	25,500 ㎡	財務省	福岡市 教育委員会
				鴻臚館跡暫定整備地	平成 22 年			
		挙斗場	バレー・テニスコート 公園・園地	鴻臚館跡 (「鴻臚館跡展示館」)	平成 7 年	約 7,000 ㎡	財務省	福岡市 教育委員会

表Ⅱ-2 諸施設の移転経緯（2）

郭	藩政時代	利 用 の 変 遷			整 備		土地所有	管理者
		指定当時 (昭和 32 年 8 月 29 日)	途 中	現状 (平成 23 年 3 月末)	年 度	面 積		
三ノ丸	家老屋敷 (東ノ丸)	—	弓道場 (昭和 62 年)	テニスコート	平成 5 年	—	財務省	福岡市 住宅都市局
		福岡高等裁判所 (昭和 43 年)	—	—	—	3.09ha	最高裁判所	福岡高等 裁判所
	その他 (追廻橋御門付近)	溜 池	—	6 号濠	平成 8 年	—	財務省	福岡市 住宅都市局
		国家公務員宿舎	—	ショウブ園	昭和 56 年	—		
		川島女子学園	九州英数学館	ツツジ園	昭和 53 年	—		
		都市計画道路 舞鶴公園線 (昭和 24 年計画 決定、供用済)	—	—	—	幅員 15m 延長 750m	福岡市	福岡市 道路 下水道局
		福岡大学運動場	—	樹林地 駐車場	—	—	財務省	—
二ノ丸	南ノ丸	戦災復興会	西日本短期大学	多聞櫓	昭和 53 年	—	財務省	福岡市 教育委員会
	御館・水の手	ラグビー場 (スタンドとも) (昭和 23 年)	—	舞鶴球技場 (サッカー、ラグビー場)	—	1.49ha	財務省	福岡市 住宅都市局
		舞鶴野球場 (昭和 25 年)	—	—	—	0.67ha	財務省	
本丸	本丸	国 立 病 院 (前身は昭和 20 年 軽重病院)	昭和 38 年 三ノ丸西側に移転	サクラ園	—	—	福岡県・ 福岡市	福岡市 住宅都市局
	大天守台	—	—	展望台	昭和 40 年 代前半	—	福岡県・ 福岡市	福岡市 住宅都市局

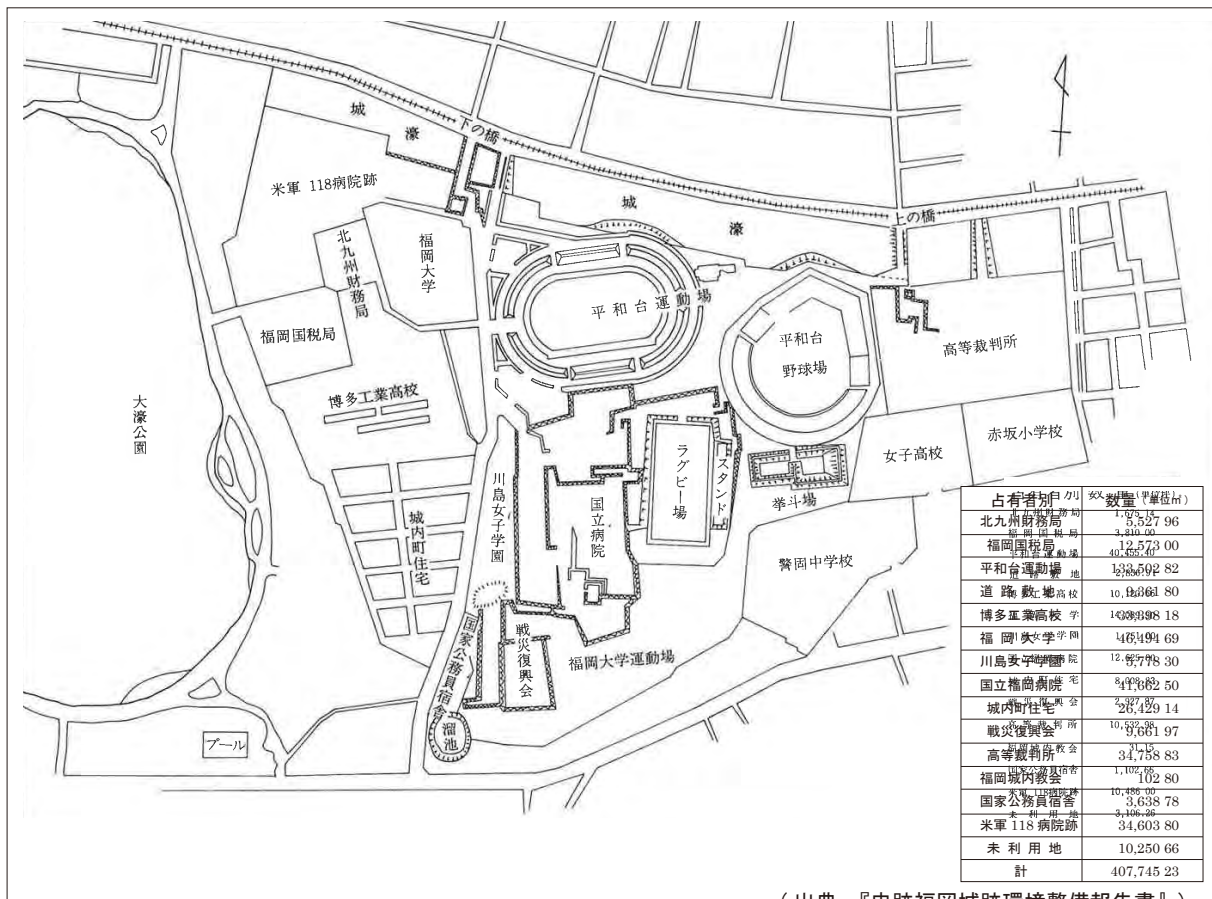


図 II-9 国指定当時（昭和 32 年頃）の福岡城跡

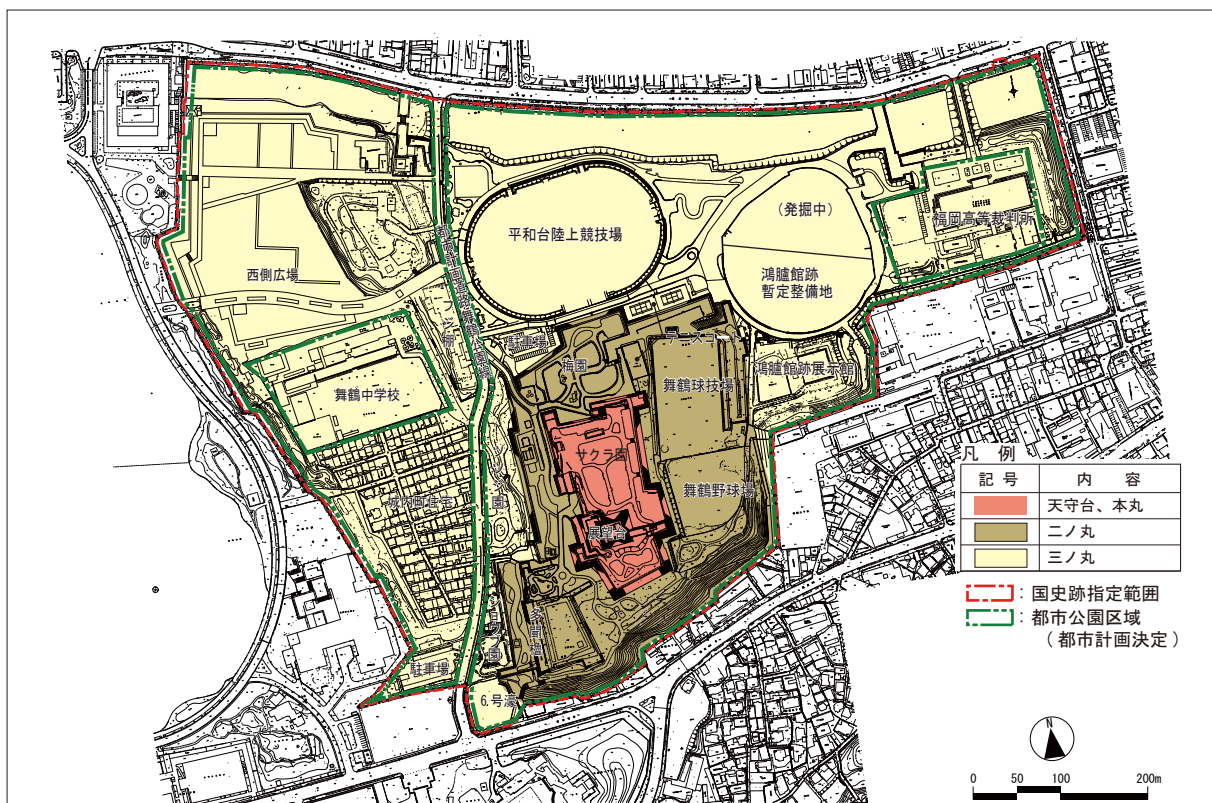


図 II-10 現在の福岡城跡

(諸施設の移転状況)



航空写真（平成 7 年）



航空写真（平成 15 年）

国立福岡中央病院、自衛隊福岡地方連絡部、平和台野球場がなくなり、城内町住宅も移転が進む。

5. 福岡城跡の調査

1) 歴史的調査

①発掘調査

福岡城跡についての発掘調査としては、昭和26年（1951）に行われた九州文化総合研究所による三ノ丸の鴻臚館跡に関する調査を嚆矢とし、1987年の鴻臚館跡遺構発見のあと急増している。ここでは、福岡城築城前の状況と、福岡城跡の調査との2項目に分けて、発掘調査の概要を述べる。

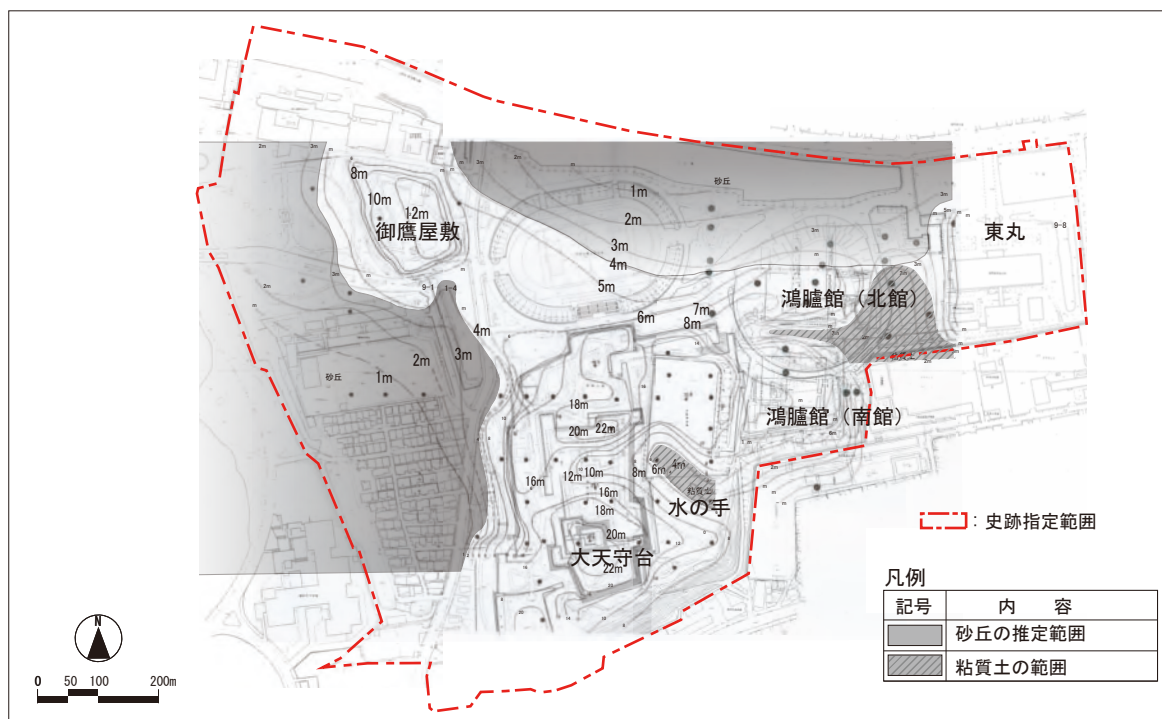
ア．福岡城築城前の状況

福岡城跡は、福岡市のほぼ中央部にあり、南方の大休山（現動植物園）から博多湾の海岸線の中央部に向かって突き出した丘陵上に位置する。この丘陵は、貝原益軒が残した『筑前国続風土記』により、かつて「福崎」と呼ばれていたことがわかる。

この福崎丘陵における人間の活動の痕跡は、縄文時代にさかのぼり、かつて大濠公園で縄文土器が採集されている。平和台野球場跡では弥生時代後期～古墳時代前期の土器が出土するが、遺構は確認できない。周辺には、古墳時代前～中期に副葬品や埴輪を持つ古墳（前方後円墳か）が、同後期には円墳群が営まれたとみられ、大天守台ではかつて箱式石棺が見つかり、三ノ丸の鴻臚館跡の発掘調査でも後期古墳1基を確認したほか、赤色に塗られた石棺材などが出土している。7世紀後半には、鴻臚館の設置に伴い丘陵が平坦に均され、古墳群は消滅している。鴻臚館は、東へ伸びる枝丘陵とその間の谷を活かして築造され、以後日本の古代外交施設として機能したが、11世紀半ばには廃絶したとみられる。中世には、15～16世紀を中心とする建物や溝などが鴻臚館の跡地に造られており、かつて板碑が採集されたことや懸仏などの出土遺物、梵鐘鑄造遺構などから、寺院の存在が推定されている。文永・弘安年間の元寇の際には博多湾岸に石築地（元寇防塁）が築かれたが、福崎一帯にも何らかの防御施設が構築された可能性があるものの、築城によって大きく地形が改変されたためか、その手がかりは得られていない。

『筑前国続風土記』には福岡城築城前の地形についての記述があり、また、鴻臚館跡の範囲確認を目的とした三ノ丸における発掘調査や、史跡地内のほぼ全域で実施したボーリング調査によって、以下のような旧地形を推定することができる。

すなわち、南の鴻巣山～大休山から博多湾に伸びる丘陵の先端部が福岡城の立地する「福崎」であり、堀切りで丘陵を断ち切って城郭の基礎を造った。この丘陵は北西方向に伸びており、大天守台と御鷹屋敷の2箇所に頂部があり、御鷹屋敷はかつて本丸よりも高い小山であった。丘陵の西側は草香江と呼ばれる入海で、造成を加えて平地（三ノ丸西郭）と大堀（現大濠公園）を造った。対岸（西岸）から荒戸山（現西公園）に砂洲が伸びていたとみられ、荒戸山の直下は水深のある海で、古代から大型船の停泊地になっていた。東側は、大天守台～御鷹屋敷に伸びる丘陵から枝別れした2筋の小枝丘が東へと伸びており、古代に鴻臚館が造営された。その東側には谷部を隔てて小丘陵（東丸・現高等裁判所）があり、小丘陵の周辺には陸地化して間もない沖積地が広がっていたものと推定される。なお、以上の枝丘陵の北辺には海浜砂丘が形成されており、遠浅の干潟であったのを埋めて城下町とした。一方、枝丘陵の南辺は二ノ丸水の手から本丸中央に向かって深い谷が食い込み、この地形を利用して水の手



図Ⅱ-11 福岡城跡内のボーリング調査・発掘調査に基づく造成前の旧地形推定図

イ．福岡城跡の調査

福岡城跡に関係する遺構の調査概要については、地区ごとに述べる。（ ）は調査次数を示し、図Ⅱ-12の番号に一致する。

天守台・本丸地区では、祈念櫓(6)・月見櫓(16)・時櫓(18)等で遺構確認調査を行い、櫓台の規模や付属施設の有無などが判明した。また、天守台礎石列の測量などを行っている。公園整備に伴う調査(24)や園路整備に伴うトレンチ調査(64)では、本丸地区の遺構面の深さ等を確認した。

二ノ丸地区では、一部でトレンチ調査(63・64)を行っているが、地下遺構の状況はほとんど不明である。

三ノ丸西郭では、潮見櫓(25・38)・花見櫓(21)の櫓台調査や、下之橋御門復元に伴う調査(55)、鴻臚館跡範囲確認調査(22・28)などを行っている。特に、焼損した下之橋御門の復元整備を目的とする調査(55)では、桁形部分において門の下部構造とともに瓦坂などの路面遺構や暗渠について明らかとなり、石垣についても調査を行った。御鷹屋敷跡(4)や西広場の調査(22・28)では、溝・塀石基礎・土坑等を検出したが、戦後の攪乱により屋敷の構成は不明であった。他に、土塁(33・34)や腰巻石垣(11)のトレンチ調査などを行っている。

三ノ丸中央部では、鴻臚館跡範囲確認のための発掘調査が集中している。平和台野球場跡地および南側緑地・テニスコートの調査において、礎石建物や石組井戸などの武家屋敷遺構や屋敷境の区画溝、城内道路の一部を確認している。建物の礎石は抜かれており、井戸も上部が破壊され埋められていた。区画溝には大量の瓦が含まれてお

り、瓦屋根の板塀による区画が考えられる。東西方向に走る城内道路には南北両側に石組側溝があり、路面には砂を敷いている。側溝内の漆喰片から屋敷地側に漆喰塀を想定できる。他に、屋敷区画内において、掘立柱建物跡、土坑、ゴミ穴、犬の埋葬遺構、便槽、溝、石組護岸を持つ池などを確認している。また、築城時の造成土を断ち割った結果、鴻臚館廃絶後の地形を利用して一気に埋め立て造成していることや、外周（土塁）側から盛土を運び入れていることなどがわかった。この他、土塁についても調査を行い、版築工法を用いないこと(30)、土塁内部に埋め殺した土留め石垣のあること(13)や、17～18世紀にかけて土塁補修が数次にわたって行われた可能性があること(11・31・35)を確認した。土塁盛土が4m以上であること(39)、近代以降に土塁の改変が繰り返された可能性があることもわかった。

三ノ丸東郭（東丸）では、福岡高等裁判所建設に伴う調査(1)や増築に伴う調査(29)を行い、城内道路の一部などを確認している。下之橋御門復元検討のために行った上之橋御門の枅形部分の調査(48)では、下之橋御門と酷似した規模・内容の門構造であったことを確認し、二層門としての復元整備に資するところが大きであった。上ノ橋御門では、南側石垣についても調査を行っており(56)、石垣内部から古い石垣が出土し、縄張りの変更があったことが判明した。北側石垣については、崩壊のおそれがあることから発掘調査と修復工事に取り組んでいる(67)。

城堀については、公園整備に伴う調査(11・23・40)により、土塁下部に腰巻石垣が全周することや、要所に石垣を配することなどを確認した。

史跡地内の発掘調査によって出土した遺物については、いずれにおいても多量の瓦がある。建造物復元の資料としてのみならず、刻印を有するものなどは生産や供給を探る資料として重要である。

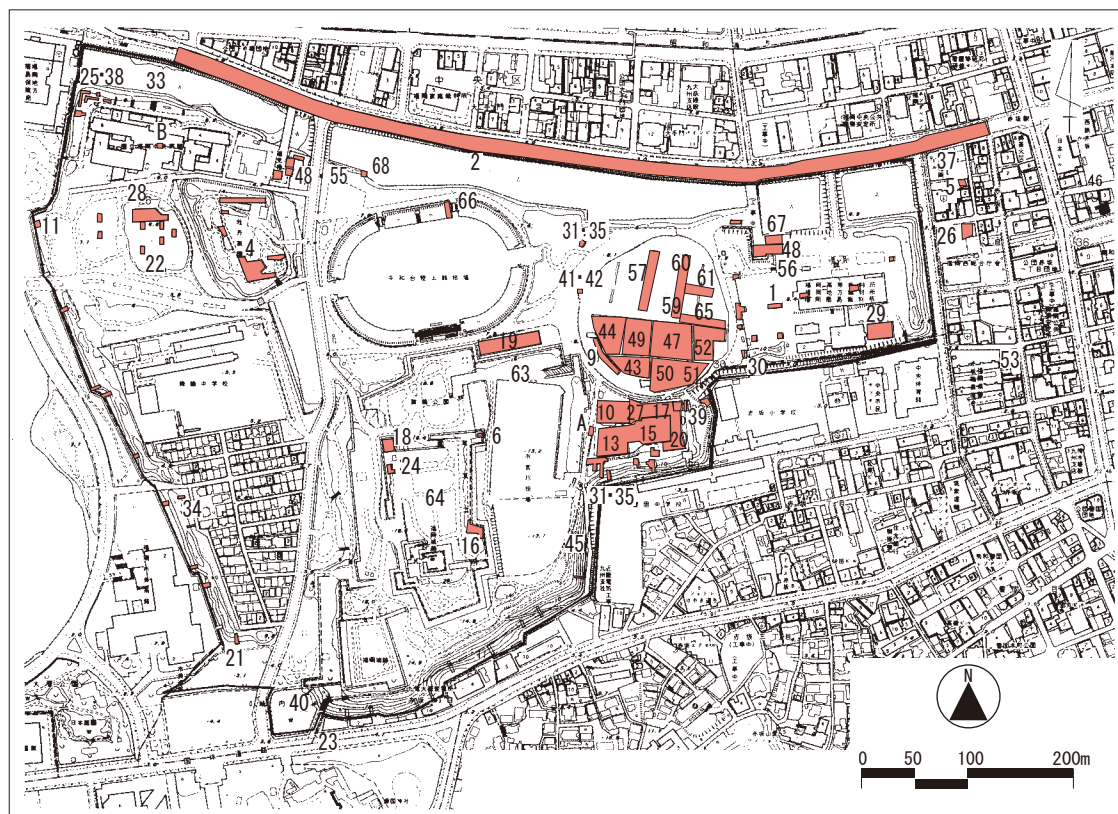
その他、史跡指定地外の主な発掘調査としては、内堀外壁や薬院新川石垣を対象とした市営地下鉄建設に伴う調査(2)を初めとして、同じく内堀外壁(5・37・53)や赤坂門石垣(26)、中堀(36・46)・肥前堀を対象にした民間や公共事業に伴う調査が行われている。

内堀については城絵図との対比によってアウトラインの把握が可能であるが、内堀外壁調査(2)では縄張りの変更（堀幅の変更）があったことがわかっている。赤坂門石垣(26)では内堀が東（中堀方向）へと曲がる石垣出隅が良好に残っており、地下に保存されている。

中堀（紺屋町堀）の調査では、各地点で石垣を確認している。肥前堀（佐賀堀）は犬走りを持つ素掘りの堀であり、門など要衝に石垣を配する。また、頁岩風化土で一気に埋められた状況が確認されている。若干ではあるが、城絵図とは位置がずれる。

以上述べたように、福岡城跡については、これまで史跡整備や公園整備、あるいは裁判所等の施設整備に伴う発掘調査を行っているが、福岡城跡の解明を目的とする計画的な調査は行われてこなかった。鴻臚館跡調査による副産物として、三ノ丸中央部の城内道路や武家屋敷の遺構の状況がある程度わかり、上之橋・下之橋の門遺構やいく

つかの櫓台の調査も行っているが、調査地点が偏った状況にあり、本丸や二ノ丸の遺構の残存状況についてはほとんどが不明である。そのため近年、本丸～三ノ丸の全体を対象とするトレンチ調査(63・64)を行い、遺構の残存状況や遺構面の深さ等の確認を行っている。



図Ⅱ-12 福岡城跡発掘調査地点位置図

表Ⅱ-3 福岡城跡関係発掘調査一覧 (1)

調査 番号	調査 回数	地 区	史跡内 外区分	調査原因	調査 面積 (㎡)	調査期間 (西暦の上2桁は省略)	調査主体	鴻臚館跡 調査回数
-	A	三ノ丸中央部	史跡内	テニスコート建設		51年8月の3日間	九州文化総合研究所	1次
-	B		史跡内	国病院建設		590626～590702	文部省他	
6301	1	三ノ丸東郭	史跡内	裁判所建設		631007～631105 640327～640331	県教育委員会	2次
7605	2	内堀外壁	史跡外	地下鉄建設	14,900	761201～771008	市教育委員会	
7728	3	薬院新川	史跡外	地下鉄建設	500	780301～780630	市教育委員会	
7948	4	御鷹屋敷跡	史跡内	史跡整備	2,200	790719～790811	市教育委員会	
8134	5	赤坂門北側内堀	史跡外	ビル建設	70	820317～820326	市教育委員会	
8343	6	祈念櫓跡	史跡内	史跡整備	36	840201～840612	市教育委員会	
8449	7	肥前堀東端部	史跡外	県公園建設	580	840601～840612	市教育委員会	
8533	8	肥前堀東部	史跡外	市庁舎建設	150	850700～850800	市教育委員会	
8747	9	三ノ丸中央部	史跡内	野球場改修	650	871225～880120	市教育委員会	3次
8829	10	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	856	880727～881210	市教育委員会	4次
8865	11	西～南縁土塁	史跡内	公園整備	500	880727～881210	市教育委員会	
8840	12	肥前堀東部	史跡外	ビル建設	650	881107～881126	市教育委員会	
8910	13	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,200	890420～891207	市教育委員会	5次
8950	14	肥前堀東部	史跡外	市庁舎建設	700	891011～891021	市教育委員会	
9005	15	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,300	900409～910131	市教育委員会	6次
9065	16	月見櫓跡	史跡内	確認調査	190	910301～910331	市教育委員会	
9130	17	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,000	910501～920331	市教育委員会	7次
9146	18	時櫓跡	史跡内	確認調査	250	920301～920331	市教育委員会	
9218	19	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	1,670	920615～921030	市教育委員会	8次
9236	20	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	430	920910～930331	市教育委員会	9次
9262	21	花見櫓跡	史跡内	確認調査	200	930301～930331	市教育委員会	
9326	22	三ノ丸西郭	史跡内	確認調査	450	930816～940228	市教育委員会	10次
9345	23	追廻門南側	史跡外	公園整備	220	931213～940228	市教育委員会	
9353	24	本丸西縁部	史跡内	公園整備	80	931211～931221	市教育委員会	
9363	25	潮見櫓跡	史跡内	史跡整備	65	940301～940328	市教育委員会	
9412	26	赤坂門石垣	史跡外	変電所建設	430	940525～940806	市教育委員会	
9420	27	三ノ丸中央部	史跡内	史跡整備	50	940606～940731	市教育委員会	11次
9432	28	三ノ丸西郭	史跡内	確認調査	850	940801～950320	市教育委員会	11次
9451	29	三ノ丸東郭	史跡内	確認調査	1,024	941101～950130	市教育委員会	
9463	30	三ノ丸東郭土塁	史跡内	確認調査	60	950201～950217	市教育委員会	11次
9537	31	三ノ丸西郭・中央部	史跡内	確認調査	300	951101～960329	市教育委員会	12次
9546	32	中堀	史跡外	共同住宅建設	154	951211～960329	市教育委員会	
9561	33	三ノ丸西北部土塁	史跡内	公園整備	500	960301～960329	市教育委員会	

表Ⅱ-3 福岡城跡関係発掘調査一覧(2)

調査 番号	調査 回数	地 区	史跡内 外区分	調査原因	調査 面積 (㎡)	調査期間	調査主体	鴻臚館跡 調査回数
9617	34	三ノ丸西南部土塁	史跡内	駐車場整備	32	960621～960702	市教育委員会	
9620	35	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	450	960704～961204	市教育委員会	13 次
9630	36	中堀	史跡外	共同住宅建設	46	960823～960823	市教育委員会	
9639	37	中堀北岸石垣	史跡外	事務所建設	10	960912～960912	市教育委員会	
9671	38	潮見櫓跡	史跡内	史跡整備	300	970220～970318	市教育委員会	
9736	39	三ノ丸中央部	史跡内	確認調査	204	970818～980131	市教育委員会	14 次
9751	40	追廻門南側内堀内壁	史跡内	確認調査	135	971027～971107	市教育委員会	
9807	41	平和台球場解体	史跡内	公園整備	230	980410～980416	市教育委員会	15 次
9831	42	平和台球場跡地	史跡内	試掘調査	930	980922～990120	市教育委員会	16 次
9910	43	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	3,500	990422～000315	市教育委員会	17 次
0008	44	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1,750	000425～010316	市教育委員会	18 次
0060	45	警固中学校脇土塁	史跡内	公園整備	110	010105～010131	市教育委員会	
0064	46	中堀	史跡外	ビル建設	160	010302～010330	市教育委員会	
0109	47	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,000	010521～020329	市教育委員会	19 次
0129	48	大手門(上・下之橋)	史跡内	確認調査	545	011002～020329	市教育委員会	
0218	49	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	1,200	020513～030331	市教育委員会	20 次
0309	50	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,425	030506～040331	市教育委員会	21 次
0415	51	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,110	040401～050331	市教育委員会	22 次
0502	52	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	2,110	050404～060331	市教育委員会	23 次
0503	53	内堀	史跡外	共同住宅建設	156	050404～050520	市教育委員会	
0514	54	肥前堀	史跡外	ビル建設	288	050425～050526	市教育委員会	
0554	55	下之橋御門	史跡内	石垣修復	70	051115～060303	市教育委員会	
0615	56	上之橋御門	史跡内	石垣修復	100	060517～070323	市教育委員会	
0617	57	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	820	060701～070330	市教育委員会	24 次
0634	58	肥前堀	史跡外	ビル建設	42	060706～060710	市教育委員会	
0706	59	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	504	070401～080307	市教育委員会	25 次
0821	60	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	860	080709～090331	市教育委員会	26 次
0906	61	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	900	090401～100331	市教育委員会	27 次
1013	62	平和台球場跡地	史跡内	確認調査	970	100602～110331	市教育委員会	28 次
1037	63	二ノ丸・三ノ丸	史跡内	確認調査	41	110126～110325	市教育委員会	
1106	64	本丸・二ノ丸	史跡内	確認調査	58	110401～110729	市教育委員会	
1116	65	三ノ丸(平和台野球場跡)	史跡内	確認調査	500	110601～111222	市教育委員会	29 次
1122	66	三ノ丸(平和台陸上競技場)	史跡内	暗渠修理	54	110819～111031	市教育委員会	
1137	67	上之橋御門北側石垣	史跡内	石垣修理	242	120116～120331	市教育委員会	
1141	68	3号濠腰巻石垣	史跡内	石垣修理	18	120116～120315	市教育委員会	

②文献資料調査

福岡城跡の資料調査については、これまでに城絵図の集成や文献記録の年表作成など、関連資料の取りまとめを行っている。

平成元年度に行った福岡市内の近世社寺建築の調査の際には、「崇福寺文書」により、福岡城から払い下げられた月見櫓・花見櫓であると伝えられていた崇福寺仏殿・拝殿が、実は花見櫓・潮見櫓であることがわかり、その後、仏殿・拝殿が平成2年度に福岡市に買収され、解体時に潮見櫓の棟札が発見されている。その後は、櫓等の歴史的建造物についての古写真や文献記録の検索・収集調査を進めている。

平成2年には福岡市博物館が開館し、文書類や絵図などの福岡城関連資料の収集が組織的に行われるようになり、現在も継続されている。近年においては、文書類を中心とする黒田家資料の刊行や、市史編纂にともなう福岡城関係資料の調査・蒐集なども行われた。

平成12年8月には、福岡県指定文化財である「福岡城大手門」（現在は「下之橋御門」に指定名称を変更）が焼失し、その後、復元のための『福岡城跡保存整備基本構想』の策定、および復元整備に向けた「福岡城跡建造物等復元検討委員会」等による検証作業のなかで、関連する建造物の調査や、古記録・古写真など関連資料の調査を行っている。

福岡城跡の古写真は、まとまって撮影されたものが存在せず、福岡大空襲などによる散逸が指摘されているが、継続して資料調査と蒐集を行っていくことが課題である。特に今後、花見櫓・潮見櫓等の歴史的建造物復元整備を進めていくにあたっては、古記録・古写真など関連資料の検索が不可欠である。

◆参考文献

- ・土田充義・福岡市教育委員会編『福岡市の近世社寺建築』平成2年3月
- ・三木隆行編『福岡城関係資料年表稿』『福岡城跡Ⅳ―内堀内壁の調査―』福岡市埋蔵文化財調査報告書第237集 1991年
- ・三木隆行編『福岡城の櫓』1994年

2) 城郭遺構の調査

①歴史的建造物

歴史的建造物の保存整備は、昭和30年度（1955）の福岡郷土博物館建設委員会による福岡県指定有形文化財「潮見櫓」の移築や、同「福岡城大手門（下之橋御門）」の修復を端緒とし、国指定重要文化財「福岡城南丸多聞櫓」他を対象とした各種事業が、表Ⅱ-4のとおり実施されている。

表Ⅱ-4 歴史的建造物保存整備一覧

分 類	建造物指定名称	指定状況 (指定年月日)	実施年度	内 容
福岡城跡内に所在する建造物	福岡城南丸多聞櫓	国指定 重要文化財 (昭和46.12.28)	昭和47～49年	老朽化した建造物を解体し、修復。併せて石垣修復や防災設備工事。
			平成13年度	防災設備改良工事。
	北角櫓	未指定（復元）	昭和49年度	多聞櫓に付随する角櫓を建設。
	潮見櫓 （伝）潮見櫓	県指定 有形文化財 (昭和27.3.29)	昭和30年度	大正時代に浜の町黒田家別邸に移築されていたものを、検察庁建設に伴い、福岡郷土博物館建設委員会が現在地に移築。
			昭和45年度	防災設備工事。
			昭和55年度	瓦葺替え、漆喰補修等の工事。
	福岡城下之橋御門 (旧称：福岡城大手門)	県指定 有形文化財 (昭和31.4.3)	昭和30年度	潮見櫓移築時に、福岡郷土博物館建設委員会が修復工事。
			昭和45年度	防災設備工事。
			昭和57年度	土間の改修および排水設備工事。
	旧福岡城祈念櫓	県指定 有形文化財 (昭和32.8.13)	平成18～20年度	平成12年度の焼損に伴い、二層櫓門として復元整備。
			昭和57～59年度	大正時代に北九州市大正寺に移築されていたものを、再移築。併せて防災設備工事。
福岡城跡外に所在する	崇福寺仏殿 〈潮見櫓・花見櫓〉	県指定 有形文化財 (昭和30.4.5)	昭和57	大正時代に北九州市大正寺に移築されていたものを、再移築。併せて防災設備工事。
	崇福寺山門 〈本丸表御門〉	県指定 有形文化財 (昭和30.4.5)	平成3年度	崇福寺に移築されていたものを平成2年度に福岡市が買い取り、解体調査。現在、部材を保管中。
福岡城内に所在する他の建造物	旧母里太兵衛邸 長屋門	県指定 有形文化財 (昭和31.4.3)	大正7年	大正7年に同寺山門として本丸表御門を払下げ。二層の櫓門。
			昭和39年度	昭和27年に中央区天神の母里太兵衛屋敷跡地から撤去され、舞鶴中学校に解体保存していたものを、長屋門建設委員会が現在地に移築復元。
			昭和45年度	防災整備工事。
			昭和52年度	土間改修および排水設備工事。
	名島門	市指定 有形文化財 (昭和53.3.30)	昭和56年度	屋根および外壁の改修工事。
			昭和36年度	名島城の脇門であったと伝わる。明治期に中央区天神にあったが、戦後現在地に移され、舞鶴中学校の校門として利用。
			昭和52年度	瓦葺替え、壁面補修等の工事。

福岡城は、江戸時代後期には累計47以上の櫓と10を超える門を有し、九州の代表的な城郭であった。現在は、南ノ丸多聞櫓が原位置に保存され、昭和59年（1984）に祈念櫓の移築復元、平成3年（1991）に花見櫓・潮見櫓部材の買収、平成12年（2000）に下之橋御門の焼損により、平成18～20年に下之橋御門復元などを行っている。この他、本丸表御門は、黒田家の菩提寺でもある博多区の崇福寺の山門として残る。

表Ⅱ-5 福岡城跡関係建造物一覧（1）（番号は図Ⅱ-13に対応）

種類	番号	位置	城絵図・文献に残る江戸期の状況（名称・形態・用途）			発掘調査 （整備）	古写真 の有無	備考
			建造物名称（別称）	形態（※1による）	管理者（用途）（※以外は1による）			
城内の櫓	1	三ノ丸	御門櫓（上ノ橋御門櫓）	1カ所、戸前2ツ	播磨殿預り（源左衛門並立花平左衛門御両家受持※2）			元文2年焼失後再建
	2		平向櫓	1カ所、戸前1ツ	—			
	3		下ノ橋御門櫓	1カ所、戸前2ツ	座敷奉行預り（屏風入※2）			
	4		潮見櫓	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	庭方預り	H6.3.1～20		崇福寺よりH2年度買収、県指定文化財
	5		花見櫓（西物見櫓）	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	鷹方預り	H5.3.1～31		
	6		名称不明					
	7		名称不明					
	8	二ノ御丸	東御門櫓（革櫓）	戸前3ツ、北側2階 中通り平櫓	2階1ツは武具櫓奉行預り 中通り1ツは作事奉行預り 御門櫓1ツは武具櫓奉行預り （鉄炮台木類※3）		○	
	9		炭櫓（高矢倉）（高櫓）	戸前1ツ、2階	作事奉行預り		○	
	10・11		平櫓	2カ所 東側戸前8ツ、南側戸前11	作事奉行預り			
	12	二ノ曲輪	渋紙櫓					
	13		萬櫓	戸前5ツ、北に2階有り、 南に附櫓有り、南の方渋紙櫓とも云	北側；能方預り（能装束入※2） 東側；作事奉行・買物奉行預り			
	14		松原櫓（向櫓）	1カ所、戸前2ツ、平櫓	当時長崎御道具出入の節は大頭手元へ鍵受持になる 武具櫓奉行預り（長崎御番道具入※3）			文化9年建替
	15		大組櫓				○	（松木坂櫓の一部）
	16		向櫓				○	
	17		松木坂櫓（松木坂御門櫓）	3カ所、戸前5ツ、北側大組櫓とも云・南側屏風櫓とも云、南側1戸前は外に2間の雨戸有り	分間方、図形御用、武具櫓奉行・座敷奉行預り（屏風入※2）			
	18		屏風櫓					（松木坂櫓の一部）
	19		桐ノ木坂櫓	戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り（鎗柄木類※3）			
	20	樹木所	鉄物櫓（金物櫓・三味線櫓）	戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り（鉄物類※3）		○	10間×5間、M35年焼失
	21		南三階櫓・南角櫓（三階櫓）	戸前1ツ、平附櫓有り	武具櫓奉行預り（諸道具※3）			
	22	南ノ丸	平櫓	1カ所、戸前6ツ、南角櫓の続	武具櫓奉行預り			
	23		西角櫓（南角櫓）	戸前1ツ、2階	武具櫓奉行預り（諸道具※3）	(S47)	○	重要文化財
	24		西平櫓（多聞櫓・平櫓）	1カ所、戸前14	南の方より側筒頭（鉄砲方）・台所・宗旨方・御家・武具櫓奉行預り（数寄方受持）（新製道具類、8戸前※3）	(S47)		重要文化財
	25		北角櫓（西角櫓）	1カ所、戸前1ツ、2階	台所預り	(S49)	○	
	26		生捕櫓	1カ所、戸前1ツ、平櫓	御家預り			
	27		御門続櫓	6カ所、戸前6ツ、平櫓、御門より東1戸前、西5戸前	御家預り			
	28		名称不明	（一層多聞櫓）				
	29	本丸	表御門櫓	1カ所、南北戸前2ツ、2階	御家預り/分間方/相受持（御水帳2通り、絵図類入※2）			
	30		祈念櫓	1カ所、戸前2ツ、2階、平附櫓有り	御家預り（祈念御用品々入※2）	S59.2.1～6.12（H5.3）	○	北九州市大正寺よりS58年度買収 県指定文化財
	31		月見櫓	1カ所、戸前1ツ、2階、平附櫓有り	御家預り（御神器納※2）	H3.3.1～31		
	32		時櫓（時計櫓・時打櫓）	1カ所、戸前1ツ、2階	御家預り	H4.3.1～31		
	33		太鼓櫓（伊之助櫓・古時打櫓・本丸裏門櫓）	1カ所、戸前1ツ、2階	分間方 但し御図形御用受持 山本源助預り（乱冊御水帳古立具入※2）		○	
			裏御門櫓	1カ所、戸前1ツ、2階	同上（乱冊御水帳古立具入※2）			
	34		闕所櫓					
			平櫓	1カ所、時打櫓続、戸前11、但し南北附櫓の分とも、1戸前は麻木櫓とも云	時打櫓側より書物・御家・御用部屋・記録方・武具櫓奉行・書物方・記録方預り（書物入※2）			

表Ⅱ-5 福岡城跡関係建造物一覧(2)(番号は図Ⅱ-13に対応)

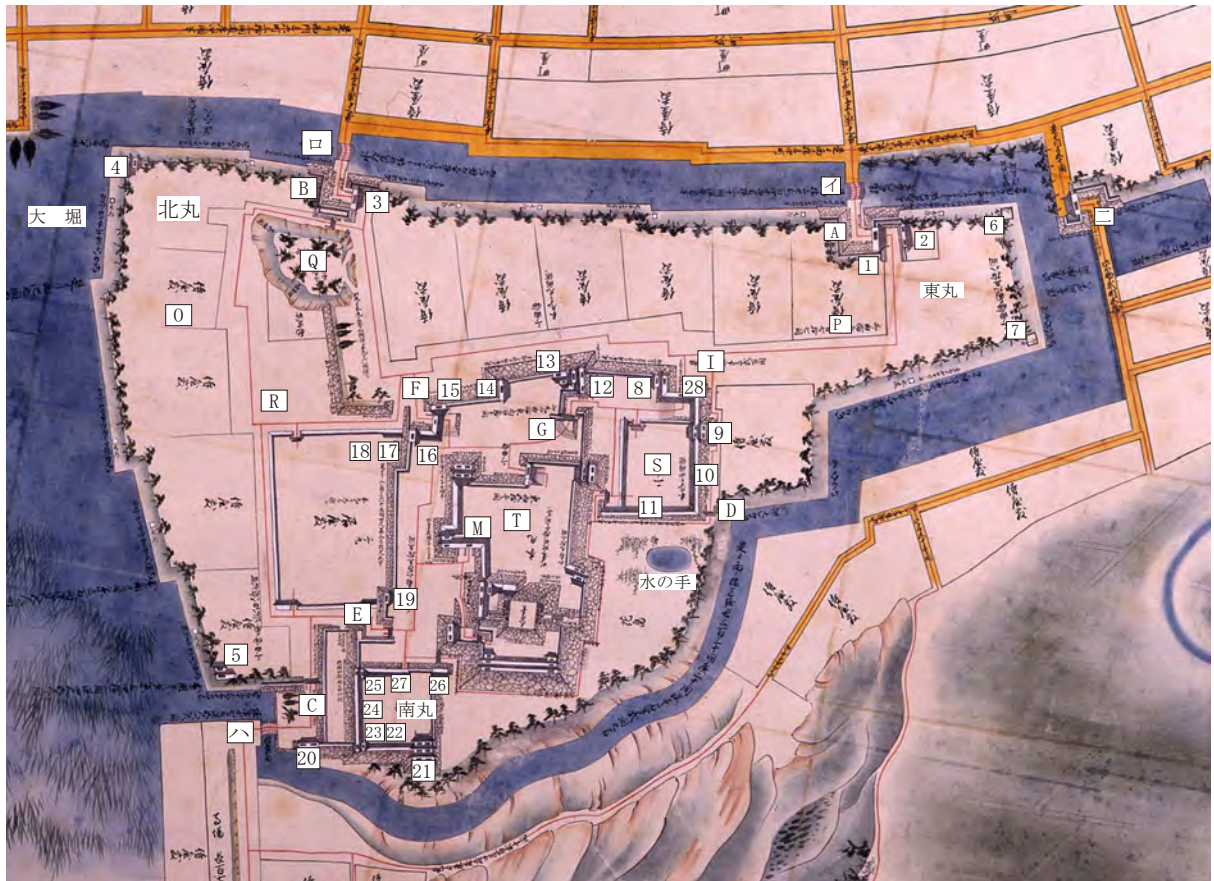
種類	番号	位置	城絵図・文献に残る江戸期の状況(名称・形態・用途)			発掘調査 (整備)	古写真 の有無	備考
			建造物名称(別称)	形態(※1による)	管理者(用途)(※以外は1による)			
城内の櫓	35	武具櫓内	御門櫓	1カ所、戸前2ツ	武具櫓奉行預り			
	36		鉄砲櫓(鉄炮櫓)	1カ所、戸前1ツ、平櫓	武具櫓奉行預り			
	37		武具櫓(道具櫓・武器櫓)	戸前5ツ、戸前は東西附櫓の分とも、中通り2階	武具櫓奉行預り(2階通り; 御番具入、廊下通り; 諸道具入※3)		○	S20年焼失
	38		東三階櫓(南櫓)(太鼓櫓)	3階、平附櫓有り	武具櫓奉行預り(御召具入※3)		○	S20年焼失
	39		西三階櫓(南櫓)(槍櫓)	3階、平附櫓有り	武具櫓奉行預り(御召具入※3)		○	S20年焼失
	40	本丸	矢櫓					
	41		鉄御門上へ櫓(平櫓・天守櫓)(直方櫓)	戸前1ツ 中通り2階	武具櫓奉行預り(直方御道具※3)			
	42		天目櫓					
	43		長局					20間余×4間余
	44		名称不明	(一層多聞櫓)				
	45		名称不明	(一層多聞櫓)				
	46		名称不明	(角櫓)				
	47		名称不明	(角櫓)				
	48		名称不明	(一層多聞櫓)				
城門	A	三ノ丸	上之橋御門					
	B		下之橋御門					県指定文化財
	C		追廻橋御門					
	D	二ノ丸	水の手御門(平門)					
	E		桐木坂御門(平門)					
	F		松木坂御門(二階櫓門)					
	G		扇坂御門(平門)					
	H	本丸	埋門(二層)					位置不明
	I		東御門(二階櫓門)					
	J		武具櫓御門					
	K	本丸	埋門					
	L		鉄御門					
	M		本丸裏御門					
	N		本丸表御門					県指定文化財(崇福寺山門)
城内の屋敷・社	O	三ノ丸	旧大身屋敷跡					
	P		大身屋敷					
	Q		御鷹屋敷					
	R		御下屋敷					
	S	二ノ丸	二ノ丸御館					
	T	本丸	本丸御殿					
	U		若一王子・警固大明神					
	V		聖照権現					
城外の主な建造物	イ	内堀	上之橋					
	ロ		下之橋					
	ハ		追廻橋					
	ニ	中肥堀前・堀	赤坂門・赤坂御門櫓※1	1ヶ所、戸前2ツ	御家預り			
			薬院門					
			教馬門					
		その他	枳形門(東取入)					
			黒門(西取入)					
		外側	水ノ手御塩硝蔵※1	1カ所、戸前3ツ、2階	西1戸前は2階、置筒方御筒役受持、下、抱方、御筒役受持 中1戸前は武具櫓奉行受持 東1戸前は作事奉行受持			位置不明

三木隆行編『福岡城の櫓』1994年をもとに作成

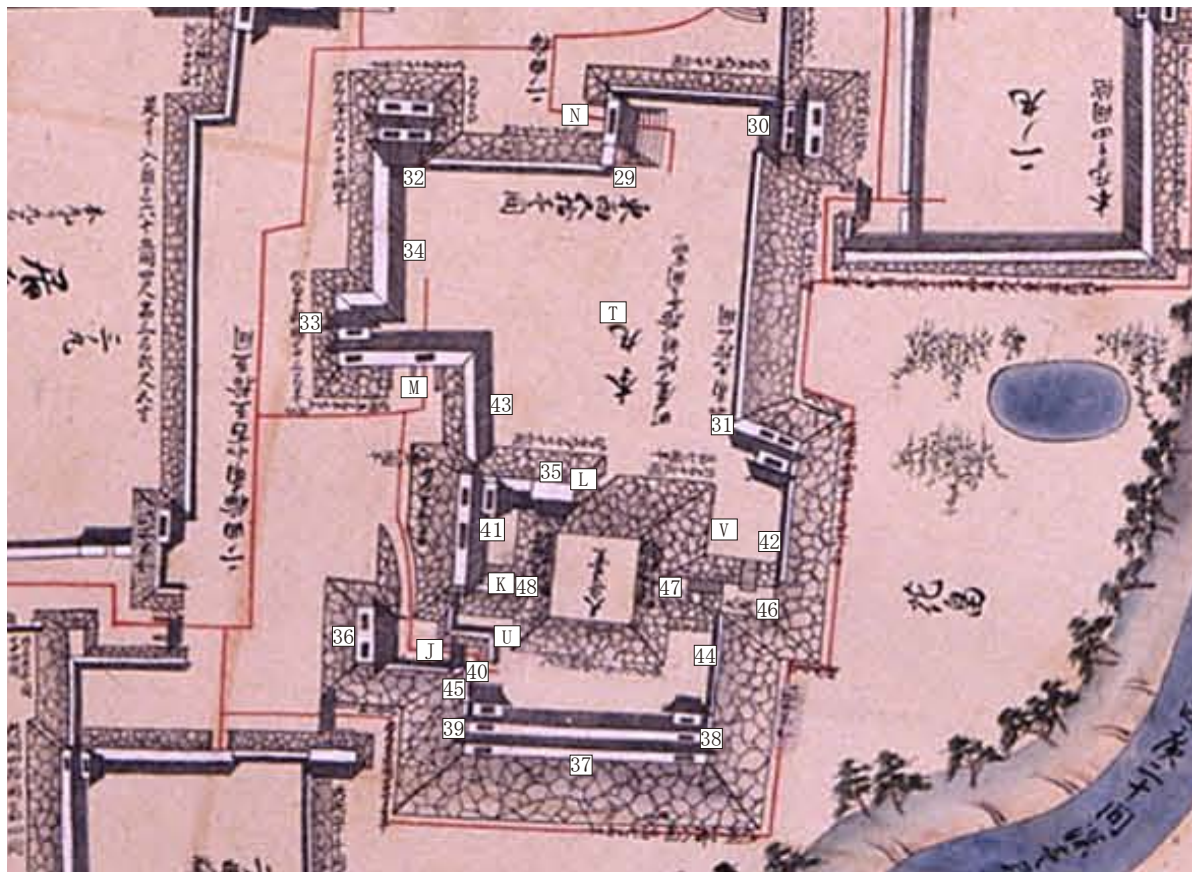
※1:『御要害御門三ヶ所御門定、外』伊丹家資料449、福岡市総合図書館蔵

※2:『御櫓諸口預之覚』三奈木黒田家文書1945「覚」のうち、九州大学蔵

※3:『御櫓奉行預御道具入覚』三奈木黒田家文書1945「覚」のうち、九州大学蔵



図Ⅱ-13 (1) 福岡城の櫓の名称と位置 (出典：「福博惣絵図」 福岡市博物館蔵)



図Ⅱ-13 (2) 福岡城の櫓の名称と位置 (本丸部分の拡大) (出典：「福博惣絵図」 福岡市博物館蔵)

(古写真に見る建造物 - 明治初年ころ撮影)



本丸御殿 (T)



武具櫓 (37・38・39)



革櫓 (8)・炭櫓 (9)・平櫓 (10)・東御門 (1)



上之橋御門 (A)



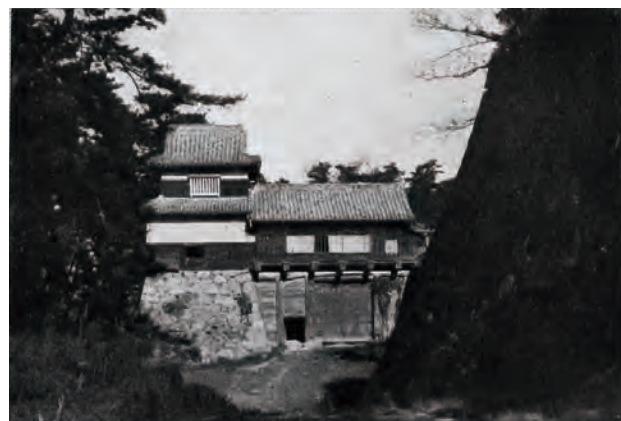
松木坂御門 (F)・大組櫓 (15)・屏風櫓 (18)



追廻橋 (ハ)・鉄物櫓 (20)・多聞櫓 (23・24・25)



本丸表御門 (N)



本丸裏御門 (M)・太鼓櫓 (33)

(現存または復元された櫓・門の現状)



南丸多聞櫓（重要文化財）
平成 22 年度 福岡市都市景観賞を受賞



下之橋御門（県指定有形文化財）

(城下から移築された門)



名島門（市指定有形文化財）



祈念櫓（県指定有形文化財）



旧母里太兵衛邸長屋門（県指定有形文化財）



崇福寺山門として使われている本丸表御門
(県指定有形文化財)

(別の場所で保存されている櫓・門)



崇福寺仏殿として使われていた潮見櫓と
花見櫓（県指定有形文化財）
※現在は解体され、部材を福岡
市で保管している。



(伝) 潮見櫓（県指定有形文化財）

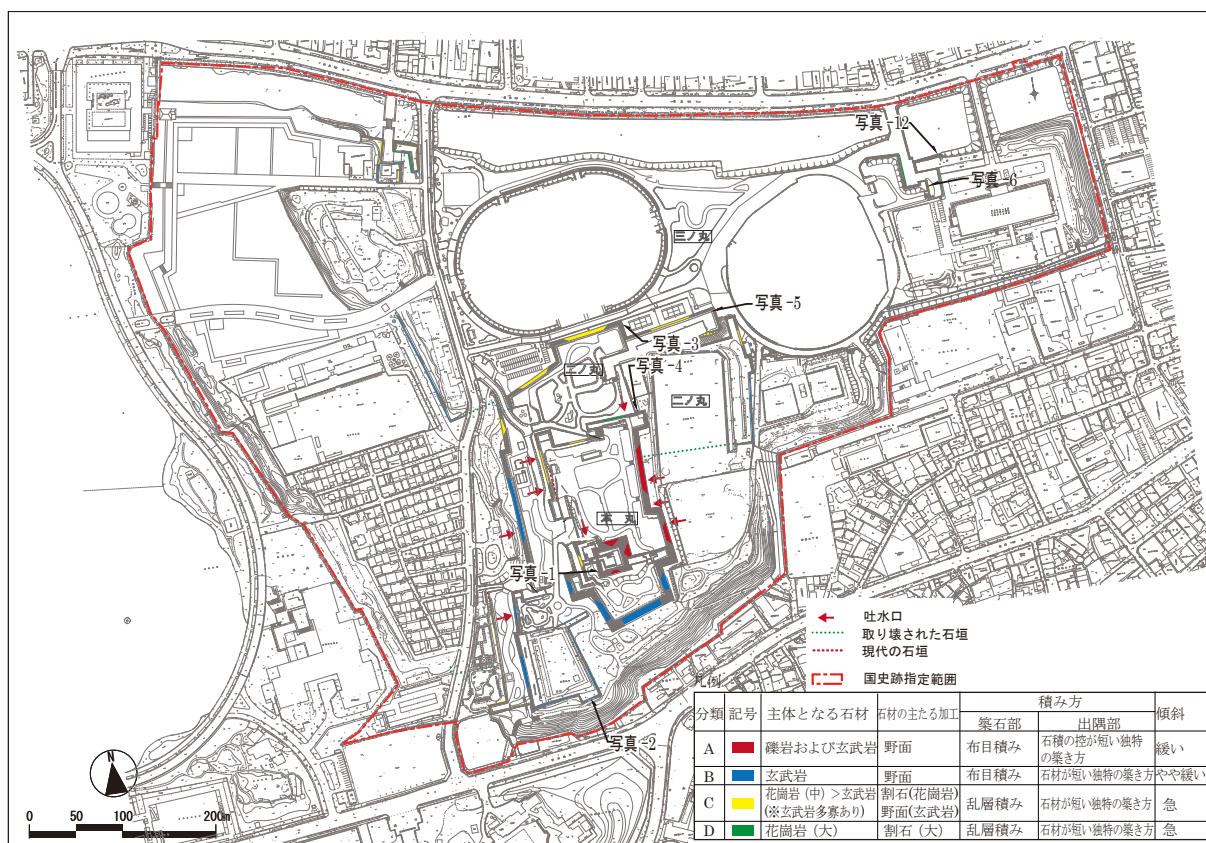
②石 垣

福岡城の築城は、江戸城や大坂城の築城に加わった野口佐助一成が普請奉行を勤めた。現存する石垣の総延長は約3,350m。最も高い石垣は、武具櫓跡周辺の15m以上ある高石垣である。石積みに用いた石は、主として野面の玄武岩や粗割りした花崗岩が使われており、一部は名島城や元寇防塁の石垣、あるいは市域周辺の古墳石室の石材を流用したことが伝えられている。

石垣の様式については、『福岡城跡保存整備基本構想』で石材・加工方法から図Ⅱ-14のように4分類されている。

石垣の孕み箇所や不安定な部分を対象とした改修や補強工事は、表Ⅱ-6、図Ⅱ-15のとおり、昭和46年度から昭和51年度および平成17・18年度に、福岡市教育委員会によって行われた。しかし、舞鶴中学校東側の石垣修理工事（昭和46～47年）、上之橋御門北側石垣修理（同47年）、鉄物櫓南側石垣修理（同49年）などの箇所では再び傷みが出ており、再修理が必要である。また、地下鉄建設に伴う堀石垣の調査に伴い、その一部が保存公開（同54年）されている。

石垣の保存に課題がある箇所については、図Ⅱ-15に赤丸で示している。



図Ⅱ-14 石垣の分類図

(石垣の分類)



写真-1 A類、布目積み(天守台)



写真-2 B類、布目積み(南三階櫓)



写真-3 C類、乱層積み(二ノ丸萬櫓)



写真-4 D類、乱層積み(祈念櫓)



写真-5 算木積み(東御門)

(修理された石垣等) - 伝統的工法による復元 -

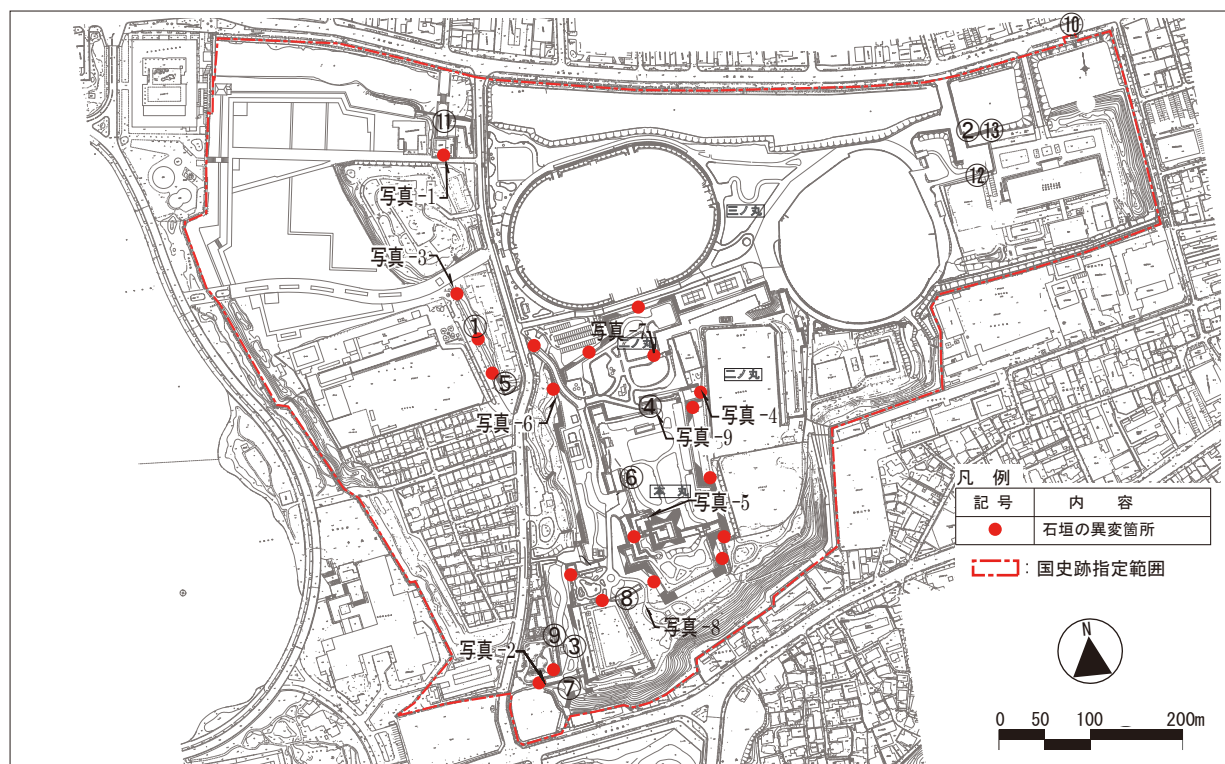


写真-6 上之橋御門の石垣(⑫)

表Ⅱ-6 石垣保存整備一覧

位置	保存整備箇所	実施年度	内 部	写真
①	舞鶴中学校東側石垣	昭和46・47年度	積替えおよびグラウト工事	—
②	上之橋御門北側石垣	昭和47年度	積替え工事	—
③	多聞櫓西側石垣	昭和48年度	建造物の修復工事に併せて積替え工事	—
④	本丸表御門石垣	昭和49年度	積替え工事	写真-9
⑤	城内住宅東側石垣	昭和49年度	天端積替え工事	—
⑥	本丸裏御門東側石垣	昭和49年度	不明	—
⑦	鉄物櫓南側石垣	昭和49年度	積替え工事	—
⑧	生捕櫓周辺石垣	昭和49年度	不明	写真-8
⑨	追廻御門東側石垣	昭和51年度	積替え工事	—
⑩	堀外壁北東側石垣	昭和54年度	150㎡が現状保存され、展示施設として活用。昭和57年10月に国史跡追加指定	—
⑪	下之橋御門石垣	平成17年度	積替え工事（伝統工法による復元工事）	—
⑫	上之橋御門南側石垣	平成18年度	積替え工事（伝統工法による復元工事）	—
⑬	上之橋御門北側石垣	平成24～25年度(予定)	積替え工事予定（伝統工法による復元工事）	—

※表Ⅱ-6 に示す位置番号は、図Ⅱ-15 の中に示す番号と同じである。



図Ⅱ-15 石垣保存整備位置図

(石垣の傷み)



写真-1 間詰め石の抜け(三ノ丸西)



写真-2 ずれと孕み(鉄物櫓)



写真-3 壊されたままの石垣
(三ノ丸、名島門南)



写真-4 孕み(祈念櫓)



写真-5 裏込めに課題(鉄御門)



写真-6 裏込めに課題(向櫓)



写真-7 裏込めに課題(扇坂御門)

- 積み直された石垣 -

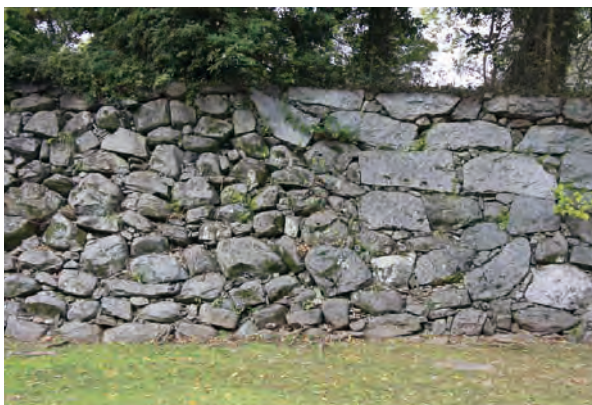


写真-8 生捕櫓の石垣(⑧)



写真-9 本丸表御門の石垣(④)

③その他の遺構

(縄張り)

近代以降の造成により、縄張りに変容等が見られる主な箇所は以下の通りである。

- ・福岡高等裁判所建設時に架けられた1～2号濠の間の土橋
- ・上之橋南西側の埋め立て造成された道路、及び上之橋の西側への拡張
- ・平和台陸上競技場北側の埋め立て造成による敷地の拡張
- ・都市計画道路舞鶴公園線建設の埋め立て造成による3～4号濠間の橋
- ・平和台野球場南東側の埋め立て造成による敷地拡張部分

(階 段)

表御門跡には通路の延段、階段、階段横の排水施設まで良好な保存状態であり、その他小天守台への野面石を使った階段と鉄御門跡への階段等がある。また、城絵図を見ると東御門内、扇坂御門内、松木坂御門内の3カ所に階段が描かれているが、これらは現地では確認することができず、地下に埋没している可能性もある。

(井 戸)

福岡城跡内に残っている井戸で今もよく保存されているものは、本丸と南丸の井戸である。本丸に3カ所、南丸に2カ所、計5カ所が覆屋を架けて保存されており、他に三ノ丸2カ所は蓋をし密封されている。また、平和台野球場跡の鴻臚館跡発掘調査区内で1カ所を確認している。

(土 塁)

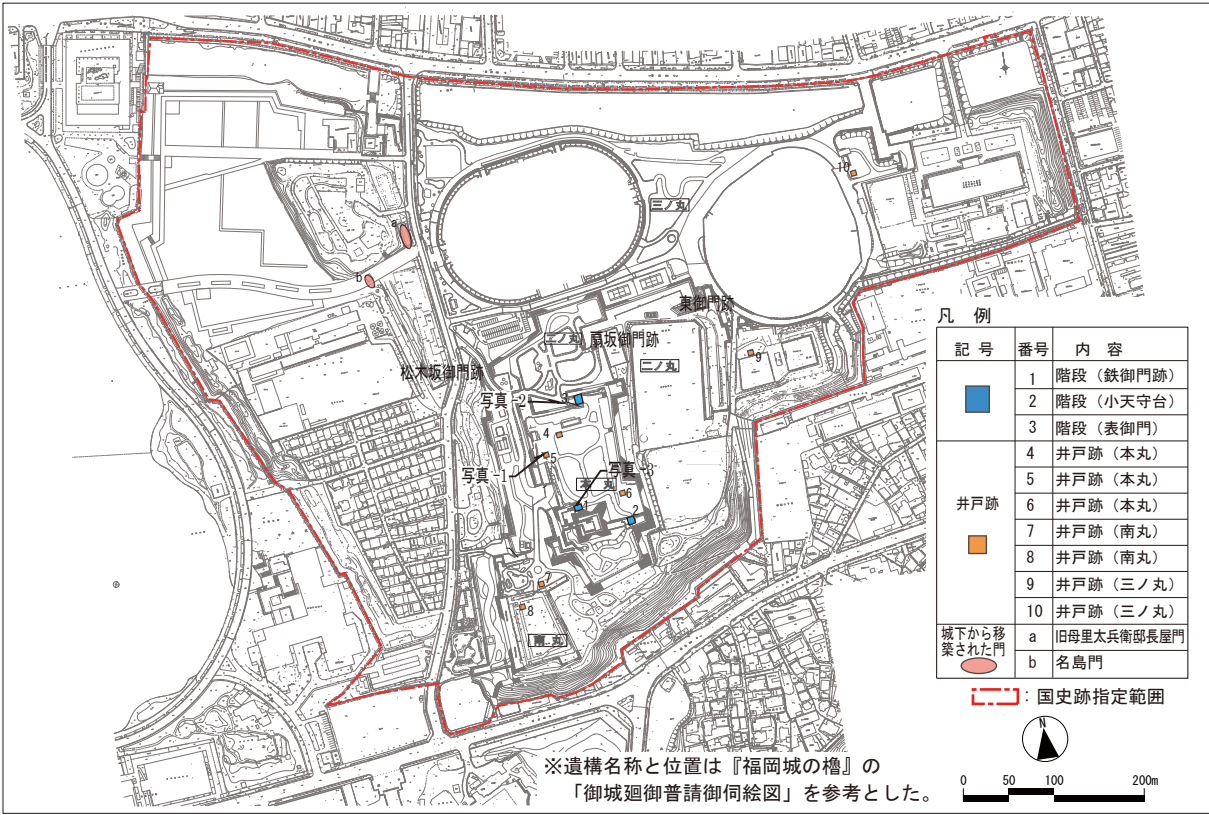
堀で周囲を囲まれた城内は、外周に土塁を設けて囲み、3カ所の門の周囲のみ高石垣が築かれている。特に南側は、高さが7～8mの巨大な土塁で、下端部は土留めのための腰巻石垣で固められており、埋没した腰巻石垣が発掘調査で確認されている。土塁の延長は約2,600mである。

土塁は直線的に造られており、横矢掛かりも重層的に設けられ、守りを固めた構造となっている。現在、北側の平和台陸上競技場に隣接する部分や、福岡高等裁判所南側部分、都市計画道路沿いの土塁の毀損が目立つが、他は比較的良好な形状で残っている。

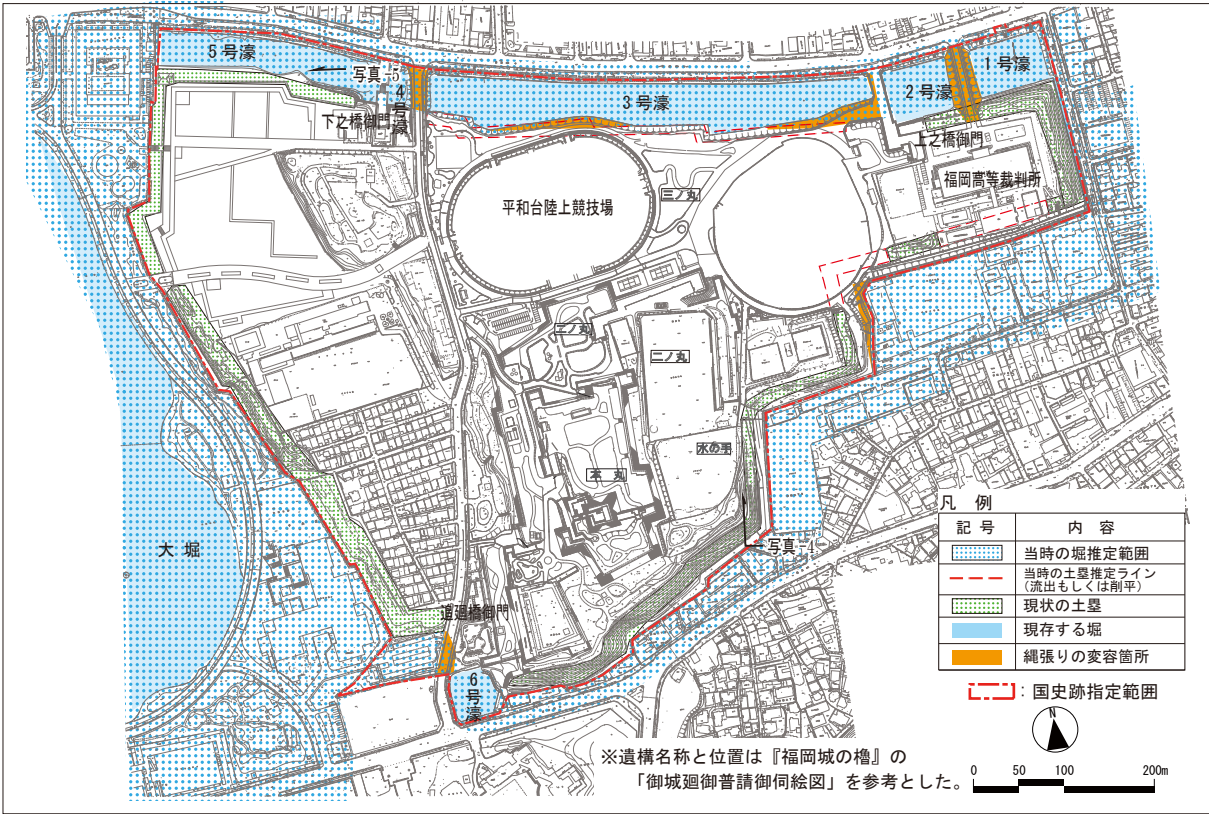
(堀)

那珂川から水を取り入れた堀は、肥前堀・中堀と続き、城郭の外周に幅50～70mの広大な水堀が巡らされ、西側の太堀に繋がっていた。現在、肥前堀、中堀は埋め立てられて完全に姿を消し、城郭の東辺と南辺の堀は、幅員1.0m程度の水路となって名残を留めている。北面の堀は、都市計画道路の拡張などによって一部が埋められたが大半を残し、東から1号～5号濠と呼ばれている。堀の北辺には、堀沿いを散策するための遊歩道が整備されている。また、南西側にも堀が一部残り、6号濠と呼ばれている。堀水面は、ハスやスイレン等が繁殖しているが、水質の低下が進んでいる。築城当時の堀面積は約25万㎡、現在残っている面積は約4万㎡で、いずれも太堀は含まない。

(階段・井戸・土塁・堀など)



図Ⅱ-16 その他の遺構の現況



図Ⅱ-17 土塁・堀現況図

(井戸)



写真-1 本丸の井戸 (5)

(階段)



写真-2 本丸表御門跡の階段 (3)



写真-3 鉄御門跡への階段 (1)

(土塁)



写真-4 水の手南側の土塁

(堀)



写真-5 堀 (5号濠)

3) 植生の調査

①史跡内の植生

現在の公園内の植物は、表Ⅱ-7のとおりである。位置や範囲は図Ⅱ-18・19・20に示す。中には、直径2.0m内外の巨木（クスノキ）もあり、樹齢数百年を経ていると推定される。江戸時代中・後半期頃からのものであろう。城内の植物のうち特に樹木は、公園として植樹、保全されてきたため、ボリュームがある緑が形成されている。その一方、城の石垣への影響や、石垣の景観を遮蔽するなどの問題を抱えるものも見受けられる。

表 II-7 植物の現況

種 別	調 査 状 況	写真番号
樹木の概況	・城跡内の中高木の総本数は約4,000本である。 ・城跡内の中高木の樹種数は106種で、主な樹種は、常緑樹はクスノキ・ツバキ・クロガネモチ、落葉樹はサクラ・ウメ・ムクノキ・エノキ、針葉樹はマツ・カイヅカイブキで、その他イチョウがある。 ・城跡内の低木の総面積は約12,800㎡で、その内の9割が常緑樹である。樹種数は40種で、ツツジ類が多く、次いでサンゴジュ・アベリア・シャリンバイ・トベラが多い。	写真1、2
草花	・花木・草本類で、春夏秋冬の花が楽しめる配慮となっている。 ・特にサクラ（約1,000本）・ウメ（約350本）は市内の名所となっている。 ・フジ・ボタン・シャクヤク園も規模は大きい。 ・平和台陸上競技場や二ノ丸内に洋風花壇も整備されている。	写真3～5
土塁周りの樹木	・土塁上の中高木の総本数は、約1,000本で公園全体の約1/4弱である。低木はほとんど見られず総面積は約250㎡である。 ・北側土塁上の樹木は、落葉樹（サクラなど）とマツである。 ・南西面の土塁上の樹木は、常緑樹（クスノキ・カシ・シイ）の大径木が多い。	写真6
石垣周りの樹木	・石垣内に自生した高木が、二ノ丸・本丸内の一部に見られる。 ・同上内の石垣の裾部分に低木が植栽されたところが多い。	写真7、8
外来樹	・特に本丸・二ノ丸に多数植えられている。 ・昭和30～40年代に植栽されたもので、当時公園樹として多用されていた樹種である。（キョウチクトウ・サンゴジュ・イチョウ・メタセコイア他）	写真9、10
堀の植物	・ツクシオオガヤツリ（福岡県指定天然記念物）が数カ所で群生する。 ・夏季を中心に一面にハスが群生し、冬季には水藻が多量発生する。	写真11、12

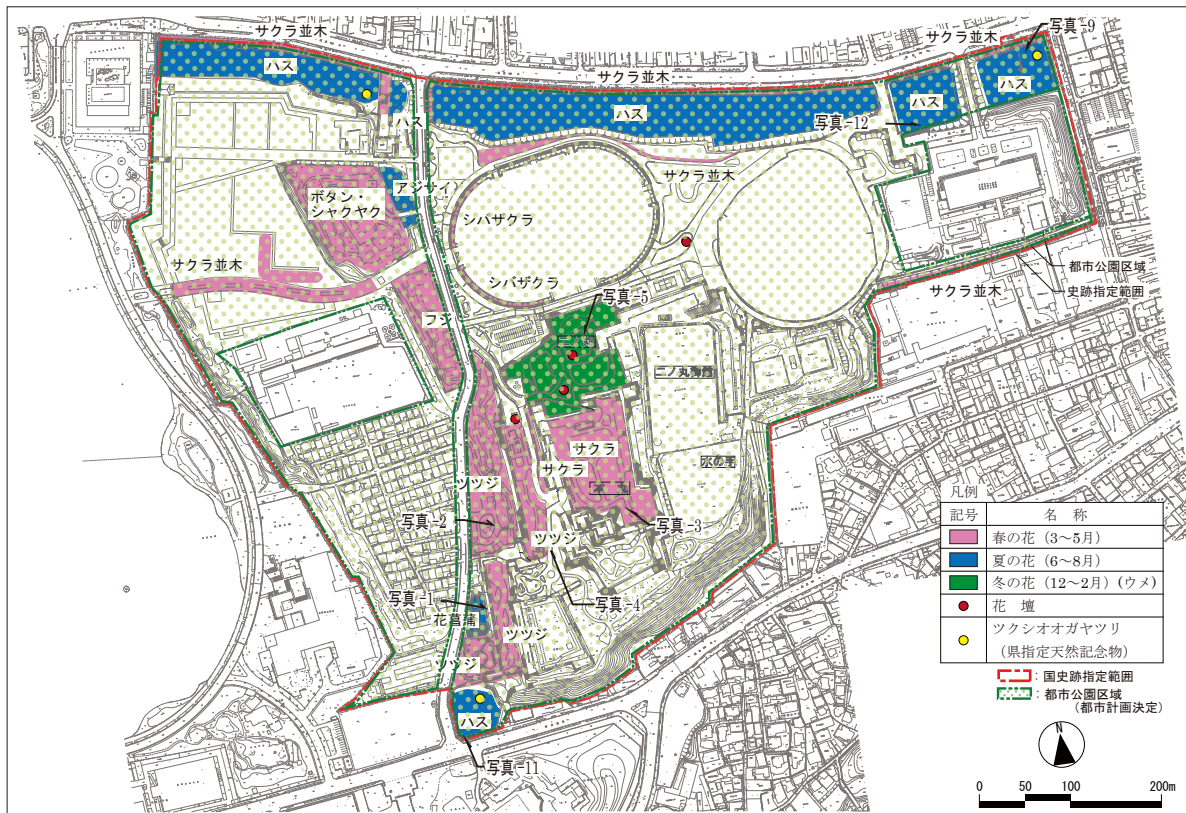


図 II-18 緑の現況図

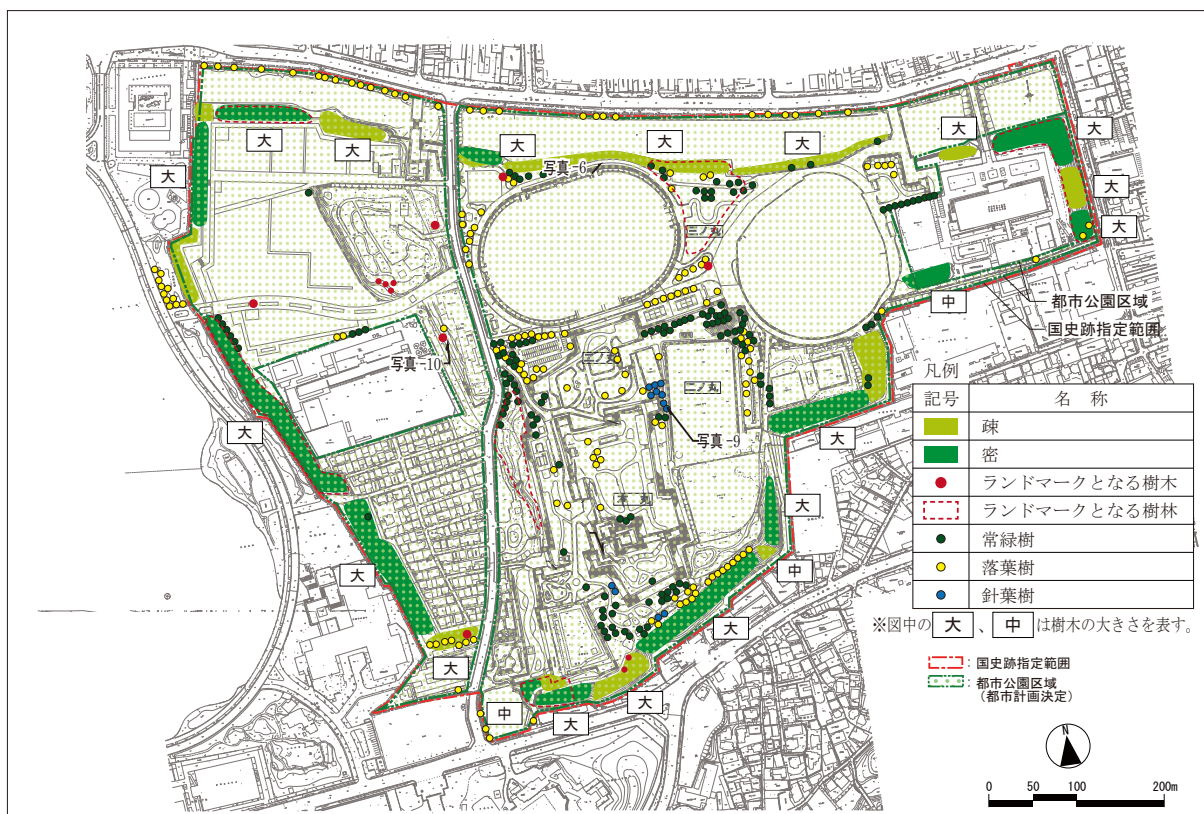


図 II-19 土塁上の樹木と巨木の分布図

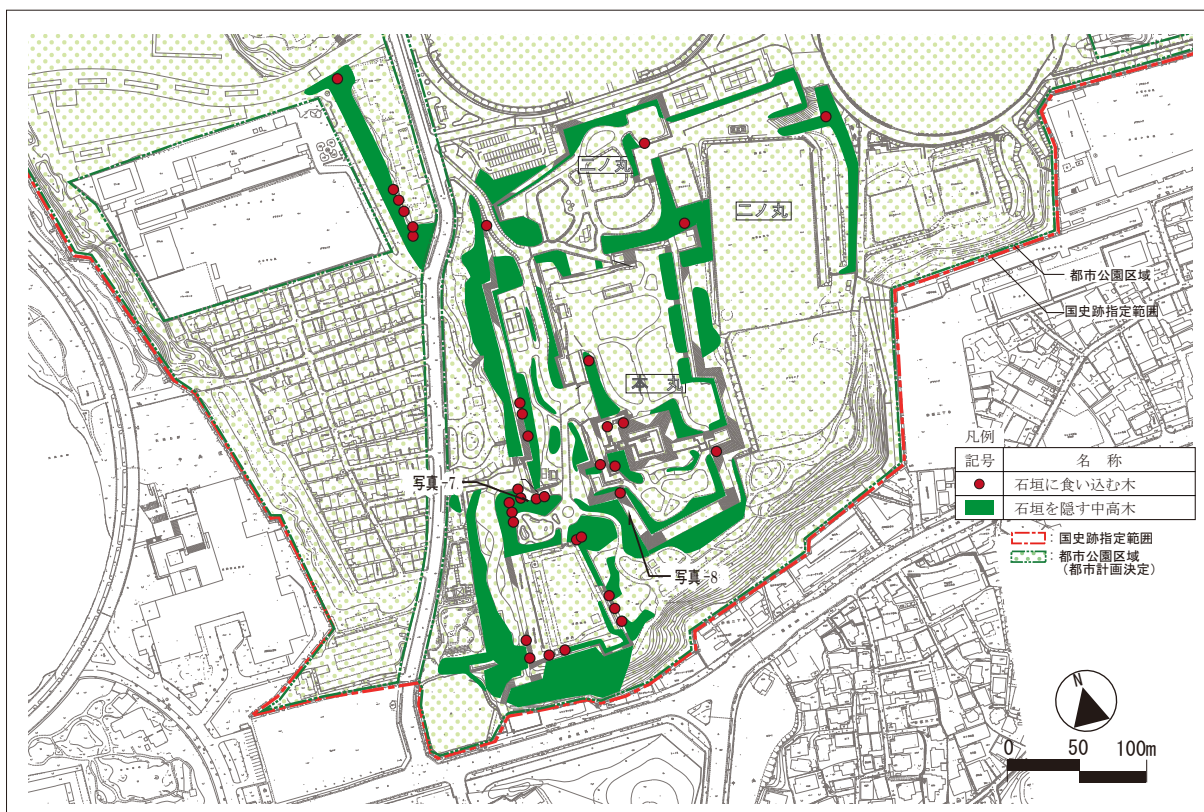


図 II-20 石垣周りの樹木調査図

(巨木・中高木)



写真-1 ニノ丸の石垣天端のクスノキ大木

(低木)



写真-2 三ノ丸の低木から高木までの植込み
(この奥に石垣がある)

(花)



写真-3 本丸のサクラ



写真-4 ニノ丸の石垣前面のシダレザクラの列植



写真-5 ニノ丸の梅園

(土塁周りの樹木)



写真-6 三ノ丸平和台陸上競技場北側の土塁のマツ

(石垣周りの樹木)



写真-7 ニノ丸の石垣天端の築地と大木



写真-8 ニノ丸の石垣に自生したムクノキ

(外来樹)



写真-9 ニノ丸の外来樹の大木(木の陰に祈念櫓がある)



写真-10 三ノ丸の名島門南のイチョウの巨木

(堀の植物)



写真-11 6号濠のツクシオオガヤツリ
(福岡県指定天然記念物)



写真-12 上之橋御門東側2号濠のハス

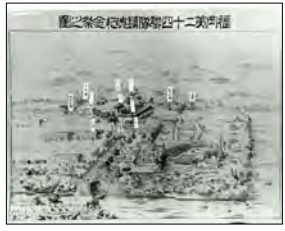
②史跡内の樹木の変遷

築城当初から江戸時代末までの城跡内の樹木の変遷を絵図に描かれた状況から見てみる。全ての絵図に土塁上に樹木が描かれており、樹種はマツを中心とした構成のものが多い。石垣上あるいは前面には、基本的には樹木は見られないが、三ノ丸の米倉部分や御下屋敷部分（図Ⅱ-8参照）の石垣の天端や前面に樹木が描かれているものもある。水の手庭園、御鷹屋敷には樹林が認められる（表Ⅱ-8）。

古写真（P31参照）に記録された樹木では、三ノ丸、二ノ丸の一部でマツの大木が見られる。この他、南側の土塁では雑木が繁茂する様子が窺える。

『筑前筑後肥前肥後探索書』（寛永4年・1627）には、南側の土塁上はマツ原であり、西側の石垣前（御花畠）にスギ並木が植えられ、竹藪などもあった様子が示されている。

表Ⅱ-8 絵図に見る樹木の変遷

絵 図	絵 図 名 (時 代)	樹木の状況		
		土 塁	石垣上あるいは前面	各 郭
	「福博惣絵図」 (正保3年) 1646	ほぼ全周にマツらしきものが並んでいる。	米倉部分で、石垣天端から少し下がった部分に針葉樹らしきものがある。	水の手は花畠と池、御鷹屋敷は台地の縁辺部に樹林がある。
	「筑前国福岡城図」 (承応3年~元禄1年) 1654~1688	ほぼ全周にマツおよびそれ以外の樹種が密生した状態で描かれている。	米倉部分は、石垣天端から下がった部分に樹林がある。	三ノ丸御下屋敷に大竹林が示されている。
	「御城内絵図」 (元禄12年) 1699	マツらしきものがしっかり描かれている。	同 上	水の手は池と樹林が描かれている。
	「福岡御城下絵図」 (寛政年間以前) 1789~1801以前	マツらしきものが相互に並んでいる。	な い	水の手は池と樹林が描かれている。
	「福岡第24聯隊鎮魂紀念祭之図」 (明治18年) 1885	高密度な樹林がある。	石垣の前面にも樹林が見られる。	松木坂御門を入った所や、本丸月見櫓辺りにマツらしきものがある。

4) 社会環境調査

①福岡市の地形・地勢

福岡市の地形の特徴は、海岸線から山地までの奥行きが比較的短く、河床勾配が急なことから、扇状地が発達した沖積平野となっていることである。市の中央部には、油山山塊より派生した平尾丘陵が海岸近くまで延び、東側の福岡平野と西側の早良平野を画している。福岡城は、平尾丘陵の先端、福崎丘陵上に築かれている。

次に、福岡市一帯の地質は、古生代の変成岩類と中生代に貫入した花崗岩類を基盤とし、その上位に新生代古第三紀の堆積岩類が覆うのが一般的で、おおむね福岡市の中心部は、北側は古第三紀層が、南側は花崗岩類が基盤となっている。

なお、福岡城跡の東側には「警固断層」と呼ばれる活断層が南北に想定されており、第三紀層上面の分布環境は南西から北東に向かって落ち込んでいる。一般的に断層の近辺においては、岩盤が脆弱化していることも多く注意が必要である。

福岡城跡においても、「警固断層」は史跡と極めて近い位置にあり、平成17年(2005)に発生した福岡県西方沖地震において、城跡石垣などが影響を受けている。

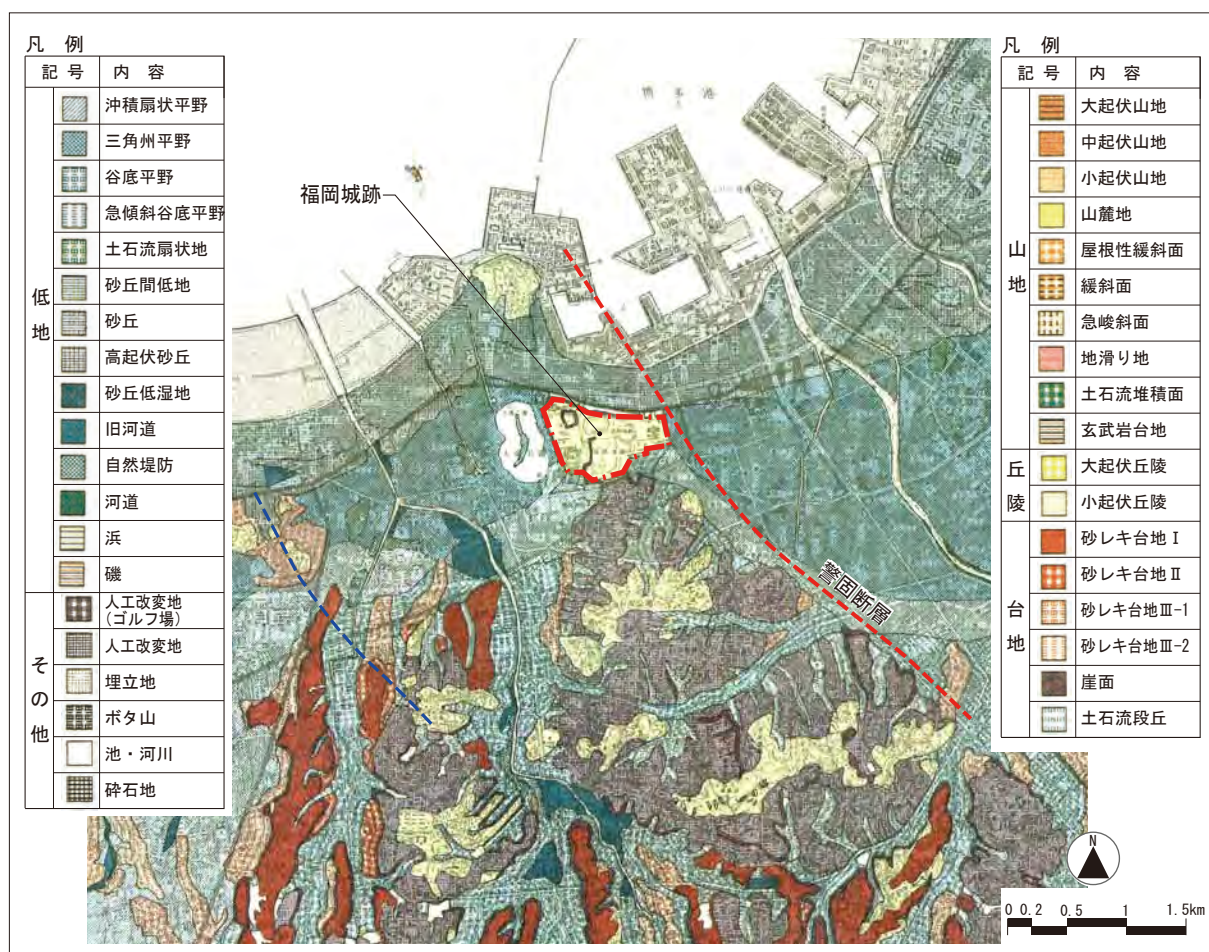


図 II-21 福岡市周辺の地勢図

②福岡市の特色と交通

福岡市の特色は、九州の金融、サービス業、ITソフト開発などの中心地としての大都市ならではの魅力と、博多湾や背後の山々に囲まれた美しい自然、長い歴史の中で培われた伝統工芸や祭り、歴史遺産などを豊富にもち、独自の個性をもつ都市である。

さらに、陸海空の広域交通の拠点となっており、九州・西日本各地からアジア方面への空の玄関、海の玄関の役割も担っている。陸路としては、九州縦貫自動車道や西九州自動車道、およびこれに接続する環状都市高速道路、鉄道では博多駅を起点とする新幹線・JR在来線、天神を起点とする私鉄・地下鉄などが整備されている。空路では、天神・博多駅を地下鉄で直結する福岡空港から発する国内線・国際線による航路、海路では博多埠頭等を起点とする国内航路や韓国その他への国際航路が開かれている。

福岡城跡への来訪者は、年間100万人前後(平成元年調査)と推定され、隣接する大濠公園(推定400万人)に比べ利用者が少ない。知名度の低さなど様々な原因が考えられるが、交通等の利便性には恵まれた位置にあるといえよう。

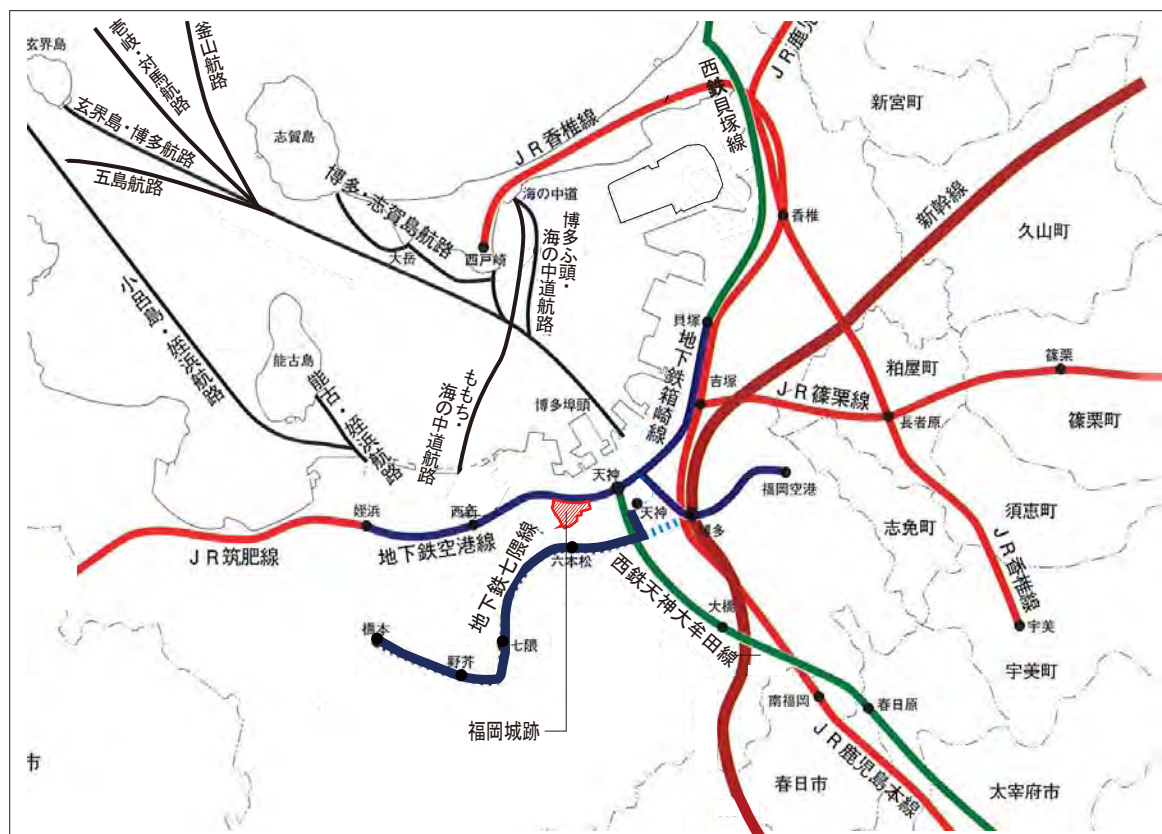
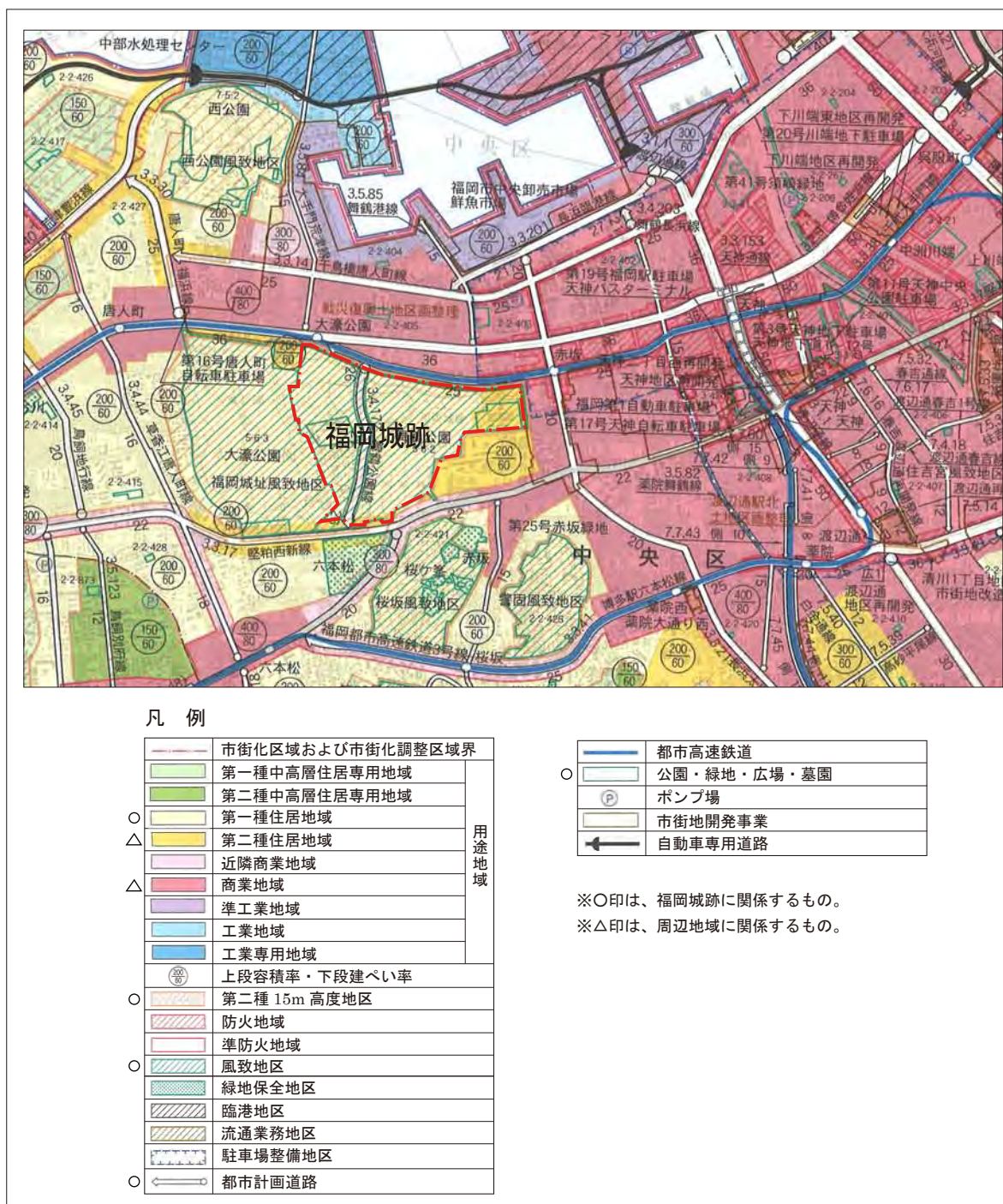


図 II-22 交通網図

③周辺地域を含む法令等

福岡城跡および周辺の用途地域分類は、下図のとおり商業地域と第一種・第二種住居地域となっている。

史跡指定地の法的制限は、文化財保護法のほか、都市公園法および風致地区条例、第二種15m高度地区が適用されている。史跡と緑の保全とともに景観的な保全、良好な住環境の保全が図られている。

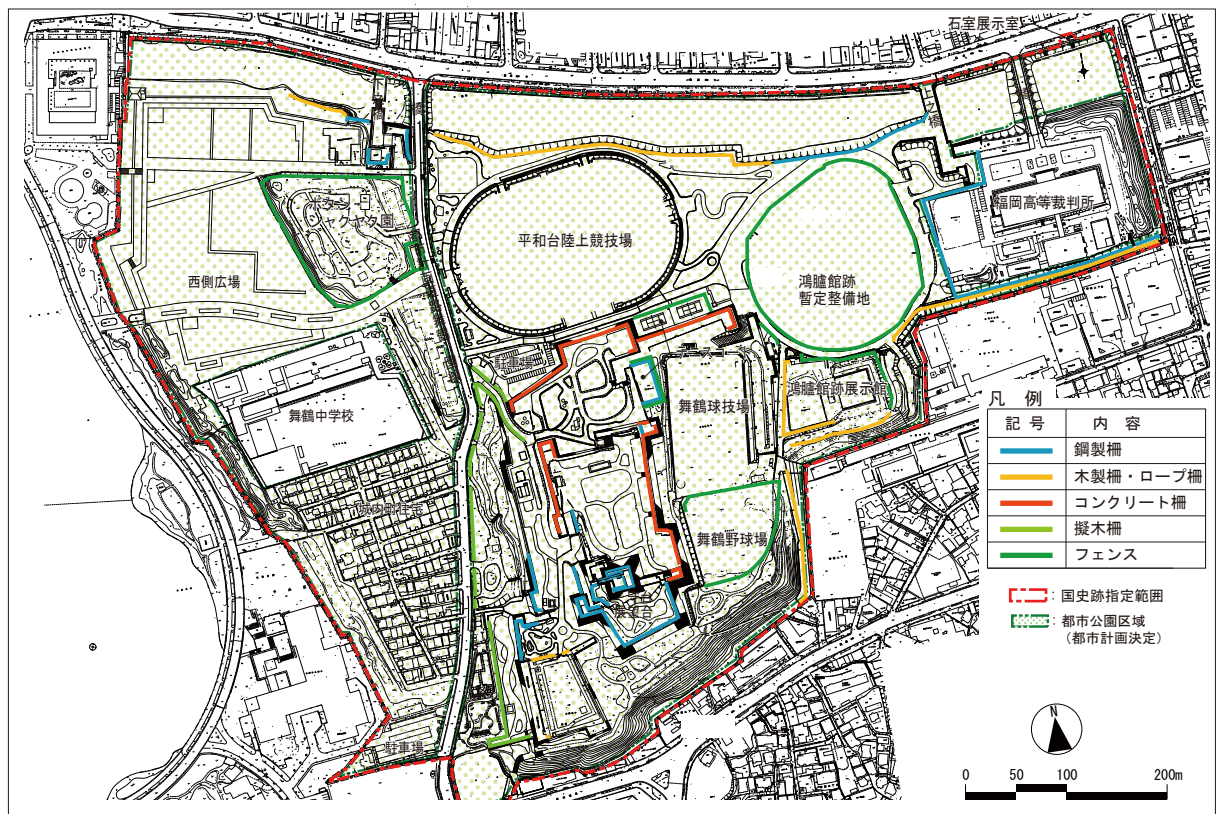


図Ⅱ-23 用途地域・法令図

④公共施設等

福岡城跡内の諸施設の移転および現状については、表Ⅱ-2（P16、17）に示したとおりで、複数の施設が現在も史跡内に残っている。このうち、三ノ丸（東ノ丸）の福岡高等裁判所は昭和43年に設置されたが、文化庁から平成24年度までの設置期限が示されており、現在六本松地区への移転計画が進められている。三ノ丸下屋敷跡に昭和35年に建設された舞鶴中学校は、小・中学校の統合により、史跡外に移転する見込みである。この中学校の南に隣接して、昭和21年に設置された城内町住宅があるが、現在約3分の2が移転している。

上記の諸施設を含めた、史跡内に存在する公共施設等の現況は、表Ⅱ-9のとおりである。大きな施設としては、平和台陸上競技場、鴻臚館跡展示館、舞鶴球技場・野球場、テニスコート（2カ所）、小さなものでは道標等まで、多種多様な施設がある。



図Ⅱ-24 公共施設位置図（1）

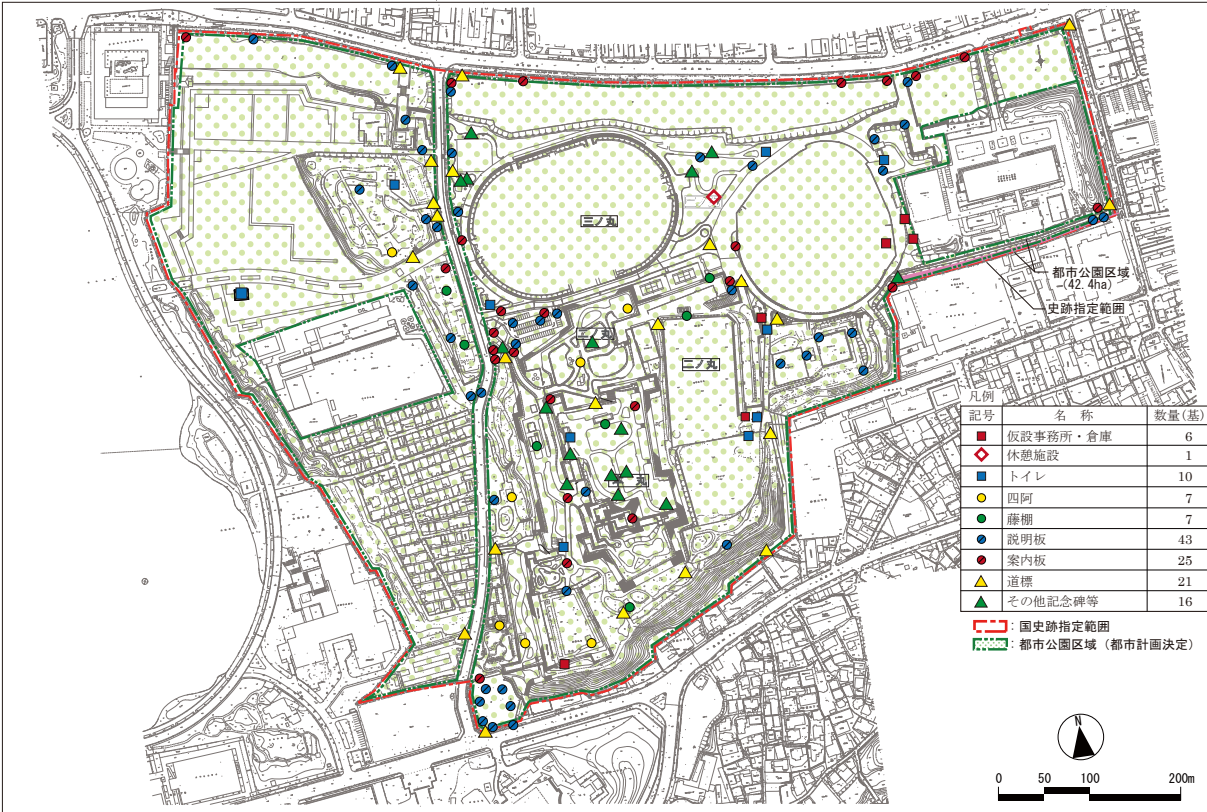


図 II-25 公共施設位置図 (2)

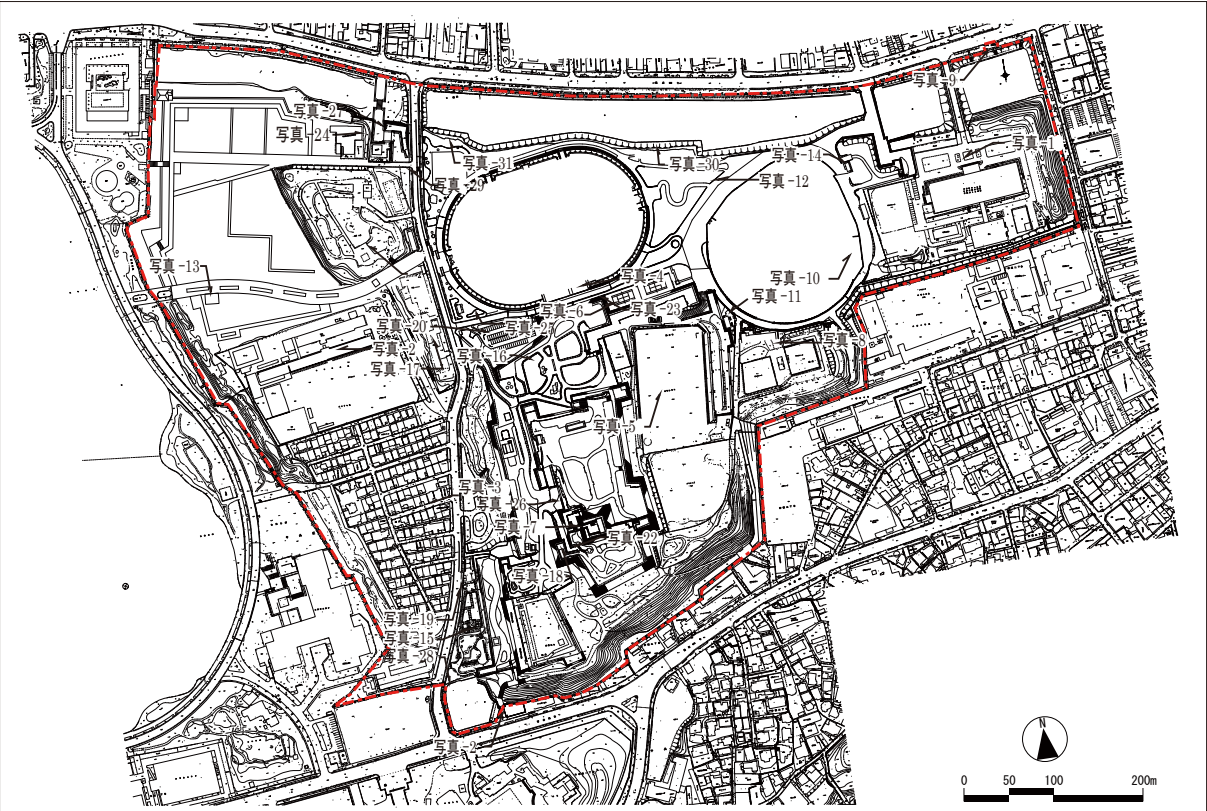


図 II-26 公共施設写真位置図

表Ⅱ-9 史跡地内の公共施設

種 別	現 況	図	写 真
諸施設等	・福岡高等裁判所（三ノ丸）。 ・福岡市立舞鶴中学校（三ノ丸）。	25	1～3
スポーツ施設	・平和台陸上競技場（三ノ丸）。 ・舞鶴球技場・野球場（二ノ丸）。 ・テニスコート（二ノ丸・三ノ丸）。	25	4～6
展示施設	・天守台展望台（大天守台）。 ・鴻臚館跡展示館・鴻臚館跡暫定整備地（三ノ丸）。 ・内堀外壁石垣展示室。	25	7～9
仮設事務所・倉庫	・鴻臚館跡調査事務所（小展示室含む）（三ノ丸）。 ・事務所（二ノ丸、三ノ丸）。 ・倉庫（南丸、三ノ丸に2ヵ所）。	26	10・11
休憩施設	・（仮称）ビジターハウス（三ノ丸に平成24年4月開設予定）。	26	12
トイレ	・10ヵ所（本丸、二ノ丸、三ノ丸）に設置。 ・武家屋敷風、現代建築、プレハブなど様々な形態だが、近年のものは和風建築が主である。	26	13・14
四 阿	・9ヵ所に設置。大半は本丸と二ノ丸に設置。 ・屋根の構造は、概ね方形または寄棟。 ・廃止され、基礎のみ残るものがある。	26	15・16
フジ棚	・8ヵ所に設置。大半は本丸と二ノ丸に設置。 ・巨大なもの（約1,325㎡）がある。	26	17
ベンチ等	・8種類の形態があり、素材は4種類がある。 ・老朽化したものが多い。 ・自然石やコンクリート系素材のベンチが約7割を占める。		18
道 路	・都市計画道路舞鶴公園線。	25	19
駐車場	・舞鶴公園入口、及び福岡市美術館横の2ヵ所がある。	25	20
車止め	・6タイプのものが、約240ヵ所に設置されている。 ・近年は自然石・木製が主流だが、全体では15%の比率にとどまる。 ・公園出入口と公園内園路上に、ほぼ同数が設置されている。		
電話ボックス	・1ヵ所に設置されている。		
橋	・上之橋は大きく改変されている。 ・下之橋は少し改変されている。 ・追回し橋の近辺に園路としての橋が架けられている。 ・裁判所入り口、城内道路の北端には、戦後に橋が造られている。	25	21
園路舗装	・舗装材は7種類で、チップ舗装が過半を占める。 ・その他に、インターロッキング、アスファルト舗装、自然石板石舗装がある。		22
園路・広場の縁石	・8種類の形態があり、素材は自然石系とコンクリート系の2種類がある。 ・玉石状の自然石縁石が、7割弱を占める。		18
柵	・6種類の素材があり、デザインや設置方法も多様である。 ・石垣や土塁上の転落防止柵、石垣前面の囲い柵などがある。	25	23
照 明	・都市計画道路（城内道路）沿いに電柱と街灯が並ぶ。 ・公園内の主要園路沿いに電柱や公園灯が設置され、高架線で接続されている。 ・公園灯は8種類があり、城跡に配慮したデザインもある。 ・ライトアップは、建造物や石垣を対象とするものと、桜を対象とする2種類があり、3号壕沿いと多聞櫓下の石垣沿いに集中している。 ・ライトは露出と埋め込みの2種類があり、埋め込みが約6割を占める。		24
案内板 説明板 名称板 道標 記念碑	・総数は約140（案内板15、説明板46、名称板35、道標30、記念碑14）。 ・4種類の素材（鉄・木・石・コンクリート擬木）がある。 ・さまざまなデザインのものがある。	26	25～31

(諸施設)



写真 -1 福岡高等裁判所



写真 -2 舞鶴中学校
(スポーツ施設)



写真 -3 城内町住宅



写真 -4 平和台陸上競技場



写真 -5 舞鶴球場・野球場

(展示施設)



写真 -7 天守台展望台



写真 -8 鴻臚館跡展示館

(展 示 施 設)



写真 -9 内堀外壁石垣展示室

(仮 設 事 務 所)



写真 -10 鴻臚館跡調査事務所

(倉 庫)



写真 -11 東御門東側石垣前の倉庫

(休 憩 施 設)



写真 -12 休憩施設 (完成予想図)

(ト イ レ)



写真 -13 三ノ丸西側広場のトイレ



写真 -14 三ノ丸東側のトイレ

(四 阿)



写真 -15 三ノ丸の四阿



写真 -16 二ノ丸の四阿の土台

(フジ棚)



写真-17 三ノ丸平和台陸上競技場西側の藤棚
(道路)

(ベンチ・縁石・名称板・柵)



写真-18 鉄砲櫓跡のベンチ・縁石・名称板・柵
(駐車場)



写真-19 都市計画道路舞鶴公園線(通称「城内道路」)
(橋)



写真-20 三ノ丸駐車場
(園路舗装)



写真-21 6号濠に架かる橋
(柵)



写真-22 二ノ丸武具櫓御門の通路の自然石舗装
(照明)



写真-23 萬櫓石垣上の柵



写真-24 下之橋御門石垣上の照明

(案内板)



写真 -25 福岡城跡・鴻臚館跡の総合案内板



写真 -26 本丸裏御門の案内板

(説明板)



写真 -27 下之橋御門の説明板



写真 -28 6号濠のツクシオオガヤツリ説明板

(道 標)



写真 -29 御鷹屋敷北東下の道標

(記念碑)



写真 -30 三ノ丸の万葉歌碑



写真 -31 三ノ丸の福岡第24聯隊記念碑

6. 福岡城跡の課題のまとめ

Ⅱ章で述べてきた福岡城跡の概要のまとめとして、保存管理と整備・活用についての様々な課題について表に示す。

表Ⅱ-10 課題のまとめ

区 分	分 類		対 象 物	課 題
周辺環境	指定地の周辺		埋められた堀など	史跡周辺の遺構の顕在化や景観保護
歴史環境	城郭	城郭構成	梯郭式の構造	遺構の保存 計画的な継続調査による遺構の解明
		歴史的建造物	櫓や門など	真正な復元整備・修理 古写真等の継続的な資料調査
		地上に露出 する遺構	石垣	石垣総合調査による現状把握と記録 孕みやズレのある石垣の修理
			土塁	消失・流失・改変部分の修復
			その他（井戸・階段 など）	保存・整備
		地下の遺構	建物跡・道路・溝な どの遺構	調査・保存
		堀	1～6号濠	景観の向上 水質の浄化と保持など
	城郭 以外 の 遺構	二重の史跡	鴻臚館跡	調査と保存・整備
		古代～現代の 遺構	古墳や陸軍施設など	歴史的重層性を示すものとして保存
自然環境	植生		高密度の樹木・草花・ サクラの名所	風致地区、また舞鶴公園としての安 全・快適な緑の保護・育成 石垣保存や、遺構への見通しなどの景 観に支障をきたす植生に対する対応
	天然記念物		ツクシオオガヤツリ	保護・育成
社会環境	諸施設		福岡高等裁判所 舞鶴中学校 城内町住宅	史跡地外への移転
	公共施設		公園施設 展示施設 柵 広場等	史跡公園として市民に有益な施設等の整備 利用されていない施設や、老朽化した 施設の撤去や再整備 景観との調和、デザインの統一

Ⅲ. 保存管理

1. 基本方針

福岡城跡は、近世城郭跡としての高い歴史的価値を有するとともに、都心部の大規模公園としての現代的価値や、まちづくりの核となる地域資産、観光資源となる可能性をあわせ持っている。先人によってこれまで守り継がれてきたこの史跡を、引き続き適切に保存管理するためには、史跡の保存管理の基本方針を定め、現状変更等の取り扱い方針や基準、また、将来の整備計画、周辺の環境保全と景観形成、保存管理の運営方法とそのために必要な体制整備についての基本方針を定める必要がある。

保存管理の基本方針は、以下のとおりとする。

- ①適切な保存と積極的な活用を図り、次世代へと確実に継承する。
- ②調査による史跡の全体像の把握に努める。
- ③保存と活用の際して、周辺環境にも配慮するとともに、必要な場合には追加指定の措置を講じる。
- ④史跡と都市公園が並立する運営を目指し、将来にわたって持続可能な体制整備に努める。

2. 福岡城跡を構成する諸要素

現状変更等の取り扱い方針や基準を定めるために、まず福岡城跡を構成する諸要素を抽出し、以下の4項目に分類して概要を示す。それぞれの細かい内容については表Ⅲ-1にまとめる。

- 1) 城郭としての本質的価値を構成する要素
- 2) 歴史的重層性を構成する要素
- 3) 現代的な利用に関する要素
- 4) 史跡と調和しない、または関連性が低い要素

1) 城郭としての本質的価値を構成する要素

近世城郭としての福岡城が本来有している本質的価値としては、以下の点があげられる。

- ・惣構えを博多湾、室見川、御笠川、及び背後の自然丘陵で画した梯郭式の平山城で、自然地形を巧みに取り込み、赤坂山から伸びる丘陵を切断して堀を設け、造成を行って城郭や周辺の城下を形成した。かつては累計で47を超える櫓、10余の門を有した。
- ・初代藩主黒田長政が築城に際し「福岡」と命名し、市名の起源となった。藩祖と呼ばれた黒田孝高（如水）も一時居住し、12代長知に至る黒田氏の藩主が幕末まで続いた。

- ・舞鶴城と別称され、江戸時代を通じて藩政の中心として機能し、福岡のまちづくりの基礎をなすとともに、福岡独自の伝統文化や技術の醸成に寄与した。

これらの本質的価値を構成する具体的な要素は、以下の城郭構成、歴史的建造物の二つに分けられる。

城郭構成

- ・天守台を含む本丸、二ノ丸、三ノ丸の3層構造をなす。
- ・二ノ丸以上に巡らされた高石垣、三ノ丸の土塁と腰巻石垣、堀、及び建造物の礎石などの地上・地下の遺構が良好に残る。
- ・三ノ丸までが城郭として全て保存されており、城郭構成を現地で実見できる。

歴史的建造物

- ・国指定重要文化財（建造物）多聞櫓、福岡県指定文化財の祈念櫓・（伝）潮見櫓・下之橋御門などが現存する。
- ・潮見櫓・花見櫓の部材が現存し、本丸表御門が市内の寺院に残る。

2) 歴史的な重層性を構成する要素

近世城郭の要素には含まれないが、立地的な好条件などを背景に、築城前の古代～中世、及び廃城後の近代に蓄積された要素である。

3) 現代的な利用に関する要素

福岡城の廃城後の近代以降に形成された要素で、「城跡」としての利用や「舞鶴公園」の整備など、都市形成の過程で発生した現代の市民生活に関連する要素である。

都心部の大規模公園

- ・広大な面積を有しており、防災公園としての側面のほか、都市景観形成に果たす役割も大きい。
- ・都心部に少ない緑と憩いの拠点に位置づけられており、福岡市を代表するサクラやウメが名所化している。

歴史的・文化的観光資源

- ・福岡に残る貴重な歴史・文化遺産であり、鴻臚館跡とともに市の観光資源に位置づけられている。
- ・歴史や緑、憩いの空間などの相乗効果が生み出す集客拠点である。

4) 史跡と調和しない、または関連性が低い要素

- ・上記の1～3に該当しない要素であり、史跡と無関係な施設、または公園利用者や管理上に支障のある施設や植生等をさす。

表Ⅲ-1 福岡城の構成要素の分類

区 分		城郭としての本質的価値を構成する要素	歴史的層性を構成する要素	現代的な利用に関する要素	史跡と調和しない、または関連性が低い要素
城郭全体		福岡城跡の城郭構造 内外からの城郭景観	縄文時代～近代の遺構・遺物	史跡の活用に関する施設 風致地区として保存された植生	史跡と無関係な施設または、公園利用や管理上支障のある施設や植生等
本丸・二ノ丸地区	天守台	構成（大・中・小の天守台）	古墳時代の石棺	大天守台展望台 公共施設（案内板等）	
		石垣、大天守台礎石、階段			
		鉄御門・埋門の門跡等			
	本丸	構成（天守台を囲む長方形区画）		公共施設（案内板、トイレ、照明等）	老朽化した公共施設
		歴史的建造物（祈念櫓）			
		石垣、井戸、階段、側溝			
		武具櫓御門・本丸表御門・裏御門等の門跡、および武具櫓など複数の櫓跡等			
	二ノ丸	構成（本丸を囲む区画、南丸）		梅園 公共施設（案内板、トイレ、照明等）	舞鶴球技場・野球場 テニスコート 仮設事務所・倉庫 老朽化した公共施設
		歴史的建造物（南丸多聞櫓）			
		石垣、井戸、階段、側溝			
		二ノ丸御館跡、御花畠、水の手御門・東御門・扇坂御門・松木坂御門・桐木坂御門などの門跡、多数の櫓跡等			
三ノ丸		構成（鶴が舞うように北に扇状に広がる城郭、東丸、御鷹屋敷）	古墳群 鴻臚館跡 母里大兵衛邸長屋門・名島門 県庁跡（御下屋敷跡） 陸軍施設	公共施設（案内板、トイレ、照明等） 鴻臚館跡展示館・暫定整備地 ボタン・シャクヤク園 ショウブ園 ツツジ園 西側広場 休憩施設等	福岡高等裁判所 舞鶴中学校 城内町住宅 平和台陸上競技場 テニスコート 駐車場 都市計画道路 仮設事務所・倉庫 老朽化した公共施設
		歴史的建造物（下之橋御門、（伝）潮見櫓）（部材保管中の潮見櫓・花見櫓）			
		土塁、腰巻石垣、門脇の高石垣、橋、側溝			
		御鷹屋敷・御下屋敷・家老屋敷等の屋敷跡、上之橋御門・追廻橋御門等の門跡、櫓跡、道路、暗渠等			
城 堀		構成（三ノ丸を囲む）	ハス	石垣展示室 ツクシオオガヤツリ 6号濠の木橋（本来の追廻橋の位置ではない）	
		城の北辺に1～5号濠と上之橋・下之橋、南西隅に6号濠			
		埋没した堀			

3. 保存管理の方法

1) 地区の設定と基本方針

福岡城跡を構成する要素については、表Ⅲ・1に示した。これらの要素ごとの取り扱い方針と、地区ごとの取り扱い方針を以下のとおり定め、あわせて現状変更を加えようとする場合の留意事項を示す。地区区分は城郭構成にのっとり、城郭の中核部分である本丸・二ノ丸地区と、諸施設や公園施設等が多く存在する三ノ丸地区、堀地区に分けるものとする。

2) 要素ごとの取り扱い方針

(1)城郭としての本質的価値を構成する要素について

- ・城郭構成、歴史的建造物、石垣などの地上の遺構、地下の遺構を適切に保存する。
- ・歴史的建造物については適切な維持管理を行うとともに、修理や真正な復元整備を行っていく。

(2)歴史的重層性を構成する要素について

- ・適切に保存する。

(3)現代的な利用に関する要素について

- ・史跡公園として市民の利用に有益な施設の適切な管理や充実を図る。課題があるものについての再整備、景観との調和やデザインの統一を図る。

(4)史跡と調和しない、または関連性が低い要素について

- ・利用されていない施設や老朽化した施設は撤去する。
- ・史跡地内の諸施設については、当面の維持管理は認めるが、原則的には全て移転するのが望ましいと考えられる。また、移転後の土地利用についても検討する。

3) 地区ごとの取り扱い方針

天守台・本丸・二ノ丸地区

城郭としての景観が良好に残っており、第一義的に保存をはかるべき地区である。現状変更に当たっては、地上・地下遺構の保護を優先するとともに、周囲への景観を重視する必要がある。

天守台は遺構がおおむね露出している状態なので、地下に影響を及ぼす行為は原則認められない。

石垣については、現状保護に努めるとともに総合調査を行い、課題がある部分についての修理を行う。

既存の施設（二ノ丸の舞鶴球技場・野球場・テニスコート等）については、当面の維持・補修は認める。将来的には移転が望ましい。

三ノ丸地区

必要に応じて石垣、土塁や腰巻石垣の修復を図る。また、現在公園整備が進められており、地下遺構や景観の保全を図りながら、都心部の大規模公園として市民が憩う空間の充実をはかる。

なお、三ノ丸地区にある施設等については、下記のとおりに分ける。

【施設等】

b,鴻 臚 館 跡 : 福岡城跡遺構を保護しながら、発掘調査による全容解明を図る。整備の検討に当たっては、福岡城跡との景観の調和に配慮する。

c,運 動 施 設 : (平和台陸上競技場・テニスコート)
遺構の保護を図りながら、既存施設の当面の維持管理は認める。なお、テニスコートについては発掘調査により遺構を確認しており、これの保護に留意する。将来的には移転が望ましい。平和台陸上競技場については、『舞鶴城址将来構想』では長期移転施設とされているが、平和台と名付けられた経緯や、国際マラソンなどにより市民に親しまれていることを踏まえて対処していく必要がある。

d,駐 車 場 : 遺構の保護を図りながら、既存施設の当面の維持管理は認める。将来的には移転が望ましいが、史跡が広大で、かつ市街地の中に位置するため代替地の確保が困難であり、利用者の便宜にも配慮しながら、より適切なあり方を検討する。

e,城 内 道 路 : 遺構の保護を図りながら、既存施設の当面の維持管理は認める。

f,舞 鶴 中 学 校 : 遺構の保護を図りながら、既存施設の当面の維持管理は認める。
統合のため移転手続きが進行しており、完了後の土地利用について検討する。

g,城 内 町 住 宅 : 遺構の保護を図りながら、既存施設の当面の維持管理は認める。
移転手続きが進行している。

h,福岡高等裁判所 : 遺構の保護を図りながら、既存施設の当面の維持管理は認める。移転手続きが進行している。鴻臚館跡調査対象地であり、陸軍施設も一部残ることから、歴史的重層性を踏まえて取り扱う。

城堀地区

遺構の保護と景観への配慮をはかりつつ、既存施設の維持管理は認める。福岡県指定天然記念物のツクシオオガヤツリやハスの保護をはかり、緑と生物の多様性にも配慮する。

4) 現状変更についての留意事項

- ・ 福岡城跡の遺構や建造物については保存を前提とし、周囲の景観に配慮するものとする。

- ・現況の施設等の維持管理や再整備その他のために現状変更等を許可する場合においては、遺構を損傷しないこと等の条件を付し、地下を掘削する場合には発掘調査（簡易な場合は立会調査）を実施する。

5) 史跡指定地外の遺構について

史跡指定地外の福岡城遺構の取り扱いについては、文化財保護法第92～94条の規定に基づき適正に対処する。現在は、周知の埋蔵文化財包蔵地内の開発行為に対応して、城堀石垣や中堀・肥前堀についての確認調査を行っている。重要な遺構が発見された場合は、現状保存や追加指定について適切な処置を講じるものとする。

6) 周辺環境について

史跡の西側の大堀は一部が埋め立て造成され、県営大濠公園として市民の利用を受け、その周辺は第一種住居地域となっている。大濠公園は平成19年に国の登録記念物（名勝地）となっており、将来的にも景観上の大きな変化はないものと考えられる。また、福岡市のによる「セントラルパーク構想」は、この大濠公園と福岡城内の舞鶴公園を中心とする公園ネットワーク化である。史跡の北側は、城堀を隔てて幹線道路が隣接し、本来城下町があった辺りは、商業地域であり高層ビル街となっている。東側は城堀が埋め立てられ、商業地域となり高層ビルが林立する。かつて東の那珂川まで中堀・肥前堀が伸びていたが、完全に市街化して天神などの繁華街がある。南側は一部に城堀が残るが、大半は埋められて、道路や第一種住居地域となっている。一部、護国神社の緑地保全地区、桜坂風致地区が道路を隔てて隣接する。

以上のように、史跡の北を東西に走る幹線道路沿線に福岡市の主要街区が展開し、林立するビル群が城郭内外の視界を遮る状況となっている。市街地中心部に残された貴重な空間としての価値が高い反面、市街化の進行により史跡の保存や景観保護の観点からの環境整備が厳しい現状でもある。特に東側と南側は、城堀跡地に史跡と隣接してビル群が建てられている。史跡の周辺環境の保護の観点から課題となるのは、大濠公園側を除く三方となるものと考えられるが、特に城堀が埋め立てられた東～南側部分については、長期的には追加指定も考慮に入れながら、遺構の顕在化や史跡の景観保護を図っていくことが重要である。

また、現在策定中の『福岡市景観計画』では、福岡城跡と舞鶴公園は一般市街地ゾーンに位置づけられ、緑と歴史を活かした空間づくりを進める等の景観形成方針や、周辺エリアの大規模建築物に関する行為についての高さ・規模、色彩などの制限を設ける等の景観形成基準等が示される見込みであり、福岡城跡の保存管理もこれを反映させた方策をとるものとする。

4. 緑の保存管理

昭和35年に総合公園が設置されて以降、公園施設や植樹（外来種を含む）などの整備が行われ、その他にも多数の樹木が自生したことにより、石垣や櫓の見通しが遮蔽され、かつ石垣やその近隣に自生した樹木には、石垣に悪影響を与えているものもある。

一方で、「さくらの名所」として整備され市民の憩いの場となっている現状や、生物の多様性やヒートアイランド現象の緩和、景観性などから、全ての樹木を一様に整理することは困難となっているのが実状である。よって、今後の福岡城跡（舞鶴公園）における緑の保存管理について基本的な方向性を以下に示す。

1) 福岡市の緑地

福岡市の三方を囲む山々には、背振三郡山系の連続した緑がある。この山々の東側から立花山、三日月山、東平尾丘陵、南側からは背振山、金山、油山、西側では飯盛山、叶岳などから市街地に張り出すように緑が延び、このうち油山から延びた山地系の緑は、鴻巣山、南公園、大濠公園、舞鶴公園、西公園へとつながり、中心部の緑地を構成する。ちなみに市の木は、常緑広葉樹のクロガネモチ、クスノキ、市の花は夏がフヨウ、冬はサザンカである。

福岡城跡は都心部の緑の拠点に位置づけられ、土塁上や石垣周辺には、二次林（自生した樹林）のクスノキ、シイノキ等の常緑広葉樹と、ムクノキ、エノキ等の落葉樹が密生し、さらに二ノ丸、本丸等はウメ、サクラなど花木とツツジの植込みで、季節ごとの花が楽しめる。さらに、堀にはハスが群生するほか、ツクシオオガヤツリ（県指定天然記念物）も点在している。

また、福岡城跡の史跡全域と大濠公園を含めた範囲が「福岡城址風致地区」に指定されており、西公園風致地区、桜坂風致地区、護国神社緑地保全地区などと共に、商業地域や住居地域に囲まれた中での緑のオアシス空間を形成している。

2) 福岡市の緑のまちづくりの方針

福岡市は、市内の緑全般に関する総合的な計画である『福岡市 新・緑の基本計画』を策定し、「風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡をめざして～市民・地域・企業とともに」とうたい、計画の基本方向・施策を次の6点としている。

1. 「骨格」森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます。
2. 「むすぶ」山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます。
3. 「拠点」九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります。
4. 「身近」心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります。
5. 「安全・安心」福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります。
6. 「共働」市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます。

このうち、3項の「拠点」の（4）で「歴史的風致を形成する緑等を守り、つくる。」を示し、福岡城跡、鴻臚館跡の復元・活用について、福岡固有の歴史・文化伝承の場、また本市の象徴的空間、さらには市民に憩いとやすらぎを提供する歴史公園として整備します、と示している。

また、地球温暖化に関連した都市のヒートアイランド現象の緩和や、多様な自然環境の保全と創出など幅広い緑の方向性が示されている。



(出典：福岡市新・緑の基本計画)

図Ⅲ-1 緑の将来像図

3) 舞鶴公園（福岡城跡）の緑の方向性

福岡城跡の緑は、福岡市中心地域で隣接する大濠公園と一体となり、80ha余の大きなオープンスペースを構成し、都市環境の向上に有形・無形の寄与を果たす存在である。特に都心部の緑の拠点として、城跡内南側を中心に生育しているクスノキ等の巨木や、常緑・落葉樹の大木の緑は都市空間に潤いと個性をもたらし、あわせて都市景観形成の面からも重要な存在である。さらに、「さくらの名所」づくり事業では本丸・二ノ丸ゾーン、堀沿いと都市計画道路沿いゾーン、三ノ丸西側広場ゾーンと計画

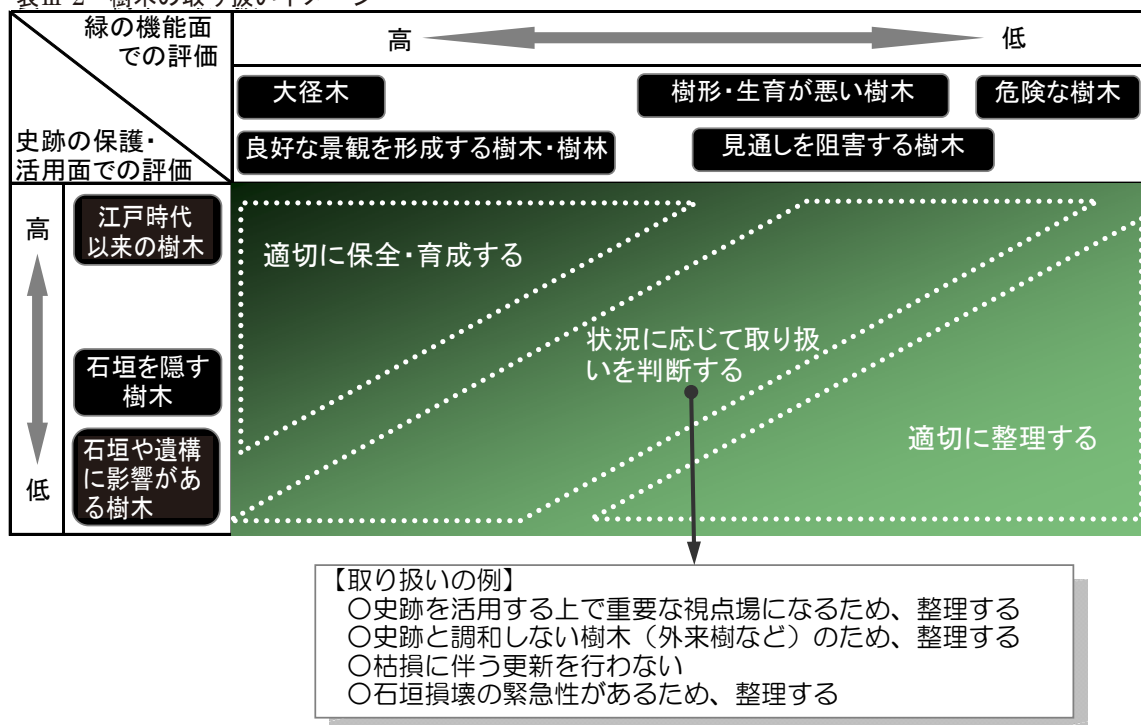
的に城跡内のさくらの名所化が展開されている。

一方、修景や名所づくりで植えられた樹木や自生した樹木の中には、公園利用者の安全性や快適性などを妨げ、かつ公園管理上問題のある部分もある。さらに、主要な遺構を遮蔽し、遺構の保全に影響を及ぼすなど、史跡と競合する樹木も存在する。

そこで、福岡城跡内の樹木を緑の保全・生育面での評価および史跡の保護・活用面での評価から区分し、各々の今後の取扱いの方針を定め、個別の樹木への対処を検討する。また、公園の樹木としても『福岡市 新・緑の基本計画』にうたわれる基本理念や方針を実践した樹木の育成が求められる。

舞鶴公園（福岡城跡）の緑の方向性については、表Ⅲ-2 のとおりに定める。

表Ⅲ-2 樹木の取扱いイメージ

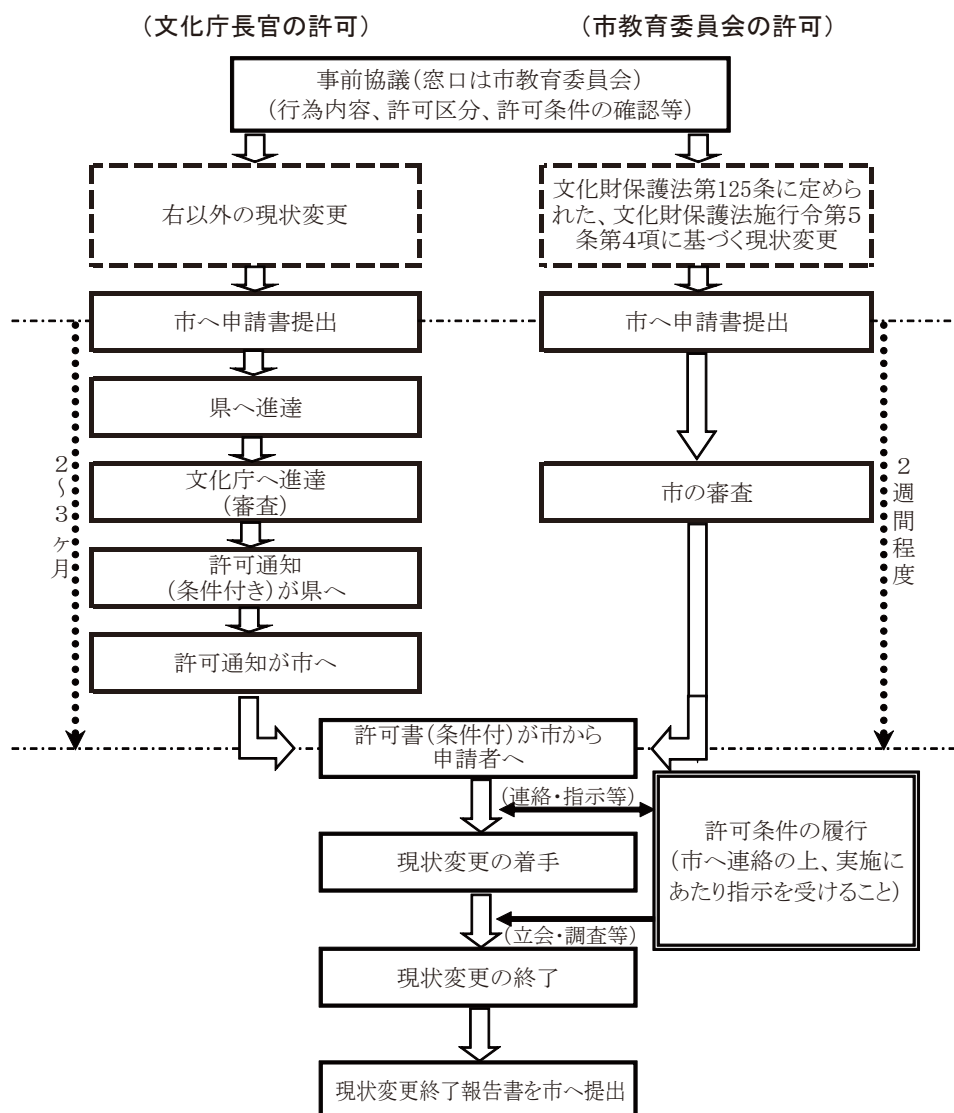


今後は、表Ⅲ-2 に示した方向性に基づき、関係部局が相互に連携を図り、一つ一つの事案について調査・検討を行い、調整を図っていくものとする。特に、石垣面や天端に自生した樹木は城郭が本来有していた要素ではないが、現状では風致地区として保護されて市民に親しまれていることから、これらについては今後、石垣総合調査などを行って石垣の孕みと樹木の相関関係を明らかにしたうえで、必要に応じて市民の理解を得ながら整理を検討するものとする。また、史跡の景観を阻害している樹木についても、ビューポイントとしての重要性の検討などを十分行った上で、同様の検討作業を行っていく。

5. 現状変更の手続き

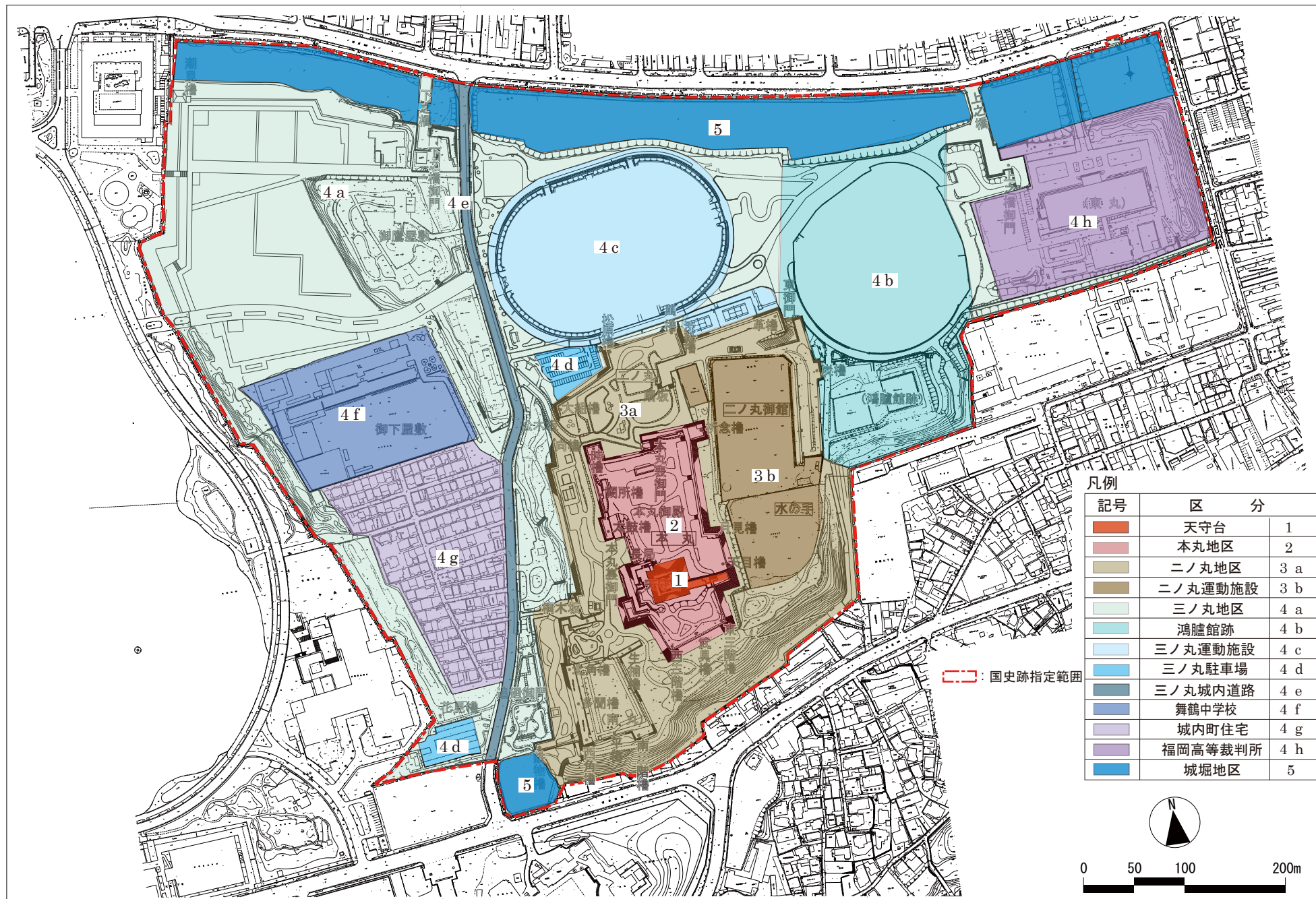
史跡指定地内において予想される各種の現状変更や保存に影響する行為に対しては、「文化財保護法」第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）、第168条（国に関する特例）、および文化財保護法施行令第5条（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）の規定に基づいた適切な管理を行う。なお、歴史的建造物のうち重要文化財については、第43条（現状変更等の制限）等に、その他の文化財についても法令に基づき適切に管理する。

表Ⅲ-3に許可区分と処理基準を示し、あわせて福岡城跡で過去5年間に行われた現状変更等の具体例、および今後に予想される事例を列記し、その許可の可否について示した。具体的な手続きの手順については、下記に掲載した。また、今後は表Ⅲ-3に基づき現状変更等の手続きを行うが、現状を変更する行為等が許可された場合においても、発掘調査（簡易な場合は立会調査）を条件とし、行為にあたっては市教育委員会の指示に従うものとする。



表Ⅲ-3 史跡福岡城跡における現状変更等の取り扱い基準

許可区分	処理基準 （施行令第5条第4項第1号）	具体例	1 天守台	2 本丸	3　二ノ丸		4　三ノ丸								5 城堀	
					a	b	a	b	c	d	e	f	g	h		
					b以外	運動施設	b～h以外	鴻臚館跡	運動施設	駐車場	城内道路	中学校	城内町住宅	裁判所		
許可不要	維持の措置	①原状復旧②き損・滅失の拡大防止のための応急措置③き損・衰亡・復旧不可能による除去														
	非常災害のために必要な応急措置	消火活動等														
	影響が軽微である場合	樹木の枝落とし、除草、花壇の維持管理等														
福岡市教育委員会 （権限委譲）	（イ）3ヶ月以内の期間限定の小規模建築物の新築・改築・増築・除去	小規模なプレハブ・ユニットハウス・仮設トイレ・その他の小規模建築物の設置や除去	認められない													
	（ロ）省略	（福岡城跡は該当せず）														
	（ハ）工作物の設置・改修・除去、道路の舗装・修繕（地下遺構に影響を与えるおそれがないもの）	（仮設工作物）舞台、アーチ、テント、照明、柵等														
		（安全上必要な工作物）外柵、転落防止柵、小規模建築物に付随する門等														
		車止め		認められない												
		（維持管理上必要な工作物）ベンチ、ゴミ箱、石碑、地上型の照明器具、下記（ニ）に該当しない表示板等														
		便所、倉庫、井戸覆屋、四阿、自販機		認められない												
		水質浄化装置	市の許可が必要													市の許可が必要
		展望台の修繕		市の許可が必要												
		（道路の舗装・修繕） 都市計画道路の舗装・修繕、溝等の修繕等														
		管理用道路・園路の舗装・修繕、階段・側溝等の修繕														
		既設の道路に設置される電柱・道路標識・信号機・ガードレール														
	（その他の工作物）小規模な観測・測定機器、木道等															
	（ニ）史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改善又は除去（地下遺構に影響を与えるおそれがないもの）	城内の案内板、史跡の説明板、建造物や遺跡の解説板・表示板、注意板等														
		歴史的建造物の簡易な補修、維持管理のため必要な施設														
		芝張り等の簡易な整備														
		展示物の外柵														
（ホ）埋設されている電線、ガス管、水道管または下水道管の改修	管理活用に必要な外柵・階段・手すり															
	（新設は除く、既存の掘り方内に納まる改修のみ）水道メーター・止水栓・散水栓、埋設管の蓋板、埋込型照明器具等		認められない													
（ヘ）木竹の伐採	樹木の養生、地表より上での樹木撤去（抜根を含まない）															
（ト）～（リ）省略	（福岡城跡は該当せず）															
文化庁長官	現状変更 （物理的作為的変更を加える行為）	史跡の整備・修復														
		区画および地形の変更、大規模な盛土		認められない												
		天守台展望台の大きな改修		文化庁長官の許可が必要												
		3ヶ月を超える期間限定の建築物の新築・改築・撤去		認められない												
		（掘削を伴う工事）工作物の新設、掘削を伴う土壌改良、新たな植樹・植栽、抜根、抜根を伴う移植、掘削を伴う舗装改良、暗渠新設等		認められない												
		発掘調査、地質調査														
	国の機関が行うもの	福岡高等裁判所が行う現状変更													文化庁長官の許可が必要	



図Ⅲ-2 取り扱い区分図

IV. 整備活用の方方向性

この保存管理計画では、福岡城跡の本質的価値を形成する様々な構成要素を保存し顕在化させることにより、本質的価値を向上させることを目的とするが、その価値をさらに魅力あるものとして磨いていくためには、適切で計画的な整備を行っていくことが必要である。その基本的な方向性は『福岡城跡保存整備基本構想』に既に述べられており、また、より具体的な内容については今後『整備基本計画』を策定して定める。『福岡城跡保存整備基本構想』に則って基本的な方向性を述べるとともに、保存管理計画との関係がより密接な部分について詳しく述べるものとする。

1. 整備活用理念

整備活用の前提は、城郭遺構の保存を図ることであり、整備の目的は『舞鶴城址将来構想（中間とりまとめ）』の基本理念に示された「史跡は、福岡の歴史・文化の拠点空間、公園は都心部の緑・憩いの拠点空間と位置付けられ、セントラルパークの核、あるいはサイトミュージアムとして福岡城跡と鴻臚館跡を中心に緑を活かした歴史公園として、福岡のシンボルとして整備する。」とうたわれている内容を実践することである。

福岡城跡の整備活用理念については、『福岡城跡保存整備基本構想』にあるとおり、福岡市の歴史的および文化財保護の象徴として、福岡城の多様な価値の保存を後世まで図り、歴史の正しい理解を深めることとする。

2. 整備の方方向性

福岡城の多様な価値の保存を後世まで図り、歴史の正しい理解を深めるためには、現在の福岡城は、見学者あるいは来訪者にとって、城郭の全体像や魅力が伝わりにくい状況にある。また、大濠公園とともに福岡市のセントラルパークとしての位置づけがありながら、都心部にある広大な空間というポテンシャルが活かされていない。よって、以下の課題について検討する必要がある。

- ・城郭の全体像と個別遺構が持つ価値や魅力が十分に伝わる整備活用の検討を行う。
- ・適切なゾーニングと、各ゾーンの特性を十分に活かした整備活用の検討を行う。
- ・遺構および城郭景観の保存や顕在化と、緑の保全や都市公園としての機能の確保との調整を進める。
- ・市民や観光客が歴史的・文化的価値を楽しめる空間形成や機能を整備する。
- ・史跡と都市公園が調和した良好な景観形成を目指した整備を行う。
- ・平成24～25年度に『整備基本計画』を策定する。

3. 福岡城跡の保存整備のためのゾーン区分

整備のゾーン区分については、『福岡城跡保存整備基本構想』のゾーニングの考え方を踏まえながら、『整備基本計画』の策定にあたっては、ゾーンをより細かく分ける必要があるが、社会状況の変化にも応じた検討を行っていく。

基本構想では、整備の対象となる範囲は大きく、㊦城郭エリア、㊧城下エリアに2区分され、㊦城郭エリアは史跡指定を受けている範囲にほぼ等しく、周辺の埋め立てられた城堀を含み下記のとおり細分される。

㊦城郭エリア

○天守台・本丸・二ノ丸ゾーン

○三ノ丸ゾーン

○門・堀・土塁ゾーン

○鴻臚館ゾーン

㊧城下エリア

(出典：『福岡城跡保存整備基本構想』)

ア. 城郭エリア

福岡城跡の中には、別に鴻臚館跡が重複し、かつ大部分の範囲で大規模スポーツ施設をもった総合公園とも重複している。その他高等裁判所や中学校、城内町住宅、都市計画道路などの施設もある。このため史跡の保護や活用の観点から多くの課題を抱えており、城跡としての存在感や魅力を十分に発揮できない状態である。基本構想では、以下のとおり整備指針が示されている。

○本丸（天守台を含む）・二ノ丸ゾーン

歴史的建造物や庭園等の復元整備、石垣の保存に努め、城郭としての景観保全を重視する。

○三ノ丸ゾーン

現在、公園部局によって積極的な公園整備が進められている三ノ丸を主体とするゾーンで、史跡地内の地下遺構や景観の保全に留意しながら、市民が憩うための空間整備を行う。利用者の便益施設等の充実を図り、拠点となり得る施設等の設置を検討していく。

○門・堀・土塁ゾーン

史跡指定地の外部から見える歴史的および自然的景観を重視するゾーンである。特に歴史的建造物が配される大手門（下之橋御門）や角櫓、橋等の復元整備、また土塁の保全に努め、これらの景観を妨げたり、遺構の保全に支障をきたす植栽については公園部局との連携により、早急な対応を図る。

また、南側の埋め立てられた城堀については、顕在化に努める。

○鴻臚館ゾーン

現在なお、発掘調査が継続されていることから、具体的な整備内容は別途定めるが、福岡城とは時期や性格が大きく異なる。整備においては、両者を区分する必要があるものの、双方の景観を損なわないことに十分留意する。

また、本ゾーンは三ノ丸の家老屋敷跡に該当するため、その保全にも努める。

(出典：『福岡城跡保存整備基本構想』)

上記のうち、二ノ丸ゾーンのスポーツ施設は、移転を検討するなど、史跡公園として整備するという観点から整理・統合を図る必要がある。また、三ノ丸ゾーンについては、遺構や史跡としての景観に配慮しながら、比較的柔軟に便益施設や休憩施設と

いった都市公園の機能、防災避難地などの防災機能の確保が検討できるが、ゾーンが広大なため、歴史的な特性、諸施設、樹木、周辺環境、景観などを考慮し、別途個別細別のゾーン区分が必要である。

公共施設等については、景観や遺構保護の観点から見直す必要があるものが少なくなく、また、老朽化したもの等については再整備もしくは撤去を行っていく必要がある。再整備ないし撤去のいずれの場合においても、本書に定める現状変更許可基準に基づき、これを行うものとする。

また、石垣については、近い将来に石垣総合調査（石垣カルテの作成）などを行って、現状の把握と記録に努めるほか、傷みの原因が裏込石の目詰まりか、樹木の根か、その他の原因によるものか等の検討を行う。現在は上之橋御門北側の石垣について修復工事を行っており、今後も緊急性が高いものから修復していく。

福岡城の城堀のうち、南～東辺の大半は埋め立てられて、市街地化している。将来的に堀の顕在化や復元を視野にいれ、追加指定も考慮しながら検討を進めていくことが必要である。

また、鴻臚館跡については整備構想の策定が目前に迫っており、長期にわたる発掘成果を十分に踏まえたうえで、保存整備・活用を検討する必要がある。

イ. 城下エリア

博多から中洲を経て天神～唐人町へと続く地域は、福岡城の北側を東西に伸びていた唐津街道沿いに発展したエリアであり、そのまま今日の福岡市の骨格をなしている。史跡指定地外に当たるこのエリアについて、基本構想では以下のとおりに整備指針が示されている。

○城下エリア

市内において都市開発が最も著しい一帯である。まず、町並みや街道筋の現状調査を行い、さらに「侍屋敷ゾーン」や「町家ゾーン」、「唐津街道ゾーン」、「中堀・肥前堀ゾーン」等のゾーニングの細分を行う必要がある。

また、堀等の地下遺構については可能な限り保存に努め、平面や説明表示を行うとともに遺存する石垣については追加指定も考慮する。

なお、史跡指定地に隣接する当該地については、緩衝帯としての環境整備を配慮していく。

（出典：『福岡城跡保存整備基本構想』）

「大濠公園」はかつて福岡城の大堀であり、昭和2年（1927）の東亜勸業博覧会開催に際して約半分が埋め立てられて会場として使用され、博覧会閉会後に会場跡を整備して昭和4年に大濠公園として開園した。開園と同時に大濠公園は福岡の名所のひとつに数えられるようになり、現在も市民の憩い、スポーツ、観光の空間として親しまれている。大濠公園と舞鶴公園（福岡城）の間にはフェンス、水路、土塁、樹木等があって隔絶された状態となっており、相互の連携が不十分となっている。将来、三ノ丸西側土塁の南北に潮見櫓と花見櫓を復元整備する際に、あわせて土塁など周辺の環境整備を行い、両者の連携を充実させていく必要がある。

また、城郭から東側へ伸びる中堀・肥前堀については完全に市街地化しており、埋蔵文化財包蔵地としての発掘調査は行われているものの、市の中心部に位置することから環境整備については厳しい状況となっている。

城跡を取り囲む城下町エリアについては、高層ビル化が進んでおり、北側は城と海との関係がわからないなど、景観的に不自然な状態となっている。上記の整備指針を踏まえ、将来的には歴史的建造物の保全・修景、城下町の景観に配慮した歴史まちづくりの観点から検討を加えていくことが課題である。

4. 福岡城跡の整備についての市民意識

平成23年度の「市政に関する意識」において、鴻臚館跡・福岡城跡の整備についてのアンケート調査を行った。調査項目と回答（抜粋）は表Ⅳ・1のとおり、調査結果の主な内容は次のとおりである。

- ・「福岡城跡を知っている」人の割合は8割を越え、いずれの年代でも認知度が高く、なかでも男性60代以上、女性50代では9割を超えるが、20代では男女とも6割前後と低い。また、福岡市に長く住み続けている人ほど割合が高い。なお、福岡城跡・鴻臚館跡ともに知っている人は全体の6割を超えている。
- ・「福岡城跡を知っている」人のうち、「過去3年間で福岡城跡に行った経験のある」人は約6割となっており、福岡城跡の現状については、「今のままで良いと思う」が5割を超え、「今のままでは良くないと思う」を上回っている。
- ・史跡としての整備の必要性については、「整備をする必要がある」が5割を超え、「整備は不要である」を上回っており、「過去3年間で福岡城跡に行った経験のある」人では整備必要が6割弱、整備不要が約3割となった。
- ・観光資源としての活用については、「活用をしたほうが良い」が5割を超え、「今のままで良い」を上回っている。
- ・建物の復元については、「復元する」が半数近くで、「復元する必要はない」を上回っており、男性の方が女性よりも復元支持の割合が高い。「福岡城跡を知っている」人では「復元する」が5割強、「過去3年間で福岡城跡に行った経験のある」人では「一部復元」が3割強、「全復元」が2割強で、「復元する」が計5割強となっている。
- ・史跡と公園のバランスについては、「現状のままで良い」が約4割で最も多く、「石垣がもっと見えるように、樹木を整理したほうが良い」と「石垣の見栄えよりも、樹木の保全・育成を優先したほうが良い」が各々2割弱と、ほぼ同割合であった。大まかな傾向として、男性の方が史跡重視を支持し、女性の方が公園重視を支持している。
- ・史跡の復元整備のための寄付については、「寄付をする」が「寄付をしない」を上回っており、特に70歳以上の男性では「寄付をする」が半数を超えている。

福岡城跡の認知度、訪問経験は鴻臚館跡と比べて高く、福岡市民に広く親しまれており、史跡、観光資源、建物の復元といった整備志向がやや上回ってはいるが、今の姿に満足している現状維持志向もある程度認められる。従って整備にあたっては、観光資源として、また歴史を学ぶための建物の復元なども含む城跡として、バランスの取

れた整備が望まれているものと思われる。今後は、市民に福岡城に親しみや愛着を持ってもらうために、史跡の保存・活用に市民の参画が得られるような取組みを続けていく必要がある。

表IV-1 鴻臚館跡・福岡城跡の整備についての市民意識

(無回答は含めていない)

1. 鴻臚館跡を知っているか。 (N=2,588)	知っている 67.3%	知らない 32.5%			
2. 1で「知っている」と回答した人について、					
2-1. 過去3年間で鴻臚館跡に行ったことがあるか。 (n=1,742)	ある 31.2%	ない 65.4%	わからない 0.7%		
2-2. 鴻臚館跡の現状について、どう思うか。 (n=1,742)	今のままでよい 11.1%	どちらかといえば今のままでよい 19.5%	どちらかといえば今のままでよい 14.8%	今のままでよい 12.5%	わからない 36.2%
2-3. 鴻臚館跡を、子どもたちや市民が歴史を正しく学ぶことができるように手を加え、史跡としてきちんと整備する必要があると思うか。 (n=1,742)	必要 25.9%	どちらかといえば必要 31.5%	どちらかといえば不要 8.7%	不要 5.6%	わからない 22.4%
2-4. 鴻臚館跡にシンボリックな建造物を造ったイベントを大々的に行うなどし、観光資源としてもっと活用した方がよいか。 (n=1,742)	もっと活用した方がよい 22.8%	どちらかといえば活用した方がよい 26.5%	どちらかといえば今のままでよい 12.6%	今のままでよい 15.6%	わからない 17.8%
3. 鴻臚館跡の整備をどのように行うとよいと思うか。 (N=2,588)	可能な限り全ての建物を復元する 19.5%	建物の一部を復元し残りは地表に表示する 26.4%	建物は復元しないで地表に表示する 14.7%	その他 2.0%	わからない 33.2%
4. 福岡城跡を知っているか。 (N=2,588)	知っている 82.4%	知らない 17.0%			
5. 4で「知っている」と回答した人について、					
5-1. 過去3年間で福岡城跡に行ったことがあるか。 (n=2,133)	ある 58.1%	ない 40.6%	わからない 0.7%		
5-2. 福岡城跡の現状について、どう思うか。 (n=2,133)	今のままでよい 26.5%	どちらかといえば今のままでよい 25.7%	どちらかといえば今のままでよい 15.4%	今のままでよい 12.3%	わからない 17.9%
5-3. 福岡城跡を、子どもたちや市民が歴史を正しく学ぶことができるように手を加え、史跡としてきちんと整備する必要があると思うか。 (n=2,133)	必要がある 21.8%	どちらかといえば必要 32.0%	どちらかといえば不要 16.0%	不要 10.0%	わからない 17.9%
5-4. 福岡城跡にシンボリックな建造物を造ったイベントを大々的に行うなどし、観光資源としてもっと活用した方がよいか。 (n=2,133)	もっと活用した方がよい 26.5%	どちらかといえば活用した方がよい 24.8%	どちらかといえば今のままでよい 15.5%	今のままでよい 18.8%	わからない 12.2%
6. 福岡城跡の建物をどの程度復元した方がよいと思うか。 (N=2,588)	全ての建物を復元する 19.2%	一部を復元する 29.9%	復元する必要はない 26.0%	その他 1.7%	わからない 20.0%
7. 史跡と公園、特に石垣と樹木のバランスについて。 (N=2,588)	石垣がもっと見えるように樹木を整理した方がよい 19.3%	現状のままでよい 40.8%	石垣の見映えよりも樹木の保全・育成を優先した方がよい 18.4%	わからない 17.6%	
8. 仮に復元整備のための募金が行われるとしたら寄付をするか。 (N=2,588)	両方の整備のために寄付をする 21.0%	鴻臚館跡の復元整備のためなら寄付をしてもよい 3.7%	福岡城跡の復元整備のためなら寄付をしてもよい 11.5%	両方ともに寄付しない 30.5%	わからない 31.0%
9. 8で「両方ともに寄付しない」と回答した人へ、					
9-1. 寄付をしない理由は何か。 (n=789)	興味が無い 19.4%	経済的に余裕がない 56.7%	その他 23.8%		

※調査対象者：福岡市内に居住する成人男女4,500人を無作為に抽出して郵送し、2,588サンプルを回収（57.5%）

（平成23年度「市政に関する意識調査」より）

V. 管理運営の方向性

福岡城跡は昭和32年に国指定史跡となった後、公共建物施設が順次移転していき、その都度芝生化などの部分的な整備が行われてきた。福岡城跡の史跡としての管理は福岡市教育委員会が行っているが、史跡指定地内には舞鶴公園、高等裁判所、舞鶴中学校、城内町住宅、都市計画道路舞鶴公園線があり、それぞれに管理団体が存在する。裁判所、中学校については城外移転が具体化しつつあり、これらの跡地も将来的には舞鶴公園に含まれていくものと考えられる。

舞鶴公園は、現状では福岡城跡の約9割の範囲を占めるが、史跡内の公園要素以外の諸施設の移転が進めば将来的にはほぼ同面積となることを見込まれ、史跡と一体的に管理、整備活用していくことが不可欠となる。史跡整備と公園整備における様々な課題に対応するため、密接に連携した管理運営体制の確立を目指す。

1. 管理運営の方針

史跡指定地内においては、関係部局およびその他の機関が相互に連携、協力しながら、史跡指定地の適正な管理に努める。また、城郭としての景観を保全するため、建造物や石垣、土塁、堀等の周辺については、その方法に特に留意して取り扱う。なお、石垣については、石垣の調査成果をもとに、現状で孕みが認められる箇所や不安定箇所は、公園利用者や施設利用者の安全確保に主眼をおいて計画的に保存修理を実施していく。

2. 管理運営の方法

史跡指定地については、土地所有者が適正な管理を行うことを原則とするが、福岡城跡では土地所有者や管理者が複数にわたることから、福岡市が文化財保護法に基づく「管理団体」となることを目指すものとする。

史跡鴻臚館跡については、すでに福岡市が管理団体の指定を受けており、文化財保護法に規定された、①標識・説明板の設置、②土地の所在地や地番等の異動の文化庁長官への届け出、③現状変更等の行政事務等の保存管理を行っている。

3. 管理運営の体制

福岡城跡の管理については、史跡としての管理を福岡市教育委員会が行うが、土地所有者や管理者が多岐にわたるため、関係部局との連携や調整を十分に図る必要がある。管理の主な内容は、文化財については建造物の保守点検や防災管理、石垣等の遺構の除草、公園施設については施設の補修・運営、樹木管理、除草、駐車場管理、都市計画道路については路面の補修や街路樹管理等であり、その他の施設についても同様の管理行為が発生する。これらについては、地下遺構や石垣等の露出遺構に影響しない管理が前提となるが、現状変更が発生する場合においては、景観への影響を含めて審査検討の対象となる。

現在、関係部局で定期的な連絡会議を開催しながら事業を推進しているが、より恒

常的な連絡体制づくりが課題であり、将来的には一元的に管理できる体制の整備を目指す。

4. 市民との連携

福岡城跡の歴史的景観や遺構、復元整備された建造物等の適正な維持管理のため、建造物等の公開活用や、除草や清掃等の維持管理などにおいては、行政機関のみならず、市民やNPO法人、ボランティアとの連携を図ることも有効である。また、福岡城跡の価値や魅力を伝えるなどの活用事業については、市民団体の積極的な協力を得ながら実施しているところである。

そこで今後は、このような連携を実行するための環境づくりに努めることが必要である。これを踏まえ、市民との連携についての課題と方向性を、以下のとおりとする。

1) 課題

隣接する大濠公園に比べて、舞鶴公園（福岡城）の市民の利用者は少ない。また、福岡市を訪れる観光客は、平成22年度の実績では約1,642万人にのぼるが、うち福岡城跡を訪れる観光客の比率は小さい。これは全国的に知名度が低いためと考えられ、空間としての魅力の欠如や、城郭としての雰囲気不足が原因と思われる。また、来訪者の回遊性や城跡であるためにユニバーサルデザインへの対応が十分でないなど、課題は少なくない。しかし近年には「福岡城さくらまつり」の開催や市民団体による歴史的建造物の公開など、利用者の増加に向けての新しい試みが行われている。これに鑑み、舞鶴公園（福岡城跡）では、活用の観点に立った以下のような取り組みが必要である。

2) 今後の方向性

今後、まず全体的な整備計画を策定し、案内板等のデザインの統一等を含む整備内容の検討を行って、段階的に整備を進めていくが、全体計画の策定に当たっては、市内の文化財に関する情報発信機能を備えるなど、文化財活用ネットワーク等の拠点となるよう配慮する。市街地中心部に残る広大な史跡であることを十分に活用し、多面的な文化的活用が可能となるよう、行政と地域・市民団体等が一体となって取り組む必要がある。

- ・歴史的景観や復元整備した建造物等の適正な維持管理を行い、積極的な公開活用を行って市民へのアピールに努める。見学や散策がしやすい動線や見通しを確保し、可能な範囲でユニバーサルデザイン対応を進める。
- ・NPOや市民団体と連携した建造物の一般公開や関連イベントなどを広く周知して積極的な参加を呼びかけるとともに、今後、行政と地域・市民団体等がより連携できるよう、活動の一層の充実をはかる。

参 考 資 料

目 次

関係法令等

ア) 文化財保護法 (S.25/抜粋)	77
イ) 国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物 及び史跡名勝天然記念物指定基準 (S.26/抜粋)	86
ウ) 文化財保護法施行令 (S.50/抜粋)	87
エ) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更の 許可申請等に関する規則 (S.26/抜粋)	88
オ) 文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝 天然記念物の現状変更の許可の事務の処理基準 (H.12/抜粋)	90
カ) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (S.29/抜粋)	93

関係法令等

ア) 文化財保護法（抜粋）昭和25年5月30日法律第214号、平成19年3月30日号外法律第7号改正

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
 - 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
 - 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
 - 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁（りょう）、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
 - 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
 - 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第百五十三条第一項第一号、第百六十五条、第百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
- 3 この法律の規定（第百九条、第百十条、第百十二条、第百二十二条、第百三十一条第一項第四号、第百五十三条第一項第七号及び第八号、第百六十五条並びに第百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(略)

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(略)

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

(仮指定)

第百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第十二章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第二百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第二百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であってその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

- 第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。
- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によってもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入ってその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があったとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(略)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(略)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百二十一条第二項（第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第二百二十九条第二項、第一百七十二条第五項及び第一百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

3 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第百三十一条第二項

- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たたる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（略）

（書類等の経由）

- 第百八十八条** この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。
- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

- 第百八十九条** 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

イ）国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、平成8年10月28日文部省告示第185号改正

史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

ウ) 文化財保護法施行令（抜粋）

昭和50年9月9日政令第267号、平成20年3月31日号外政令第127号改正

（略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

（略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあっては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

へ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物に物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

エ）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号、平成17年3月28日号外文化庁省令第11号改正

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼ(\\)う(\\)を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第五条第四項第一号ヌの管理のための計画（以下「管理計画」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

オ）文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

平成12年4月28日庁保記第226号、各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知

地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

- ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤当該現状変更等の許可申請又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

Ⅱ 個別事項

1 令第5条第4項第一号イ関係

- (1)「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第二号に定める建築面積をいう。
- (2)次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
 - ①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える日
 - ③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4)新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第一号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第一号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に付随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定装置
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第一号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ⁶(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第一号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

令第5条第4項第一号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

カ) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号、平成17年3月28日号外文部科学省令第11号改正

(標識)

- 第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
 - 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）
 - 三 指定又は仮指定の年月日
 - 四 建設年月日
- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

- 第二条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。
- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
 - 二 指定又は仮指定の年月日
 - 三 指定又は仮指定の理由
 - 四 説明事項
 - 五 保存上注意すべき事項
 - 六 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

- 第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

- 第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。
- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

国史跡福岡城跡 保存管理計画

2012年（平成24年）3月

監修・発行 福岡市教育委員会
福岡市中央区天神1丁目8-1

編集 (株)中桐造園設計研究所

印刷 秀巧社印刷

国史跡福岡城跡
保存管理計画

2
0
1
2

福岡市教育委員会